

2024 年度

学 生 便 覧

～履修のてびき～

奈良佐保短期大学

はじめに

『学生便覧』には、皆さんが入学してから卒業するまでの学修を円滑に進められるように、基本となるルールを掲載しています。卒業して学位を取得するためには、どのような授業をどのような順序で受けたら良いのでしょうか？また、介護福祉士、栄養士、保育士、幼稚園・小学校教諭など国が定める資格や、秘書士、ピアヘルパーなど就職に役立つ資格はどのような科目を履修すれば取得できるのでしょうか？それを理解するためには、是非この『学生便覧』を活用してください。皆さん一人ひとりが、卒業後の目標＝「なりたい自分」になるために、奈良佐保短期大学でどのような学生生活を送れば良いのか必要な事が全て書かれています。本学の教育理念に掲げられた「自律する人」になるために、『学生便覧』でわからない事を調べる、ルールを確認する習慣を身につけて欲しいと思います。その習慣は、皆さんが社会に出た時に必ず役に立つでしょう。実り豊かな学生生活が送れるかどうかは皆さん自身にかかっています。「事象に自ら関わる人」になってください。そして友人や教職員との様々な関わりを通して「自己と他者を尊重する人」となってくれることを切に願っています。

学長 池内 ますみ

目 次

奈良佐保短期大学の「建学の精神」及び「教育理念」、「学士課程教育の3つの方針」
奈良佐保短期大学のあゆみ

《履修のてびき》

I 履 修

- (1) 単位制
- (2) 単位
- (3) 履修登録
- (4) キャップ制(履修上限単位数)
- (5) 単位の修得
- (6) GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度
- (7) 卒業の要件

II 履修登録

- (1) カリキュラム
- (2) 必修科目と選択科目
- (3) 他学科・他コース履修「課程外選択科目」
- (4) 単位互換制度
- (5) 履修登録の手順
- (6) 履修登録変更期間

III 授 業

- (1) 授業の開講形態
- (2) 授業時間
- (3) 休講
- (4) 補講
- (5) 欠席
- (6) 遅刻・早退
- (7) 学生申し立て

IV 公認欠席

- (1) 忌引
- (2) 学校感染症

V 試 験

- (1) 筆記試験の心得
- (2) レポート試験
- (3) 実技試験、課題(作品)提出
- (4) 追試験・再試験

VI 成績評価

- (1) 単位認定制度
- (2) 成績の発表

VII 免許・資格

- (1) 免許・資格の種別
- (2) 学科・コースごとに取得する資格
- (3) その他の資格

Ⅷ 学籍

- (1) 学籍
- (2) 学籍上の氏名
- (3) 学籍番号(学生証番号)
- (4) 学籍異動
- (5) 修業年限と在学年限

《履修に関するQ&A》

《各種資格カリキュラム》

- | | |
|-----|----------------------|
| 表1 | 介護福祉士資格 |
| 表2 | 栄養士免許 |
| 表3 | フードスペシャリスト資格 |
| 表4 | 小学校教諭二種免許 |
| 表5 | 幼稚園教諭二種免許 |
| 表6 | 保育士資格 |
| 表7 | 社会福祉主事任用資格 |
| 表8 | ピアヘルパー |
| 表9 | 介護職員初任者研修 |
| 表10 | 介護食士3級 |
| 表11 | 食の6次産業化プロデューサー【レベル1】 |
| 表12 | 情報処理士 |
| 表13 | 医事実務士 |
| 表14 | 医療秘書実務士 |
| 表15 | 秘書士 |
| 表16 | ビジネス実務士 |
| 表17 | 観光実務士 |
| 表18 | 認定ベビーシッター資格 |
| 表19 | 准学校心理士資格 |
| 表20 | こども食物アレルギー実務課程修了証 |

《学科・コース別カリキュラム》

基礎教育科目
生活未来科生活福祉コース
生活未来科食物栄養コース
生活未来科ビジネスキャリアコース
地域こども学科
他大学等との単位互換について
課程外選択科目

《学科・コース別カリキュラム・マップ カリキュラム・ツリー》

基礎教養科目
生活未来科生活福祉コース
生活未来科食物栄養コース
生活未来科ビジネスキャリアコース
地域こども学科

《日本語教育別科》

日本語教育別科入学者受け入れの方針

日本語教育別科規則

カリキュラム

カリキュラム・マップ カリキュラム・ツリー

《学生生活の心得》

《学則・規程・会則》

学則

学位規程

履修規程

履修細則

学外実習に関する内規

既修得単位に関する取扱要領

放送大学の特別聴講学生となるための手続き取扱要領

所属課程以外の専門教育科目履修に関する内規

緊急時における授業等の取扱要領

公認欠席に関する内規

グレード・ポイント・アベレージ制度及び履修登録単位数の上限制度等に関する内規

不正行為等防止に関する内規

長期履修学生規程

転科規程

卒業延期制度規程

科目等履修生規程

再入学に関する規程

復籍に関する規程

外国人留学生規程

奈良佐保短期大学の「建学の精神」及び「教育理念」

建学の精神

昭和 6 年、当時の奈良女子高等師範学校の同窓会(佐保会)が佐保女学院を設立するにあたり、「教養識見ある女性を養成し、社会に貢献できる人材を育成すること」を掲げた。昭和 40 年、短期大学の開設にあたっては、「女子専門の学術技芸を教授、研究し、実生活に必要な能力を有する教養識見ある女性を育成すること」を謳った。

教育理念

一 自律する人

二 自己と他者を尊重する人

三 事象に自らかかわる人

- 1 人に決められ、人に指示されて行動するのではなく、その時々状況から判断し、自らの意思で行動する事のできる人を育てます。
自律する人になってほしいと考えています。
- 2 自分自身の存在を価値あるものとして信頼し、自信を持つことができれば、自己を尊重することができるようになります。そのことは、他者を受け容れ、尊重する事に繋がっていきます。自他の区別ができ、他者の思いや行動を理解しつつ、自ら行動できる人を育てます。
自己と他者を尊重する人になってほしいと思います。
- 3 人やもの、出来事や状況など、さまざまな事象に自分から積極的にかかわっていく事のできる、行動力のある人を育てます。
受身ではなく、自ら事象にかかわることのできる人になってほしいと考えています。

奈良佐保短期大学で学ぶ人が本学の定める“学修成果”を獲得できるように、学修成果を踏まえた“学士課程教育の3つの方針”を次のとおり定めます。

学士課程教育の3つの方針

【学位授与の方針】

社会生活に必要な知識と教養を身につけ、社会に貢献できる基礎力と学科の専門的学修成果を保証するため設定した科目の単位を修得した者に、卒業を認定し短期大学士の学位を授与する。

1. 知識・理解・技術
それぞれの分野における知識、技術等の理解と体系的に考える力
2. 自主・自発・自律
自らを律し社会の一員としての自覚を持ち、主体的に行動する力
3. 自他理解・自他尊重
自己と他者を尊重し、良好なコミュニケーションを図れる力
4. 協調・協働・連携
社会の課題を発見し、解決に向けて協調・協働して行動する力

〔生活未来科〕

<生活福祉コース>

1. 知識・理解・技術
介護・福祉に関する専門的な知識と技術を修得し、体系的に考え理解している。
2. 自主・自発・自律
社会の一員として自らを律し、地域の福祉に積極的に関わることができる。
3. 自他理解・自他尊重
介護者として自己覚知を行い、介護を必要とする人やその家族、他の介護者や専門職など他者を理解し尊重したコミュニケーションを図ることができる。
4. 協調・協働・連携
介護・福祉に関する社会の課題を発見し、解決に向けて他者と連携し行動することができる。

<食物栄養コース>

1. 知識・理解・技術
食と栄養に関する専門的な知識・技能を修得し、実践で活かすことができる。
2. 自主・自発・自律
社会の一員として自らを律し、主体性を持ち、人々の食と健康のために積極的に行動することができる。
3. 自他理解・自他尊重
人々の食と健康を支援するためのコミュニケーションを図ることができる。
4. 協調・協働・連携
食と健康に関する社会の課題を発見し、解決に向けて他者と協力し行動することができる。

<ビジネスキャリアコース>

1. 知識・理解・技術
専門の知識と技術を修得し、社会の仕組みを体系的に考えることができる。
2. 自主・自発・自律
社会の仕組みを理解し、経営人材として自律的主体的に行動することができる。
3. 自他理解・自他尊重
社会のあらゆる場面において、自他の個性を尊重し配慮と責任ある行動がとれる。
4. 協調・協働・連携

自ら課題を発見し、その解決に向けて協働・連携ができる。

[地域こども学科]

1. 知識・理解・技術

保育・教育の分野における専門知識を理解し、保育技術・教育技法を修得した上で、体系的に実践することができる。

2. 自主・自発・自律

社会の一員としての自覚を持ち、さらに地域に根差す保育者・教育者として、自らを律し主体的に行動することができる。

3. 自他理解・自他尊重

自己と他者を尊重し、子どもと関わる上でのあらゆる人間関係において良好なコミュニケーションを図ることができる。

4. 協調・協働・連携

基礎力と人間性を磨き、地域に根差して、子どもの育ちを支えていく上での社会の課題を見つけその解決に向けて協調・協働することができる。

【教育課程編成・実施の方針】

本学では、ディプロマ・ポリシーに定める社会生活に必要な知識と教養を身につけ、社会に貢献できる人材を育成するため、以下の方針に基づき、教育課程を編成する。

<教育内容>

1. 学科共通の基礎教養科目と学科ごとの専門教育科目を以て教育課程を編成する。
2. 学修成果の達成に向けて、卒業に必要な科目と免許・資格取得に必要な科目をバランスよく配置する。
3. 成績評価については、各教科で公表した評価基準に従って達成度を厳密に評価し、単位の実質化を図る。
4. 基礎教養科目では、社会生活に必要な力を養うために、情報リテラシーを身につけ、キャリア形成に必要な科目を開講する。また、学位授与の方針に従って、自己理解・相互理解を深め、地域・奈良について学ぶ。
5. 専門教育科目では、学科・コースの特性を活かした科目を開講する。

<教育方法>

1. 授業形式については、講義・演習・実験・実習・実技があり、いずれも対面授業を主として行う。
2. 学生一人一人がPCを持ち、ICTを活用した授業を推進する。
3. 学生が主体的に授業に取り組めるよう、アクティブ・ラーニングなどの導入を推奨する。
4. 各教科の担当教員はオフィス・アワーの時間を設け、学生が個別に質問できる時間を確保する。

<学修成果の評価>

1. ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、学生の学修成果の全体を評価する。
2. 各科目のシラバスに定める評価方法により、適正な評価を行う。
3. GPA 制度に基づき、教育の質保証に向けて点検・評価・改善を行う。

<カリキュラム・マップ>

ディプロマ・ポリシーに掲げた学生が身につけるべき資質・能力と各授業科目の関連性をカリキュラム・マップに示す。

[生活未来科]

<生活福祉コース>

<教育内容>

1. 介護・福祉に関する基本的な知識や技術を体系的に身につけるための科目を編成する。
2. 介護・福祉について自発的に考え積極的に行動する力を身につけるための科目を編成する。
3. 介護を必要とする人やその生活について理解する科目、コミュニケーションや支援について理解する科目を編成し、良好なコミュニケーションを図り介護を実践するための力を身につける科目を編成する。
4. 介護・福祉をとりまく状況や制度を理解する科目、地域を学ぶ科目、チームとして介護を行う上で必要な知識や技術を学ぶ科目、介護過程を展開するための知識や技術を身につける科目を編成する。

<教育方法>

1. 講義形式が主体である。授業においてはアクティブ・ラーニングを取り入れ、知識・理解の定着とともに、思考力・判断力をも高める授業を行う。ICTを活用した授業を行う。
2. 講義・演習による理論の修得と実習による体験型学習を中心に行う。
3. 講義による理論の修得と演習形式で行う。授業においては実践演習を取り入れ、知識や技術を修得する授業を行う。
4. 講義・演習形式で行う。授業においてはアクティブ・ラーニングを取り入れ、他者とのグループワークやディスカッションを通じて思考力・協調性を高める授業を行う。

<評価方法>

1. 筆記試験等を中心に行う。
2. 実習は段階ごとにルーブリックで評価を行う。その他レポート、成果発表、研究発表について評価を実施する。
3. レポート、提出課題、成果発表において評価を行う。講義科目では筆記試験、演習科目においては実技試験等で評価を行う。
4. レポート、提出課題、成果発表を中心に評価を行う。その他講義科目では筆記試験等において評価を行う。

<食物栄養コース>

<教育内容>

1. 「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」に関する科目により、食と栄養の知識、技術等を体系的に修得できる科目を編成する。
2. 豊富な演習・実習科目により、確かな技術を身につけるだけでなく、主導的な行動力・協働力・協調性を修得できる科目を編成する。
3. 基礎教養科目や他コースとの共通科目により、自己理解・他者理解をしながら、互いに尊重し合えるコミュニケーション能力を修得できる科目を編成する。
4. 全ての科目を複合し、社会の課題の解決に向けて協力して行動できる能力を修得できる科目を編成する。

<教育方法>

1. 講義・演習形式が主体である。ICTも活用し、講義・演習で食に関する知識・理解の定着をはかり、技術を修得するための実習を行う。
2. 演習・実習形式が主体である。ICTを活用し、アクティブ・ラーニングを取り入れた演習・実習で、講義で修得した理論を活用しながら、自発的に行動し、知識・理解の定着と思考力・判断力を高めるための授業を行う。
3. 演習形式が主体である。アクティブ・ラーニングを取り入れ、他者とのグループワークやディスカッションを通じて、コミュニケーション能力・思考力を高めるための授業を行う。
4. 体験型学習を中心とした演習・実習を行う。

<評価方法>

1. 講義・演習科目では筆記試験、課題提出、実習科目においては実技支援、レポート等で評価を行う。
2. レポート、提出課題、自発性、成果発表を中心に評価を行う。理論や知識の確認は筆記試験も併

用する。

3. 演習科目においては実技試験、レポート、授業への取り組み、プレゼンテーションにより評価を行う。
4. 実技試験、レポート、授業への取り組みやプレゼンテーションなど、シラバスに示された評価方法により、学修成果別評価基準（ルーブリック）に沿って、厳正に行う。

<ビジネスキャリアコース>

<教育内容>

1. ビジネスに対応できる能力を養うため、論理的思考力（仮説・検証・実践）を重視した科目を編成する。
2. 授業内の役割と責任を将来の職業になぞらえて理解し自律的に学修する科目を編成する。
3. 自己と他者を尊重し、配慮と責任のもとに良好なコミュニケーションが図れる科目を編成する。
4. 社会の課題を発見し、解決に向けて協調・連携して取り組む科目を編成する。

<教育方法>

1. 授業形式については、講義・演習・実習があり、いずれも対面授業を主として行う。
2. 学生一人一人がインターネット接続が可能なデバイスを持ち、ICTを活用した授業を推進する。
3. 学生が主体的に授業に取り組めるよう、リサーチ、スピーチ、グループ・ディスカッション、レポート課題の提出等をコア・ルーティンとしたインタラクティブな授業をベースに、さらにLMSを活用した授業中・後の学生レポートやコメントのクラス内シェアを推進し、学生相互にシナジー効果が生まれやすい授業システムを展開する。
4. PBLをベースに「学び」「気づき」「実践」を自律的、個性的、協働的に繰り返すことにより創造的な思考を促進する。

<評価方法>

1. ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、学生の学修成果の全体を評価する。
2. 各科目の開講時にシラバスに定める評価方法をオリエンテーションにて説明し、適宜開講中も注意喚起するなど、適正な評価を行う。
3. GPA制度に基づき、教育の質保証に向けて、出欠、レポート提出状況、ディスカッションへの貢献指示などを開講中適宜行い、点検・評価・改善を行う。
4. スピーチ、レポート、提出課題、成果発表において評価を行う。

[地域こども学科]

1. 資格・免許取得に向けて必要な科目をバランスよく配置するだけでなく、保育・教育の実践力向上を目指すことを目的とした、学科独自科目「キャリアデザイン」「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」を組み込んだカリキュラムを編成し、コミュニケーション能力の養成、基礎学力の向上、社会人マナーの修得、保育・教育実践力の向上を図る。
2. 資格・免許取得を目的とするだけでなく、保育者・教育者として豊かな専門性を育むことを目的とした、学科独自科目「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」を開講し、各自の興味ある専門分野について指導技術の深化を図る。
3. 資格・免許取得の科目設定に加えて、「認定ベビーシッター」「ピアヘルパー」「准学校心理士」「情報処理士」等の資格が取得できる科目を開講し、幅広い支援が可能な保育者・教育者の育成をふまえた体系的なカリキュラムを編成する。
4. 教員は保育者・教育者養成に向けて演習を中心とした丁寧な学生指導にあたり、さらに公立幼稚園・保育所採用試験の合格、小学校教員採用試験合格に向けて実践指導する「総合演習」を学科独自科目として開講し、保育者・教員養成を目指す。

<教育内容>

1. 「各学科コースの基礎科目」「学位授与の方針に従った教養科目」「専門科目」科目群により、保育

者・教育者としての必要な教養・「専門知識・技能」の獲得を図る。

2. 「基礎ゼミナール」「キャリアデザイン」「ゼミナール」科目をとおして、保育者・教育者として主体的に行動する専門性の基盤を獲得する。
3. 「教育実習」「保育実習」「保育の内容・教育方法」及び教育課程全体をとおして、主体的・対話的に学び続け成長するための専門性を養う。
4. 実践や体験を重視した教育課程全体をとおして、他者との協働性、保育者・教育者として地域に貢献できる実践力を育む。

<教育方法>

1. 講義形式及び演習形式で行う。
授業においては、グループワークやディスカッション、実技を中心に行う。
2. ICTを活用した講義形式及び演習形式で行う。
授業においては、グループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーションを中心に行う。
3. ICTを活用した講義形式及び演習形式で行う。
授業においては対話的に学び続ける力を養い、課題レポート、模擬授業、模擬保育、実習指導、実習を中心に行う。
4. 協調・協働する力を養い、社会に貢献できる実践力を磨くためグループワーク、保育・教育実践活動、学外における活動を行う。

<評価方法>

1. 筆記試験、レポート、実技試験を中心に行う。
2. プレゼンテーション、レポート、提出課題、成果発表を中心に行う。
3. レポート、実技試験、提出課題、実習日誌、成果発表、実習先の評価、実習は段階ごとにルーブリック評価を行う。
4. プレゼンテーション、レポート、模擬授業、模擬保育、成果発表により行う。

[科目レベル]

1. カリキュラム・マップに則って、学修成果を設定する。
2. 授業以外に必要な自学自習の内容や方法を明示する。

【入学者受け入れの方針】

奈良佐保短期大学は教育理念に基づき、専門的・実学的教育を行い、地域社会に貢献できる人材を育成するために、以下の資質、能力、意欲をも学生を受け入れます。

1. 本学の教育理念を理解している人
2. 入学後の学修に必要な基礎学力を有している人
3. 本学の設定した学修成果の獲得に向けて努力する人

各学科・コースの入学者受け入れの方針は以下のとおりです。

[生活未来科]

<生活福祉コース>

1. 福祉に関心があり、積極的に他者の話を聞いたり調べたりできる力が身についている人
2. 専門知識を学ぶために必要な、読解・表現・論理的思考などの国語力が身についている人
3. 相手の思いが理解でき、自分の考えを自分の言葉で伝える力が身についている人
4. 目標を明確に持ち、目標の達成に向けて計画的に行動することができる人

<食物栄養コース>

1. 食や栄養、調理に関心があり、より専門的な知識・技術・態度を積極的に学ぶ姿勢のある人
2. 社会の一員として他者を尊重し、自己管理ができ、設定した目標を最後までやり遂げる責任ある行動ができる人
3. 読解力や語学力があり、基礎的なコミュニケーション能力を身につけている人
4. 実務的な計算能力や専門科目を学ぶために必要な「化学」、「生物」の基礎力がある人

<ビジネスキャリアコース>

1. 社会の変化に対応できる能力を養うため、論理的思考力（仮説・検証・実践）を重視する人
2. 授業内の役割と責任を将来の職業になぞらえて理解し自律的に学修する人
3. 自己と他者を尊重し、配慮と責任のもとに良好なコミュニケーションが取れる人
4. 社会の課題を発見し、解決に向けて協調・連携して取り組む人

[地域こども学科]

1. 子ども及び子どもを取り巻く環境に関心を持つとともに、入学後の学修に必要な基礎学力を有している人
2. 子ども及び子どもと関わる関係者と、良好な関係を結ぶためのコミュニケーション能力が身につけている人
3. 本学の教育理念を理解し、保育者・教育者を目指して学び続ける力を持ち、社会規範を遵守した責任ある行動ができる人

[選抜方法の趣旨]

本学では、全ての入試種別において面接試験を実施し、学生生活において他者と協調しながら専門性を高めるために必要な自律的な行動力を測ります。同時に、質問の意図を汲み取り、自分の考えを適切な言葉で表現できる能力を判断します。また、それぞれの学科やコースで必要とされる汎用的な能力については、基礎学力や表現方法及び論理的な考え方などを筆記試験や作文、事前面談や面接時の口頭試問によって確認します。

奈良佐保短期大学に入学し2年間の学びを修めると、あなたはどんな人になるのでしょうか。本学ではそれを、“学修成果”としてまとめました。

【学修成果】

[機関レベル]

1. 社会生活に必要な知識と教養を身につけ、社会に貢献できる。
2. 自律の精神に則り自己管理できる。
3. 自己と他者を尊重することができる。
4. 積極的に社会と関わるすることができる。

[生活未来科]

<生活福祉コース>

1. 介護・福祉に関する知識と技術を身につけ、社会の多様な介護ニーズに対応できる。
2. 介護者として自分自身の身体や心の健康のコントロールができる。
3. 介護を必要とする人やその家族、他の専門職など他者を尊重することができる。
4. 自ら積極的に行動し、地域福祉の向上に貢献することができる。

<食物栄養コース>

1. 食の専門家としての自覚を持ち、新しい知識や技術の修得に努めることができる。
2. 「調理ができる栄養士」として、社会の人々の食と健康に貢献できる。
3. 食の専門家として、食に関わる社会のニーズに対応できる。
4. 食に関わる課題を発見し、他者と協働し解決できる。

<ビジネスキャリアコース>

1. 専門の知識と技術を修得し、社会に貢献できる。
2. ビジネスの仕組みを理解し、経営人材として社会に幅広く貢献できる。
3. 学外実習や学内外の対人対応において、配慮と責任ある姿勢を一貫できる。

4. 自ら課題を発見し、その解決に向けて自律的个性的かつ協働的に努力できる。

[地域こども学科]

1. 保育・教育の領域についての専門知識と技術を修得し、さらに各自の得意分野を活かした、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭として社会に貢献できる。
2. 社会の一員としての自覚をもって社会規範を遵守し、地域に根差した社会貢献ができる保育者・教育者として、自らを律し主体的に行動することができる。
3. 自己と他者を尊重し、子どもと関わる上でのあらゆる人間関係において良好なコミュニケーションを図ることができる。
4. 社会に貢献できる基礎力と人間性を磨き、子どもの育ちを支えていく上での社会の課題を発見し、その解決に向けて自らの努力を惜しまず、協調・協働して地域社会と共生できる。

[科目レベル]

1. 科目ごとの到達目標を理解する。
2. 各学科で設定した知識や技術を獲得する。

附 則

この方針及び学修成果は、令和5年4月1日から施行する。なお、令和4年度以前の入学者については、従来の例による。

~~*~*~*
~
*
~
*

奈良佐保短期大学のあゆみ

- 昭和 40 年 佐保女学院短期大学家政科開設
- 昭和 42 年 栄養士養成課程開設
- 昭和 44 年 佐保女学院短期大学を奈良佐保女学院短期大学と校名変更
- 昭和 48 年 家政科を家政学科と学科名変更
- 昭和 48 年 初等教育学科開設
- 昭和 63 年 家政学科を生活科学科と学科名変更
- 平成 5 年 生駒佐保幼稚園、河内長野佐保幼稚園および倉敷佐保幼稚園をそれぞれ奈良佐保女学院短期大学附属生駒幼稚園、同附属河内長野幼稚園および同附属倉敷幼稚園とする
- 平成 11 年 生活科学科に生活福祉専攻開設
- 平成 13 年 奈良佐保女学院短期大学を奈良佐保短期大学と校名変更、男女共学となる
- 平成 13 年 初等教育学科を幼児教育科と学科名変更
- 平成 15 年 専攻科福祉専攻開設
- 平成 21 年 生活科学科を生活未来科と学科名変更
- 平成 22 年 幼児教育科を地域こども学科と学科名変更
- 平成 22 年 日本語教育別科開設

*
~
*
~
~~*~*~*

履修のてびき

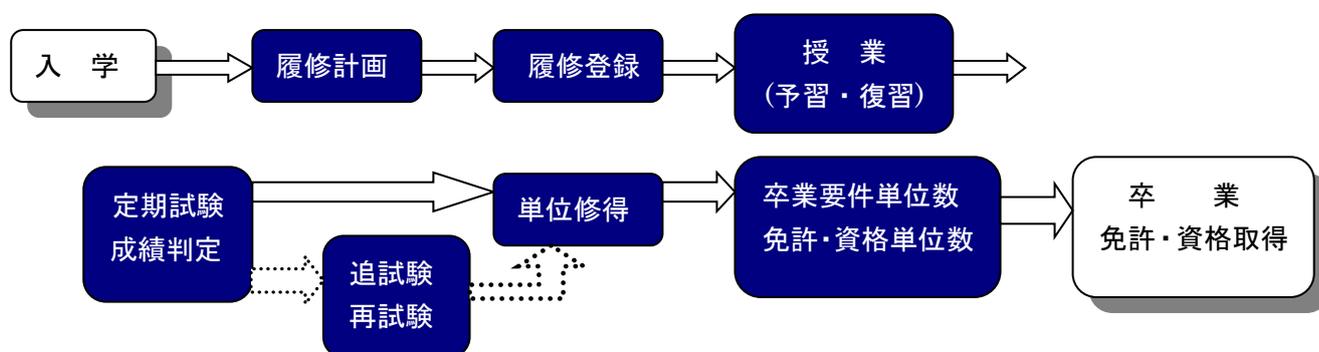
《履修のてびき》

I 履 修

短期大学の学修は、高等学校までとは異なり、それぞれの学生が自分の目標に向けて学びたいと希望する科目を自主的に選びます。学修目標は自分で定め、卒業に至るまで計画的に履修を進めていきます。

学修は、短期大学設置基準に定められた単位制に基づいて行われていますので、卒業や免許・資格に必要な科目と単位を修得すれば卒業が認定され、免許や資格を取得することができます。

卒業と免許・資格取得に必要な単位数を別表に示します。免許・資格についてはそれぞれの法令や認定団体によって取得条件が規定されています。本学の開講科目や開講時期は『学科・コース別カリキュラム』に示していますので、時間割表によって各自の履修計画を立てましょう。



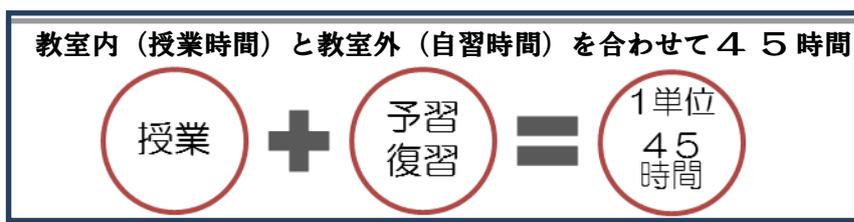
(1) 単位制

単位制とは、科目を登録して履修し、定められた基準を満たしていると評価された場合に単位を得る制度のことです。卒業や免許・資格に必要な科目と単位を修得すれば卒業が認定され、免許や資格を取得することができます。

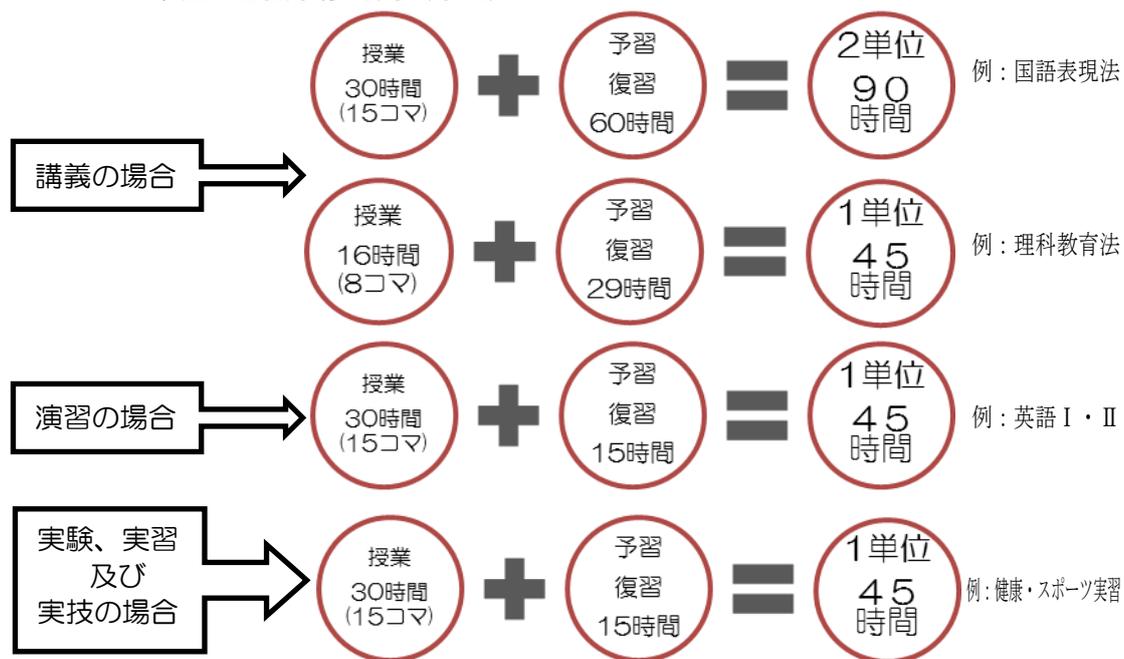
(2) 単位

「単位」とは、1つの授業科目の学修に必要な時間数を表す基準です。個々の科目は、授業方法や授業時間外に必要な学修（予習・復習・学外実習）の時間数などによって単位数が定められています（「学則第20条」参照）。そのために、学修期間が同じ1学期間でも、科目によって認定される単位が1単位のものや2単位のものがあり、授業を受講するだけでなく、予習・復習等授業時間外の自主的な学修が必要とされています。

奈良佐保短期大学学則により、1単位の学修時間が規定されています。



*大学の授業1コマ(90分)は、2時間の授業として計算します。
1単位の必要学修時間（原則）



(3) 履修登録

単位を修得するために受講したい（または受講しなければならない）授業科目を登録することです。履修登録を正しく行わないと成績評価の対象となりません。

(4) キャップ制（履修上限単位数）

授業科目の単位修得に必要な実質的な学修時間を確保する観点から、学生が1年間あるいは1学期間に履修科目として登録することができる単位の上限を設ける制度です。

本学で1年間に登録できる履修単位の上限は、50単位を超えないものとしています。ただし、所定の用紙で申請し、受理されるとこの限りではありません。（「グレード・ポイント・アベレージ制度及び履修登録単位数の上限制度等に関する内規」参照）

(5) 単位の修得

単位の修得には、次の①と②を満たすことが必要です。

- ① 各年度に開講される授業科目に対して、履修登録を行うこと
- ② 登録した授業科目を履修し、予習・復習を含めた学修に対して評価（筆記試験・レポート・平常点等）を受け、合格の評価を得ること

*各授業科目の評価方法は、saho navi(学生支援情報システム)シラバス照会から確認できます。

(6) GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度

「GPA」とは、各授業科目の5段階の成績評価に対応して4.0～0.0の評点を付与して算出する本学における成績評定平均値です。学期ごとに確定した成績に基づいてGPAの計算を行い、各種奨学生の選考や学修指導を行う根拠となります。(「グレード・ポイント・アベレージ制度及び履修登録単位数の上限制度等に関する内規」参照)

(7) 卒業の要件

本学を卒業するためには、2年以上在学し、基礎教養科目12単位以上を含む合計62単位以上(必修科目を含む)を修得しなければなりません。

*全学共通の基礎教養科目や各学科・コースの専門教育科目は「学科・コース別カリキュラム」に記載されています。

II 履修登録

(1) カリキュラム (教育課程)

科目を履修することにより、学生が何をできるようになるか到達目標をあげ、また学修成果のどの項目を達成することになるかを明確に図で表したカリキュラム・マップ、並びに学科・コースごとの学修成果の達成に向けて、どのような授業科目が連携し担当しているかを示したカリキュラム・ツリーを作成し、本学ウェブサイト公開しています。

カリキュラムは「基礎教養科目」と「専門教育科目」の2つの科目群で構成されています。履修登録の手順に従い、自分の目標に向け、また関心に応じてカリキュラムから授業科目を選んで時間割を作成します。

【基礎教養科目】

社会人として必要な基礎能力や幅広い教養を身につけるための科目で、本学では「国語表現法」、「人権と差別」、「情報リテラシー」は卒業必修科目です。

【専門教育科目】

専門的な知識・技能を修得するための科目です。

(2) 必修科目と選択科目

①必修科目

卒業や免許・資格取得のためには必ず修得しなければならない科目です。

②選択科目

卒業や免許・資格取得のためには選択して所定の単位数を修得しなければならない科目です。

(3) 他学科・他コース履修「課程外選択科目」

学生の修学の幅を広げ、より豊かな勉学の機会を提供するため、その学生が所属する学科以外の専門教育科目を履修することができます。課程外選択科目として修得した単位は、30単位まで卒業に必要な単位とすることができます。(「課程外選択科目」参照)

(4) 単位互換制度

本学と単位互換協定を結んでいる大学等が提供する正規科目を受講することができ、また本学授業科目の履修とみなし単位認定される制度です。（「他大学等との単位互換について」参照）

(5) 履修登録の手順

履修登録は必要な科目を履修し単位を修得するために必要な手続きです。定められた期間中に必ず履修する科目の登録を行ってください。

【履修登録方法】

- ① 自分が所属する学科・コースの「カリキュラム」表で、めざす資格に必要な科目と関心を持った科目に印をつける。印をつけた科目の単位数を集計し、必要な単位数以上になっていることを確認する。
*特に2回生は、基礎教養科目、専門教育科目別に修得単位と履修予定単位を集計し、必要単位数を満たしていることを確認する。
- ② saho navi にログインし、マークした科目を登録する。
- ③ 前期の登録ができたなら、後期、集中講義、学外実習も同様に登録する。
- ④ 全て登録できたら、最終確認、見込判定を行い、エラーがないか確認する。
- ⑤ 履修内容にエラーがないと表示されていれば、提出を押下する。この際、登録したメールアドレスに時間割が送信されるので、確認すること。
- ⑥ saho navi 「学生時間割表」のとおりを受講する。

【履修登録での注意事項】

- *同一時限に2科目以上の履修登録することはできません。
- *学期の途中での追加・削除はできません。
- *1回生は2回生の開講科目を履修登録することはできません。（カリキュラム表「学年指定」欄の『2』は2回生で履修する科目です。）
- *選択科目はすべてが受講できるわけではありません。
- *既に単位を修得した科目を、再度履修登録することはできません。
- *時間割枠外の集中講義や学外実習も漏れがないように登録してください。
- *受講人数が6名以下の場合には開講しないことがあります。

(6) 履修登録変更期間

変更期間内（授業開始後1週目）は履修登録の変更ができます。ただし、授業の出席は履修登録にかかわらず1回目から必要です。

担任教員が履修登録の変更内容を確認する期間（履修登録学生指導期間）の後、最終履修登録確認を行います。最終確認では、履修登録に間違いがなければ自署します。この時は、追加・変更はできませんが削除のみ可能です。また、各学期の授業開始後7週目の期間に受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができます。その場合 GPA 算出の対象外となります。

Ⅲ 授 業

1年の学期は、前期（春学期）・後期（秋学期）の2学期に分かれ、それぞれの学期で授業時間、試験期間などを設定しています。

(1) 授業の開講形態

通年	1年間通じて開講する授業
前期授業	前期（4月～9月末）に開講する授業
後期授業	後期（9月末～3月末）に開講する授業
集中授業	一定期間内に集中して行う授業 <夏期集中>8月から9月開講の授業や学外実習 開講時期は前期に設定しますが、成績の認定は後期に行います <春期集中>2月から3月開講の授業や学外実習 開講時期は後期に設定しますが、成績の認定は次年度前期に行います

(2) 授業時間

1限	9：10～10：40	4限	14：40～16：10
2限	10：50～12：20	5限	16：20～17：50
3限	13：00～14：30	6限	18：00～19：30

（昼休み 12：20～13：00）

(3) 休講

科目担当教員が病気やその他やむを得ない理由により休講する場合があります。その場合、saho navi よりメールで休講のお知らせを配信します。メールアドレスを変更した時は、saho navi 登録のメールアドレス変更作業を各自で行ってください。

(4) 補講

学外実習や休日で欠けた分の授業は、年間計画で5限及び6限に補講計画が設定されています。また、祝日が授業日となっている場合もあります。

この補講計画は、予め日時が決まっているため saho navi によるメール配信はありません。事前に科目担当教員から日程を確認しておいてください。また、saho navi メインエリア「日表示」や「月表示」、「履修授業」スケジュールからも確認できます。

科目担当教員の事情により休講した授業も必ず補講が設定されます。saho navi ・クラスルーム等から補講日時をお知らせします。教室の変更がある場合もありますので注意してください。

(5) 欠席

欠席した場合は、次回に授業内容等を科目担当教員に確認してください。

各授業科目について、授業実施時間数の3分の2以上の出席をしないと「無資格」となり単位が修得できません。saho navi で自身の出欠情報が確認できます。

*授業によっては出席状況をより厳しく重視することがあります。

*介護実習は5分の4以上の出席が必要です。

(6) 遅刻・早退

授業開始後 30 分以上経過して入室した場合や授業終了 30 分以上前に退出した場合は、受講しても欠席扱いになります。また、遅刻を 3 回した場合は欠席 1 回とカウントします。

(7) 学生申し立て

以下の事項について、学生と担当者間で解決に到らない場合、学生の申し立てにより解決を図ることができます。ただし、この申し立てによって「欠席」を「出席」として取り扱うことはなく、また受けられなかった授業の補講を補償するものではありません。

- *履修登録において、なんらかのやむを得ない事情により、本人が変更を希望する場合
- *授業の出欠の扱いについて、不服がある場合
- *成績評価の内容について、疑問がある場合
- *オリエンテーションや就職試験等のやむを得ない理由により欠席し、授業内容に関する配慮を申し入れる場合
- *警報発令等で通学が著しく困難な場合に欠席し、授業内容に関する取扱いについて配慮を申し入れる場合

IV 公認欠席

次の場合は、完治または期間終了後 1 週間以内に所定の手続きを行うと公認欠席として認定されます。所定の書類を添えて教育支援センターで手続きを行ってください。ただし、追試験及び再試験を公認欠席に該当する事情により欠席した場合は、期間終了後 3 日以内の願い出が必要です。認定された場合は別途追試験及び再試験を実施します。（「公認欠席に関する内規」参照）

(1) 忌引

忌引日数の取扱いは「公認欠席に関する内規」をご覧ください。

所定の書類：会葬礼状など

(2) 学校感染症

学生が、「公認欠席に関する内規」別表の感染症に罹患し、医師が診断した場合（疑いの場合を含む）は出席停止とします。学校感染症の詳細は「公認欠席に関する内規」をご覧ください。

所定の書類：診断書または学校感染症罹患証明書

- *所定の書類には、病名（疑いの場合を含む）と出席停止期間の記載が必要です。
- *公認欠席は、定められた理由により欠席したことを認めるものです。授業を欠席するという状況には変わりがないので、各自において該当科目の授業の内容、課題等を十分に確認し、授業に遅れをとらないよう自らの努力で補うようにする必要があります。

V 試験

【定期試験】

各学期末の定められた試験期間内に定期試験時間割によって行われます。成績評価は、授業実施時間数の 3 分の 2 以上出席した者について行います。このため、出席状況によっては定期試験を受験できないことや、授業によっては出席状況をより厳しく重視することがあります。

- ・試験は、筆記試験、レポート試験、実技試験、課題(作品)提出などにより行います。
- ・定期試験時間割やレポート課題等は、試験の 2 週間前に saho navi より発表します。試験日時、教室、締め切り日時、提出場所等をよく確認してください。

(1) 筆記試験の心得

① 受験

- ・体調を整えておくこと。
- ・事前に十分な勉強をし、余裕をもって臨むこと。
- ・不正行為を疑われるような不審な行動や態度をみせないこと。
- ・試験場では学生証を提示し、試験監督者の指示に従うこと。
- ・試験開始 20 分を過ぎると受験できないため定期試験時間割をよく確認すること。

② 欠席（公認欠席を含む）、遅刻、退室

- ・やむを得ない理由により定期試験を欠席した場合は、追試験を受けることができる。
- ・遅刻した場合は、監督者に遅刻の理由を告げ、許可を得てから所定の席につくこと。
- ・公認欠席に該当する事情により追試験及び再試験を欠席した場合は、期間終了後 3 日以内に願出、認定されれば別途追試験及び再試験を受けることができる。

③ 不正行為

- ・不正行為をすると、当該科目は不合格となり、再試験も認められない。
- ・科目によっては、卒業延期あるいは 2 年間で免許・資格が取れなくなる場合がある。

④ 不正行為とみなされる行為（「不正行為等防止に関する内規」及び「定期試験等における不正行為に関する申し合わせ」参照）

- 一 受験者本人に代わって他人が試験を受験した場合
 - 二 言語、動作等によって試験に関する内容をやり取りした場合
 - 三 許可されていない物品を机に置いていた場合
 - 四 筆記用具、持込み許可物品を貸し借りした場合
 - 五 試験内容に関する事項を記したものを所持、又は身体、衣服、机上、筆記用具等へ書き込みを行った場合
 - 六 解答用紙を他人に見せ、又は他人の解答用紙を見た場合
 - 七 携帯電話等の送受信機の通信手段を用いた場合、又は電子機器類を使用した場合
 - 八 上記一～七と紛らわしい行為、及びその他試験の公正を欠くと見なされる行為
- *四、六の場合、当該行為に関わりのある全員を不正行為を行ったものとする。

(2) レポート試験

- ① 表紙に、授業科目・授業曜日時限・担当教員名・学科・コースまたはクラス・学籍番号・氏名を明記し、ホッチキスで綴じて提出する。
- ② 指定された様式で、指定場所に期限内に提出する。
- ③ 一度、提出したものは加筆、訂正、返却（一時返却を含む）はできない。
- ④ レポート等の提出先が教育支援センターの場合
 - ・本人が持参し、レポート等受取確認記録に記入する。
 - ・取り扱い時間内に提出する。
 - ・窓口取り扱い時間は、9：00 から 17：00 までとする。（各科目の提出期限は saho navi で確認し、余裕を持って早めに提出すること）
 - ・期限を過ぎた場合は、受け付けない。

(3) 実技試験、課題(作品)提出

実技試験や課題(作品)提出については、授業の中で説明があります。
欠席した時は、科目担当教員に必ず確認してください。

(4) 追試験・再試験

追試験……………病気などやむを得ない理由で定期試験を受けることができなかったとき

再試験……………成績評価が「再有」のとき（1回再受験ができる）

*科目によっては再試験が実施されないことがあります。

- ① 定められた期間内に追試験願・再試験願の手続きを行う。（用紙は担任から配付される）
- ② 1科目につき1,000円の「追再試験料証紙」を貼付して教育支援センターに申し込む。
*公認欠席の手続きをして認められた場合、受験料は不要であるが手続きは必要です。
- ③ 試験場では、学生証を提示する。
- ④ 追試験・再試験を欠席した場合は、再度の追試験・再試験はない。ただし、公認欠席に該当する事情により追試験・再試験を欠席し、期間終了後3日以内に願い出た者については別途追試験・再試験を実施する。
- ⑤ 試験期間に学外実習が重なる場合は、特別試験を実施する場合がある。

【特別指導】

各学期末の定められた期間に行われます。成績発表後、再試験科目に特別指導があるかどうかを各自で確認し、特別指導がある場合は受講してください。手続きは不要です。

VI 成績評価

成績評価は、5段階で表わし、C以上を合格として単位を認定します。（追試験の成績はA～D、再試験の成績はCまたはDとなります）

- ・saho navi 成績照会では現在までの単位修得状況を表示しています。表の見方は次のとおりです。
- ・今期履修科目について、不認定科目も表示しています。（成績証明書・単位修得証明書には掲載されません）
- ・「D」「無」「再無」「放棄」は単位が修得できていません。
- ・卒業に必要な単位数と修得済み単位数はsaho navi 成績照会「単位修得状況」に表示しています。免許・資格取得に必要な単位数は、学科・コースのカリキュラム表で確認してください。
- ・卒業や免許・資格取得に必要な単位が不足している場合は、担任に相談の上、履修計画を見直してください。

評価名称	評価点	合・否	GP 値	備考
Å	100～90 点	合格	4.0	
A	89～80 点	合格	3.0	
B	79～70 点	合格	2.0	
C	69～60 点	合格	1.0	
D	59 点以下	不合格	0.0	
再有	59 点以下			*再試験を受験できます 再試験に合格すればCと評価されます
欠席				*定期試験を欠席しています 追試験に合格すればA～Cと評価されます
再無	59 点以下	不合格		再試験がありません 再度履修登録をしてください
無	—	不合格		授業実施時間数の3分の2以上の出席をしていないため「無資格」です 成績評価できません
放棄	—	不合格		追試験・再試験手続きをしていません
※		—		履修予定科目です 成績評価はしていません

(1) 単位認定制度

本学入学前に他の短期大学または大学等において履修した授業科目について、30 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修とみなし認定する場合があります。

(2) 成績の発表

各学期末の成績は、担任を通じて発表します。ホームルームの日時・場所を確認して、確実に受け取ってください。発表後は期間内に追試験・再試験の手続きが必要です。9月と3月には、保証人にも最終成績を saho navi に公開します。また、成績不振者には、学修指導を行う場合があります。

Ⅶ 免許・資格

(1) 免許・資格の種別

国家資格	法律に基づいて国や国から委託を受けた機関が実施する資格。定められた単位を修得し、申請することにより取得することができる
民間資格	民間団体や企業が、独自の審査基準を設けて任意で認定する資格
公的資格	国家資格と民間資格の中間に位置付けられる資格で、民間団体や公益法人が実施し文部科学省や経済産業省などの官庁や大臣が認定する資格
任用資格	資格取得したうえで、ある職務に採用されてはじめて資格として活かされるもの

(2) 学科・コースごとに取得する資格

免許・資格を取得するには、所定の学科・コースに2年間在学し、卒業資格を得るとともに、それぞれの法令等に基づいて本学が定める科目及び単位を修得することが必要です。必要な科目

と単位については次の表1～19に示します。経費や学外実習などの詳細は各学科・コースからお知らせします。

学科	コース	免許・資格	種別	表
生活 未来科	生活福祉	介護福祉士	国家	表1
	食物栄養	栄養士	国家	表2
		フードスペシャリスト（受験資格）	民間	表3
地域こども学科		小学校教諭二種免許状	国家	表4
		幼稚園教諭二種免許状	国家	表5
		保育士	国家	表6

(3) その他の資格

対象学科・ コース		資格	資格に 必要な科目	資格取得のためには 受講が望ましい科目	種別	
全学科	①	社会福祉主事（任用資格）	表 7		公的	
	②	ピアヘルパー	表 8		民間	
	③	介護職員初任者研修	表 9		公的	
	④	介護食士3級	表11		民間	
	⑤	情報処理士	表12		民間	
	⑥	色彩検定			色彩学	公的
生活未来科 のみ	⑦	食の6次産業化プロデューサー 【レベル1】	表10		公的	
	⑧	認定エステティシャン			民間	
	⑨	医事実務士	表13		民間	
ビジネス キャリアコース のみ	⑩	医療秘書実務士	表14		民間	
	⑪	秘書士	表15		民間	
	⑫	ビジネス実務士	表16		民間	
	⑬	観光実務士	表17		民間	
		日商簿記検定			アカウンティングⅠ・Ⅱ	民間
		ジョブパス（ビジネス能力検定）			ビジネス実務概論	民間
地域こども 学科のみ	⑭	認定ベビーシッター	表18	在宅保育論	民間	
	⑮	准学校心理士	表19		民間	
生活福祉コース 食物栄養コース 地域こども学科	⑯	こども食物アレルギー実務課程 修了証	表20		民間	
日本語教育別科		日本語能力試験		試験対策Ⅰ・Ⅱ	公的	

① 社会福祉主事任用資格

表7の科目を修得すれば、この資格を取得できます。

社会福祉法に、「社会福祉主事とは、都道府県、市町村に設置される福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。」とあり、その任用資格の一つとして、「大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者」と定められています。

② ピアヘルパー

本学（日本教育カウンセラー協会の加盟大学）で、表8の科目のうち、各領域から1科目以上計3科目6単位を修得し、資格試験に合格すれば資格を取得できます。（受験料：8,100円テキスト代含む）

ピアヘルパーとは、「仲間を助ける人」という意味で、対等な立場で日常誰でも出会う問題の相談相手になれる人ということです。「ピアヘルパー」の認定を受ければカウンセリングの基本的な力を身につけた者であることが証明され、福祉・介護・保育・教育分野等でその専門性を発揮できます。また資格取得後、教育・福祉・保育などの分野で実践経験を積めば、さらに上級の教育カウンセラー資格を取得することも可能です。

③ 介護職員初任者研修

時間割外（土曜日・夏季休暇）に開講される講座で、「介護保険法施行令」に基づく科目を修得（表9）し、筆記試験によって評価を受け、修了することができます。（受講料：30,000円テキスト代含む）

日常生活において介護が必要な人の食事や排せつ・入浴の介助や洗濯、精神面でのケアも行って、安心して在宅で生活を送ることができるようにサポートするお仕事です。病院や高齢者施設においても、身体介護が出来ます。

④ 介護食士3級

「介護食演習」を受講し、本学の提携学校（全国調理職業訓練協会若羽調理専門学校）で、表11の課程を修得すれば資格を取得できます。（受講料：74,880円 内訳：講習料39,000円、実習材料費27,000円、教科書代8,880円）

高齢者や障害者などのための食事・調理を学びます。訪問介護・家庭介護・ボランティア活動にも役立つ内容です。

⑤ 情報処理士

本学（一般財団法人全国大学実務教育協会の認定を受けた大学）で、表12に示す科目を履修し、必修科目及び選択科目合わせて16単位以上を修得すれば取得できます。（申請費用：3,300円）

職業人としての基礎的な実務能力を備えた上で、コンピュータやインターネットの仕組みの説明、実務で活用するソフトウェア操作のスキル、基本的なビジネスデータ処理など、実務に情報処理を活用できる能力を修得します。

⑥ 色彩検定

「色彩学」を受講し、休業期間に対策講座を本学学生が受講することができます。

また検定試験に合格することで資格を取得できます。（検定料：3級7,000円）

色彩検定は、色に関する幅広い知識や技能を問う文部科学省後援の公的資格です。
色の基礎から、配色技法(色の組み合わせ方)、専門分野における利用などを幅広く学習することにより感性や経験によらない、理論の土台を身に付けることができます

⑦ 食の6次産業化プロデューサー【レベル1】

本学（食農共創プロデューサーズの指定した大学）で、表10の科目を履修すれば資格を取得できます。（評価手数料：学生5,800円）

国家認定制度のひとつで、食の6次産業化を担う人材の認定・育成を目的としています。
生産（1次産業）、加工（2次産業）、流通・販売・サービス（3次産業）の一体化や連携により、地域の農林水産物を活用した加工品の開発、消費者への直接販売、レストランの展開など、食分野で新たなビジネスを創出するための職能レベルを認定するキャリア段位制度です。

⑧ 認定エステティシャン

ミス・パリエステティシャン専門学校で『認定エステティシャン』通信講座を本学学生が受講することができます。（授業料：300,000円）

自宅学習と春休みまたは夏休みを利用したスクーリングで、フェイシャルケア・ボディケアに必要な技術や、実践で役に立つ接客マナーを学び、認定エステティシャンの資格を取得します。

⑨ 医事実務士

本学（特定非営利活動法人日本医療福祉実務教育協会の認定を受けた大学）で、表14に示す必修科目を履修し、修得すれば取得できます。（申請料：5,000円）

医事実務士は、医療事務（受付業務、診療費計算、カルテの管理など）の業務を行うために必要なスキル及び知識の修得を認定する資格です。患者と医療従事者との間で、情報の伝達や書類の作成などの実務ができる能力を身につける資格です。

⑩ 医療秘書実務士

本学（特定非営利活動法人日本医療福祉実務教育協会の認定を受けた大学）で、表15に示す必修科目を履修し、修得すれば取得できます。（申請料：7,000円）

医療秘書実務士は、医療機関や福祉施設において「医学の知識をもった秘書」、「接遇の専門家」、「医療事務や種々の情報の管理能力とコミュニケーション能力などを備えた 人間性豊かな職業人」として、介護保険制度導入後も医療や福祉分野に期待される資格です。

⑪ 秘書士

本学（一般財団法人全国大学実務教育協会の認定を受けた大学）で、表13に示す科目を履修し、必修科目および選択科目合せて16単位以上を修得すれば取得できます。（申請費用：5,500円）

秘書士は、職業人としての基礎的な実務能力を備えた上で、上司とのペアーワークを中心とした秘書の仕事を理解し、情報業務、対人業務スキルを修得し、オフィスワークを総合的にサポートすることができる能力を身につける資格です。

⑫ ビジネス実務士

本学（一般財団法人全国大学実務教育協会の認定を受けた大学）で、表16に示す科目を履修し、必修科目および選択科目合せて16単位以上を修得すれば取得できます。（申請費用：3,300円）

職業人としての基礎的な実務能力を備え、ビジネスの現場において、ビジネス実務の資源を十分に活かして個人業務を遂行し、関係者との協働業務を通じて、価値を創出することのできる能力を修得します。

⑬ 観光実務士

本学（一般財団法人全国大学実務教育協会の認定を受けた大学）で、表17に示す科目を履修し、必修科目および選択科目合せて23単位以上を修得すれば取得できます。（申請費用：5,500円）

観光実務士とは、観光に関する幅広い教養と豊かな人間性を備えた上で、観光関連業界で必要とされる能力・スキルを身につける資格です。

⑭ 認定ベビーシッター

本学（全国保育サービス協会の指定した大学）で、表18の科目を修得すれば、資格が取得できます。ただし、保育士資格を修得していることが条件です。（認定料：4,400円）

認定ベビーシッターとは、乳幼児から12歳くらいまでの子どもを、保護者からの依頼で自宅に訪問し、保護者の代わりに家庭内で安全に保育を行う訪問保育のスペシャリストです。

⑮ 准学校心理士

本学（学校心理士認定運営機構の認定を受けた大学）で、表19の科目を修得すれば資格が取得できます。ただし、教員免許または保育士資格を修得していることが条件です。（認定料：15,300円）

学校心理士とは、学校・園生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことのできる方に対して、一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定する資格です。「准学校心理士」は、学校心理士に準ずる資格で、学校心理士用の研修を受講し通常より短い実務経験期間で「学校心理士」を受験することができます。

⑯ こども食物アレルギー実務課程修了証

本学（特定非営利活動法人日本医療福祉実務教育協会の認定を受けた大学）で、表20の科目を修得すれば資格が取得できます。（認定料：3,000円）

保育施設や医療機関で働く保育士・栄養士・医療事務をめざす学生が、こどもの食物アレルギーに関する基本的な知識と対応の理解を目的とし、「食物アレルギーの基礎知識」「アレルギーに対する安全管理と危機管理」「食物アレルギーの給食対応」「職種間連携の重要性」「給食提供以外で保育における注意事項」「食育」に関することなどを学び、取得できる実務課程です。

⑰ 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度

本学は文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」において「リテラシーレベル」に選定されています。所定の単位を修得してこのプログラムを修了した学生には、修了証を授与します。就職活動などの際に、データサイエンスに係る実践的な能力を獲得していることをアピールできます。

数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度

必修科目 2 単位および選択科目を 2 単位以上、合計 4 単位以上を取得する。

科目名	必修 選択	授業 形態	単位数	備考
情報リテラシー	必修	講義	2	
情報リテラシー実践	選択	演習	1	
データサイエンス概論	選択	講義	2	
データサイエンスプログラミング AI 演習	選択	演習	1	

Ⅷ 学籍

(1) 学籍

学籍とは、本学の学生としての身分を有することをいいます。入学によって生じ、卒業・退学・除籍によって消滅します。

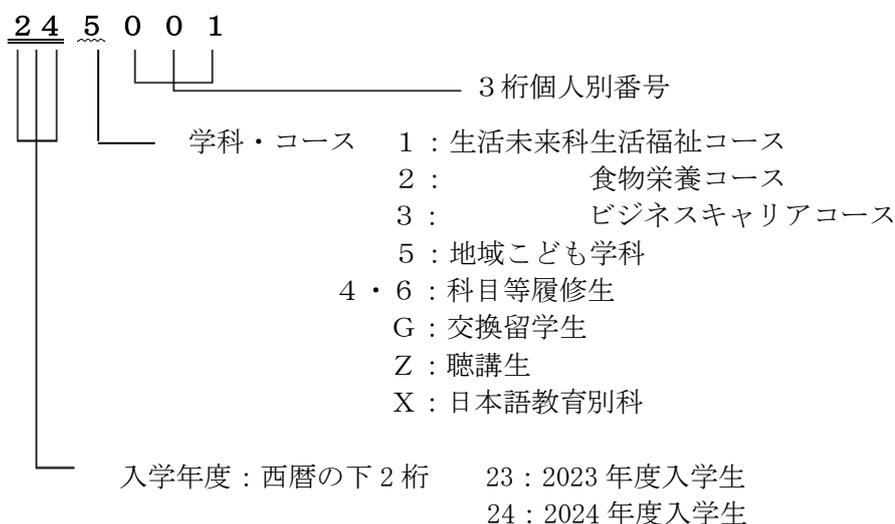
(2) 学籍上の氏名

学籍上の氏名は、住民票記載の氏名、外国籍の学生にあつては在留カード、旅券（パスポート）に記載されている氏名または通称名になります。

(3) 学籍番号（学生証番号）

学籍の管理は、学生各自に割り振られた学籍番号によって行っています。この学籍番号は、試験の解答用紙やレポートの提出、その他さまざまな手続きにおいて必要となるものです。必要書類に記入する際には正確に記入してください。学籍番号は6桁の数字を使用しています。

学籍番号6桁の構成



○学科・コースの表示構成

11	生活未来科	A	生活福祉コース	12	地域こども学科	K	こども保育コース
		B	食物栄養コース			L	こども教育コース
		C	ビジネスキャリアコース	2	日本語教育別科	X	
		G	交換留学生	2	聴講生	Z	

(4) 学籍異動

【休学】病気等その他の理由で2ヶ月以上授業に出席できず、学習を続けることが困難な場合は休学を願い出ることができます。手続きは、必ず休学を希望する開始日より前に行い、教授会で承認されることが必要です。まずは担任に相談してください。

【復学】休学期間内でもその理由がなくなった場合は、「復学願」を提出し、教授会の議を経て許可されれば復学することができます。

【退学】病気等やむを得ない理由により退学を希望する場合は、担任と十分相談し、学生と保証人、担任、学科長、学生・キャリア支援センター長同席で面談を行った上で、所定の手続きをしてください。なお、退学となった日から3年以内であれば再入学を志願することができます。

【除籍】次の事項に該当するときは教授会の議を経て除籍とします。

- ① 在学期間を超えても、なお本学の定める卒業資格を取得できない者
- ② 学則第 16 条に定める休学期間を超えても、なお修学できない者
- ③ 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
(ただし、授業料未納による除籍となった日から 3 年以内であれば復籍を志願することができます)
- ④ 無届けで 6 ヶ月以上欠席した者
- ⑤ 休学期間の終了前までに、復学、退学あるいは休学延長の手続きをとらない者

〈異動の手続き〉

疾病等、休学や退学をしなければならない理由が生じた場合は、担任に相談してください。

また、一般学生（標準修業年限 2 年）が長期履修学生（3 年または 4 年）に変更する場合、長期履修学生が長期履修期間を変更する場合も、担任に相談してください。

(5) 修業年限と在学年限

【修業年限】 本学を卒業・修了するために在学しなければならない必要な年数のことで、本学は 2 年です。

【在学年限】 学生が本学に在学できる最長在学期間です。その期間は 4 年で、これを超えて在学することはできません。ただし、留学生が 2 年の修業年限を越えて在籍できる期間は、原則として 1 年に限ります。

履修に関する Q & A

履修登録について

Q : 「必修科目」を履修しないとどうなりますか？

A : 卒業ができなくなり、免許・資格が取れなくなります。

Q : 「選択必修」とはどういう意味ですか？

A : 決められた科目の中から、卒業または免許・資格に必要な科目を選択し、履修する必要があります。

Q : 「学科推奨科目」とはどういう意味ですか？

A : 「学科推奨科目」は本学の学びのうえで、修得することが望ましいとされている指定科目です。

Q : 他の学科・コースの科目を履修できますか？

A : 「課程外選択科目」に指定されている科目は履修できますが、人数制限等ありますので、担任に相談してください。
同じ科目名でも他学科の科目を履修することはできません。

Q : 自分のクラス以外の時間に受講することはできますか？

A : 特別な理由がない限り、クラスで指定された時間に受講してください。

Q : 2 回生の時間割にある科目を 1 回生で履修することはできますか？

A : 基本的にはできません。特別な事情がある場合は、担任に相談してください。

Q : 人数制限で希望通りの時間に受講できないことはありますか？

A : 一部の科目で人数調整をしますので、時間または履修登録を変更してもらうことがあります。

Q : saho navi で履修登録がうまくできたか心配です。確認できますか？

A : saho navi 「時間割」で確認できます。登録を確定した時に時間割を印刷します。しっかり確認して、間違っていたら訂正してください。また、最初の授業で担当の先生が出席を取って確認しますので、名前を呼ばれなかったら申し出てください。

Q : 授業に出てから登録を変更できますか？

A : 選択科目は、一旦登録して 1 週目の授業に出てから変更することができます。ただし、1 回目の授業に出なかった科目を追加した場合は、1 回分の欠席になります。

Q : 同じ科目を 2 度履修することはできますか？

A : 一度単位認定を受けた科目を、再度履修することはできません。

Q : 1 回生科目で必要単位を修得できなかった場合、留年になりますか？

A : 少数科目であれば、2 回生で再履修できることもあります。未修得単位の数が多い場合は、留年扱いで、1 回生クラスに配属します。履修方法については担任に相談してください。

授業が始まったら

Q : 休講や補講は多いですか？どのように通知されますか？

A : 実習や行事などの都合で、時間割の変更は常にあります。
saho navi からメール配信します。メールが届かない場合は、再度設定してください。また、saho navi メインエリア「履修授業」スケジュールからも確認できます。

Q : 欠席は5回しても良いのですか？

A : 15回すべて出席しなければなりません、病気などやむを得ないことがあるので、5回まで許されるという意味です。授業の3分の2以上の出席がないと「無資格」になり単位が認定されません。科目によっては5回以内でも、無資格または不合格と評価されることがあります。

Q : 病気で欠席するとき診断書を提出すれば、5回の欠席にカウントされませんか？

A : 公認欠席となる病気以外は欠席としてカウントされます。

Q : 交通機関の遅延で授業を欠席してしまいました。遅延証明を提出すれば、5回の欠席にカウントされませんか？

A : 欠席としてカウントします。原則として、交通機関の遅延による授業の遅刻・欠席は認められません。

Q : やむを得ず欠席したときの授業の課題などは教えてもらえますか？

A : 自分で担当の先生を尋ねに行ってください。

Q : 授業内容について担当者に次回授業までに質問したいことがあります。どうしたらよいですか？

A : 専任教員の科目ならオフィスアワーの時間に研究室へ行けば会えます。非常勤教員の科目なら教育支援センターに申し出てください。

Q : 受講している科目の補講が、重なってしまいました。どうしたら良いですか？

A : 教育支援センターに相談してください。
やむを得ない場合は、どちらかが欠席扱いになります。

Q : 1回生科目を再履修しています。学外実習中の授業の扱いはどうなりますか？

A : 実習中はすべて欠席扱いになります。

Q : 履修登録、出席の取り扱い、成績評価などについて相談したいのですがどうしたらよいですか？

A : 教育支援センターで受け付けています。担当者話し合いの場を設けますが、それでも納得・解決しない時は、「学生申し立て願書」を提出してください。第三者による構成員が事実確認のうえ結論を出し報告します。

Q : 最終履修登録確認後に、受講を取りやめた科目があります。このままではGPAに算出されますか。

A : 算出されます。ただし、各学期の授業開始後7週目の期間に手続きを行えば、GPA算出の対象外となります。

試験について

Q : 試験の成績だけで評価されますか？

A : 授業中の参加度や課題提出により評価される授業もあります。saho navi シラバスに評価方法が記載されていますので、確認してください。

Q : 試験期間は特別の時間割になりますか？

A : 定期試験期間に、特別の時間割が組まれます。通常の開講曜日・時限・教室と異なる場合がありますので、掲示板で各自確認して、間違わないようにしてください。

Q : 追試験・再試験期間に学校感染症または忌引のため公認欠席しました。試験はどうなりますか？

A : 学校感染症または忌引とも期間終了後3日以内に公認欠席願を提出し、認定されれば追試験・再試験を受けることができます。

表1 介護福祉士資格

法定基準			本学基準		
領域	教育内容	時間数	開講科目	時間数	単位数
人間と社会	人間の尊厳と自立	30	人権と差別	30	2
	人間関係とコミュニケーション	60	コミュニケーション演習	30	1
			チームマネジメント	30	2
	社会の理解	60	社会の理解Ⅰ	30	2
			社会の理解Ⅱ	30	2
	人間と社会に関する選択科目	90	情報リテラシー	30	2
			グリーンプランニング	30	2
			社会学	30	2
			子ども家庭福祉	30	2
			経営学	30	2
奈良の自然と文化Ⅰ			30	2	
奈良の自然と文化Ⅱ			30	2	
計	240	計	360	23	
介護	介護の基本	180	介護の基本Ⅰ	30	2
			介護の基本Ⅱ	30	2
			高齢者に対する支援と介護保険制度	30	2
			生活レクリエーション	30	2
			介護予防	30	2
			防災・災害福祉	30	2
	コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術Ⅰ	30	2
			コミュニケーション技術Ⅱ	30	1
	生活支援技術	300	生活支援技術Ⅰ	60	2
			生活支援技術Ⅱ	60	2
			生活支援技術Ⅲ	60	2
			生活経営・管理の技法	15	1
			居住環境整備の技法	30	1
			家事支援の技法Ⅰ:被服	30	1
			家事支援の技法Ⅱ:栄養	15	1
			家事支援の技法Ⅲ:調理	30	1
	介護過程	150	介護過程Ⅰ	30	2
			介護過程Ⅱ	30	1
			介護過程Ⅲ	30	1
			介護過程Ⅳ	60	2
介護総合演習	120	介護総合演習Ⅰ	30	1	
		介護総合演習Ⅱ	30	1	
		介護総合演習Ⅲ	30	1	
		介護総合演習Ⅳ	30	1	
介護実習	450	介護実習Ⅰ	120	3	
		介護実習Ⅱ	160	4	
		介護実習Ⅲ	172	4	
計	1260	計	1262	47	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	発達と老化の理解Ⅰ	30	2
			発達と老化の理解Ⅱ	30	2
	認知症の理解	60	認知症の理解Ⅰ	30	2
			認知症の理解Ⅱ	30	2
	障害の理解	60	障害の理解Ⅰ	30	2
			障害の理解Ⅱ	30	2
	こころとからだのしくみ	120	心理学	30	2
解剖生理学			30	2	
生活援助方法論			30	2	
嚥下と口腔衛生	30	2			
計	300	計	300	20	
医療的ケア	医療的ケア	50	医療的ケアⅠ	60	3
			医療的ケアⅡ	60	3
計	50	計	120	6	
合計	1850	合計	2042	96	

表2 栄養士免許

法定基準	単位数		本学開講科目	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2	
人体の構造と機能	8		社会福祉概論	2	
			人体の構造と機能Ⅰ	2	
			人体の構造と機能Ⅱ	2	
			生理学実習		1
			運動生理学	2	
			生化学	2	
			生化学実験		1
食品と衛生	6		食品科学	2	
			食品材料科学(加工学を含む)	2	
			食品学実験		1
			食品衛生学	2	
栄養と健康	8		食品衛生学実習		1
			基礎栄養学	2	
		応用栄養学	2		
		応用栄養学実習		1	
		臨床栄養学	2		
		食事療法論	2		
栄養の指導	6	食事療法実習		1	
		栄養指導論Ⅰ	2		
		栄養指導論Ⅱ	2		
		栄養指導論実習Ⅰ		1	
給食の運営	4	栄養指導論実習Ⅱ		1	
		公衆栄養学	2		
		給食実務論	2		
		給食計画論	2		
		給食管理実習		2	
		学外実習Ⅰ		1	
		調理学	2		
		調理実習Ⅰ		1	
調理実習Ⅱ		1			
調理実習Ⅲ		1			
合計	50		合計	52	

表3 フードスペシャリスト資格

区分	規定科目	単位数	本学開講科目	単位数
必修科目	フードスペシャリスト論	講義2単位以上	フードスペシャリスト論	2
	食品の官能評価・鑑別論	演習2単位以上	食品の官能評価・鑑別論	2
			食品学実験	1
	食物学に関する科目	講義4単位以上・ 実験1単位以上	食品科学	2
			食品材料学(加工学を含む)	2
			食品加工実習	1
	食品の安全性に関する科目	講義2単位以上	食品衛生学	2
	調理学に関する科目	講義2単位以上・ 実習2単位以上	調理学	2
			調理実習Ⅰ	1
			調理実習Ⅱ	1
	栄養と健康に関する科目	講義2単位以上	基礎栄養学	2
			栄養指導論Ⅰ	2
	食品流通・消費に関する科目	講義又は演習 2単位以上	食料経済	2
フードコーディネータ論	講義又は演習 2単位以上	フードコーディネータ論	2	
		調理実習Ⅲ	1	
小計(A)				25
選択科目	フードスペシャリスト資格に相当と される科目	自由設定単位	情報リテラシー実践	1
			色彩学	2
			食品衛生学実習	1
小計(B)				4
合計(A+B)				29

表4 小学校教諭二種免許状

	法定基準	単位数	本学基準		備考
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	16	国語基礎	1	
			社会基礎		1
			算数基礎	1	
			理科基礎		1
			生活基礎	1	
			音楽Ⅰ	1	
			音楽Ⅱ		1
			図画工作	1	
			家庭基礎		1
	体育	1			
	英語基礎	1			
	・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	国語科教育法	2		
		社会科教育法	1		
		算数科教育法	2		
		理科教育法	1		
		生活科教育法	2		
音楽科教育法		1			
図工科教育法		1			
家庭科教育法	1				
体育科教育法	1				
英語科教育法	1				
教育の基礎的科目理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	6	教育原理	2	
			保育・教職入門	2	
			学習・発達論	2	
			特別支援教育・保育概論	2	
			カリキュラム論	2	
			※教育原理に含む		
道徳、総合的な学習の時間、特別活動の指導法及び生徒指導、教育相談の指導法、及び総合的な学習の時間、特別活動の指導法、及び生徒指導、教育相談の指導法に関する科目	・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	6	道徳教育の理論と方法	1	
			総合的な学習の時間の指導法	1	
			特別活動の指導法	1	
			教育方法の理論と実践	1	
			教育とICT活用	1	
			生徒指導の理論と方法	1	
			保育教育相談支援	1	
			進路指導の理論と方法	1	
教育実践に関する科目	・教育実習 ・教職実践演習	5	教育実習指導	1	
			教育実習	4	
			保育・教職実践演習	2	
計		37	計		45
施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本の憲法	2	
	体育	2	健康・スポーツ論	1	
			健康・スポーツ実習	1	
	外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ		1
			英語Ⅱ		1
			英会話		1
			フランス語Ⅰ		1
フランス語Ⅱ		1			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	情報リテラシー		2	
		情報リテラシー実践		1	
		データサイエンス概論		2	
		データサイエンスのための数学		2	
		データサイエンスプログラミングAI演習		1	
計		8	計		8

※卒業要件を満たしていること

表5 幼稚園教諭二種免許状

	法定基準	単位数	本学基準		備考
			必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	・領域に関する専門的事項 ・保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	12	こどもと健康 I こどもと人間関係 I こどもと環境 I こどもと言葉 I こどもと表現 I 保育内容総論 こどもと健康 II(指導法) こどもと人間関係II(指導法) こどもと環境II(指導法) こどもと言葉II(指導法) こどもと表現II(指導法)	1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	6	教育原理 保育・教職入門 学習・発達論 特別支援教育・保育概論 カリキュラム論	2 2 2 2 2	※教育原理を含む
談等に関する科目	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	教育方法の理論と実践 こどもの理解と援助 保育教育相談支援	1 2 1	
教育実践に関する科目	・教育実習 ・教職実践演習	5 2	教育実習指導 教育実習 保育・教職実践演習	1 4 2	
計		31	計	37	
施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本の憲法	2	
	体育	2	健康・スポーツ論 健康・スポーツ実習	1 1	
	外国語コミュニケーション	2	英語 I 英語 II 英会話 フランス語 I フランス語 II	1 1 1 1	2単位選択必修
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	情報リテラシー 情報リテラシー実践 データサイエンス概論 データサイエンスのための数学 データサイエンスプログラミングAI演習	2 1 2 2 1	2単位選択必修
	計	8	計	8	

※卒業要件を満たしていること

表6 保育士資格

法定基準		単位数	本学開講科目	単位数	
系列	教科目				
必修科目	①保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	保育原理	2
		教育原理	2	教育原理	2
		子ども家庭福祉	2	子ども家庭福祉	2
		社会福祉	2	社会福祉	2
		子ども家庭支援論	2	子ども家庭支援論	2
		社会的養護Ⅰ	2	社会的養護Ⅰ	2
	②保育の対象の理解に関する科目	保育者論	2	保育・教職入門	2
		保育の心理学	2	学習・発達論	2
		子ども家庭支援の心理学	2	子ども家庭支援の心理学	2
		子どもの理解と援助	1	子どもの理解と援助	2
		子どもの保健	2	子どもの保健	2
	③保育の内容・方法に関する科目	子どもの食と栄養	2	子どもの食と栄養	2
		保育の計画と評価	2	カリキュラム論	2
		保育内容総論	1	保育内容総論	2
		保育内容演習	5	こどもと健康Ⅱ(指導法)	1
				こどもと人間関係Ⅱ(指導法)	1
				こどもと環境Ⅱ(指導法)	1
				こどもと言葉Ⅱ(指導法)	1
				こどもと表現Ⅱ(指導法)	1
		保育内容の理解と方法	4	こどもと健康Ⅰ	1
				こどもと人間関係Ⅰ	1
				こどもと環境Ⅰ	1
				こどもと言葉Ⅰ	1
		④保育実習	4	こどもと表現Ⅰ	1
				乳児保育Ⅰ	2
				乳児保育Ⅱ	1
	乳児保育Ⅱ			1	
	子どもの健康と安全			1	
	子どもの健康と安全			1	
	障害児保育			2	
特別支援教育・保育概論	2				
⑤総合演習	2	社会的養護Ⅱ	1		
		社会的養護Ⅱ	1		
⑤総合演習	2	子育て支援	1		
		保育教育相談支援	1		
	保育実習Ⅰ	4	保育実習Ⅰ(保育所)	2	
	保育実習Ⅰ	2	保育実習Ⅰ(施設)	2	
	保育実習指導Ⅰ	2	保育実習指導Ⅰ	2	
	保育実践演習	2	保育・教職実践演習	2	
	小計	51	小計	54	
選択必修科目	保育に関する科目(上記①～④の系列に該当する科目)	6以上	音楽Ⅰ	1	16のうち 6以上
			音楽Ⅱ	1	
			図画工作	1	
			体育	1	
			器楽演習Ⅰ	1	
			器楽演習Ⅱ	1	
			器楽演習Ⅲ	1	
			器楽演習Ⅳ	1	
			在宅保育論	2	
			ゼミナールⅠ	2	
ゼミナールⅡ	2				
総合演習	2				
保育実習	2以上	保育実習Ⅱ 又は 保育実習Ⅲ	2	2以上	
		保育実習Ⅲ	2		
		1以上	保育実習指導Ⅱ 又は 保育実習指導Ⅲ	1	1以上
保育実習指導Ⅲ	1				
	小計	9以上	小計	9以上	
	合計	60以上	合計	63以上	
基礎教養科目	外国語	2	英語Ⅰ	1	2以上
			英語Ⅱ	1	
			英会話	1	
			フランス語Ⅰ	1	
			フランス語Ⅱ	1	
体育(講義)	1	健康・スポーツ論	1		
体育(実技)	1	健康・スポーツ実習	1		
	合計	4	合計	4	

*基礎教養科目の卒業要件を満たしている事

表7 社会福祉主事任用資格

下記の科目から3科目以上選択

指定科目名	科目名
社会福祉概論	社会福祉概論 社会福祉
児童福祉論	こども家庭福祉
保育理論	保育原理
老人福祉論	高齢者に対する支援と介護保険制度
経済学	経済学
心理学	心理学
社会学	社会学
教育学	教育原理
公衆衛生学	公衆衛生学
介護概論	介護の基本Ⅰ 及び 介護の基本Ⅱ 又は 介護総論
栄養学	栄養指導論Ⅰ 及び 栄養指導論Ⅱ 又は 基礎栄養学

表8 ピアヘルパー

下記の3領域から 1科目以上、合計3科目6単位以上

領域	科目名	単位数
第1領域 (カウンセリング概論)	心理学	2
	コミュニケーション技術Ⅰ *1	2
	介護の基本Ⅰ *1	2
	ホスピタリティ論	2
	こどもの理解と援助 *3	2
第2領域 (カウンセリングスキル)	栄養指導論Ⅰ *2	2
	栄養指導論実習Ⅰ 及び Ⅱ *2	2
	介護の基本Ⅱ *1	2
	コミュニケーション演習	1
	保育教育相談支援	1
第3領域 (青年期の課題と ピアヘルパーの留意点)	キャリアデザイン	2
	学習・発達論 *3	2
	障害の理解Ⅰ	2
	社会学	2

*1 生活福祉コースのみ

*2 食物栄養コースのみ

*3 地域こども学科のみ

表9 介護職員初任者研修

	研修科目	研修時間数
(1)	職務の理解	6
(2)	介護における尊厳の保持・自立支援	9
(3)	介護の基本	6
(4)	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9
(5)	介護におけるコミュニケーション技術	6
(6)	老化の理解	6
(7)	認知症の理解	6
(8)	障害の理解	3
(9)	こころとからだのしくみと生活支援技術	75
(10)	振り返り	4
	合計	130

表10 食の6次産業化プロデューサー【レベル1】

	本学開講科目	
6次産業化論	食農ビジネス	
経営及び経営分析の基礎	食農ビジネス	
経営及び経営分析の基礎(事例)	食農ビジネス	
食品衛生管理(基礎)	食農ビジネス	
農産物と水産物	食農ビジネス	食育実践演習
食品加工(基礎)	食農ビジネス	食品加工実習
食品流通	食料経済	食農ビジネス

表11 介護食士3級

教科科目	時間数
オリエンテーション	2
高齢者・障害者の心理	4
高齢者・障害者の医学的基礎知識	4
高齢者の栄養学	6
高齢者の食品学	4
高齢者の食品衛生学	6
「介護食」に関する調理理論と調理実習	46 (13回)
合計	72

表12 情報処理士

各領域から必修科目と選択科目を取得する。（各領域から必修科目2単位以上、選択科目4単位以上 計10単位以上

領域・資格到達目標の区分		科目名	必修 選択	授業 形態	単位数	備考
領域1	情報社会において情報を適切に扱う基礎的知識と技能を持ち、他者への思いやりをもって協働できる働く基本能力を身につけている。	情報リテラシー	必修	講義	2	
		国語表現法	選択	講義	2	
領域2	情報科学の知識と技能を理解・修得した上で、それらを実務に適切に活用することができる。	情報リテラシー実践	必修	演習	1	
		データサイエンス概論	選択必修	講義	2	
		データサイエンスのための数学	選択必修	講義	2	
		データサイエンスプログラミングAI演習	選択必修	演習	1	
領域3	情報社会において、対象となる課題を発見・分析し、客観的に捉え、創造的に解決することの重要性を理解している。	ゼミナール I	選択必修	演習	2	
		教育方法の理論と実践	選択必修	講義	1	
		教育とICT活用	選択必修	講義	1	
		ゼミナール II	選択	演習	2	
		介護の基本 I	選択	講義	2	
		栄養指導論 I	選択	講義	2	
		データ活用	選択	演習	1	
合計					10単位以上取得	

表13 医事実務士

【必修科目】

規程科目名		授業形態	単位数	科目名	単位数
基礎医学 関係科目	解剖生理学	講義	1	解剖生理学 又は 人体の構造と機能Ⅰ 及び 人体の構造と機能Ⅱ	2 4
	医薬と検査	講義	1	医薬と検査	2
	医療の基礎	講義	1	公衆衛生学	2
医療事務実務 関係科目	医療事務総論	講義	1	医療事務総論	2
	医療事務演習	演習	1	医療事務演習Ⅰ 及び 医療事務演習Ⅱ	2
	情報処理演習	演習	1	情報リテラシー実践	1
	ホスピタリティ	講義	1	ホスピタリティ論 又は コミュニケーション演習	2 1

表14 医療秘書実務士

【必修科目】

規程科目名		授業形態	単位数	科目名	単位数
基礎医学 関係科目	解剖生理学	講義	2	解剖生理学 又は 人体の構造と機能Ⅰ 及び 人体の構造と機能Ⅱ	2 4
	医薬と検査	講義	2	医薬と検査	2
	医療の基礎	講義	2	公衆衛生学	2
医療秘書・ 実務 関係科目	医療秘書実務	講義	2	医療秘書実務	2
	医療秘書実務実習	実習	1	医療秘書実務実習	1
	医療事務総論	講義	2	医療事務総論	2
	医療事務演習	演習	1	医療事務演習Ⅰ 及び 医療事務演習Ⅱ	2
	情報処理演習	演習	1	情報リテラシー実践	1
福祉関係科目	福祉論	講義	2	社会福祉概論	2

【選択科目】 2科目以上、4単位以上修得すること

規程科目名		授業形態	単位数	科目名	単位数
選択科目	臨床心理	講義	2	心理学	2
	介護概論	講義	2	介護総論	2
	外国語会話	演習	1	英語Ⅰ	1
		演習	1	英語Ⅱ	1
		演習	1	フランス語Ⅰ	1
		演習	1	フランス語Ⅱ	1
		演習	1	英会話	1

表15 秘書士

各領域から必修科目と選択科目を取得する。(必修科目7単位、選択科目10単位以上 計17単位以上)

領域・資格到達目標の区分		科目名	必修 選択	授業 形態	単位数	備考
領域1	幅広い秘書実務に対応できる学びの基礎能力や社会と自分を知る力を備えている。	イノベティブ・シンキング	必修	講義	2	
		ビジネス実務概論	選択	講義	2	
		日本企業論	選択	講義	2	
		事業計画論	選択	演習	1	
		キャリアデザイン	選択	講義	2	
領域2	秘書実務全体に必要な対人業務・情報業務・一般常識などに関する知識・スキル・態度、それを活用する実務実践力の基本とその学修力を身につけている。	オフィス実務演習Ⅰ	必修	演習	1	
		オフィス実務演習Ⅱ	必修	演習	1	
		コミュニケーション演習	選択	演習	1	
		ビジネス文書	選択	講義	2	
		ホスピタリティ論	選択	講義	2	
		基礎ゼミナールⅠ	選択	演習	1	
領域3	学びの基礎能力や秘書実務力などを活かして取り組む課題実践学修を通して、多様な職業能力の基盤となる総合的実務実践力(課題発見・解決力)と学びの継続力の重要性を理解している。	インターンシップⅠ	必修	演習	1	
		インターンシップⅡ	必修	演習	1	
		企業実務研究	必修	演習	1	
		ゼミナールⅠ	選択	演習	2	
合計					17単位以上取得	

表16 ビジネス実務士

各領域から必修科目と選択科目を取得する。(必修科目6単位、選択科目4単位以上 計10単位以上)

領域・資格到達目標の区分		科目名	必修 選択	授業 形態	単位数	備考
領域1	幅広いビジネス実務に対応できる学びの基礎能力や社会と自分を知る力を備えている。	ビジネス実務概論	必修	講義	2	
		経営学	選択	講義	2	
		日本企業論	選択	講義	2	
領域2	ビジネス実務全体に必要な専門的基本能力(業務マネジメント(PDCA)・デジタル情報活用・チームづくり)の重要性を理解して、ビジネス実務の基礎的知識・スキルを修得し、それを活用する実務実践力の基本とその学修力を身につけている。	事業計画論	必修	講義	2	
		ビジネス文書	選択	講義	2	
		マーケティング	選択	講義	2	
領域3	学びの基礎能力や実務実践力を活かした課題実践の学修活動を通して、多様な職業能力の基盤となる総合的実践力(課題発見・解決力と学びの継続力)の重要性を理解している。	ビジネス・ケーススタディⅠ	必修	演習	1	
		ビジネス・ケーススタディⅡ	必修	演習	1	
		インターンシップⅠ	選択	演習	1	
		インターンシップⅡ	選択	演習	1	
		企業実務研究	選択	演習	1	
合計					10単位以上取得	

表17 観光実務士

各領域から必修科目と選択科目を取得する。(必修科目11単位、選択科目12単位以上 計23単位以上)

領域・資格到達目標の区分		科目名	必修 選択	授業 形態	単位数	備考
領域1	観光実務の基礎となる“観光とは何か”などについて理解し、観光と社会・人間生活との関わりについて広く学ぶ力を身につけ、主として観光関連業界で働くために必要な基礎能力を修得している。	観光ビジネス	必修	講義	2	
		ホスピタリティ論	必修	講義	2	
		奈良の自然と文化Ⅰ	選択	講義	2	
		奈良の自然と文化Ⅱ	選択	講義	2	
		感性と表現	選択	演習	1	
		経済学	選択	講義	2	
		英語Ⅰ	選択	演習	1	
		英語Ⅱ	選択	演習	1	
		英会話	選択	演習	1	
		フランス語Ⅰ	選択	演習	1	
フランス語Ⅱ	選択	演習	1			
領域2	観光実務に関する専門知識・スキルを修得し、変化する観光ビジネス環境に対応する力を身につけている。	地域活性化論	必修	講義	2	
		マーケティング	必修	講義	2	
		日本の憲法	選択	講義	2	
		データサイエンス概論	選択	講義	2	
		グラフィック・テクノロジーⅠ	選択	演習	1	
		グラフィック・テクノロジーⅡ	選択	演習	1	
		アート・マネジメントⅠ	選択	演習	1	
		アート・マネジメントⅡ	選択	演習	1	
領域3	観光ビジネスの専門知識やスキル、大学における幅広い学びの内容を活かす総合的実践力を備え、スペシャリストとして学びを継続する重要性を理解している。	イノベーション演習	必修	演習	1	
		ゼミナールⅡ	必修	演習	2	
		社会学	選択	講義	2	
		イノベティブ・シンキング	選択	講義	2	
合計					23単位以上取得	

表18 認定ベビーシッター資格

指 定 科 目	単 位	本学開講科目	単 位
在宅保育	2	在宅保育論	2

※認定ベビーシッターの資格を取得するためには、上記科目の他に、保育士資格を取得していること

表19 准学校心理士資格

指 定 科 目	単 位	本学開講科目	単 位
教育心理学	2	こどもの理解と援助	2
発達心理学	2	学習・発達論	2
教育相談(幼児理解や保育相談支援の関連科目)	2	保育教育相談支援	1
特別支援教育(障害児保育等の関連科目)	2	特別支援教育・保育概論	2
3科目6単位以上		4科目7単位	

※准学校心理士資格を取得するためには、上記科目の他に、教員免許または保育士資格を取得していること

表20 こども食物アレルギー実務課程修了証

【必修科目】

学科・コース		授業形態	科 目 名	単 位
生活未来科	生活福祉コース	講義	家事支援の技法Ⅱ・栄養	1
	食物栄養コース	講義	食事療法論	2
地域こども学科		演習	こどもの食と栄養	2

【選択科目】 1単位以上修得すること

学科・コース		授業形態	科 目 名	単 位
生活未来科	生活福祉コース	演習	家事支援の技法Ⅲ・調理	1
	食物栄養コース	実習	調理実習Ⅰ	1
		実習	応用栄養学実習	1
		実習	食事療法実習	1
地域こども学科		実習	教育実習	4
		実習	保育実習Ⅰ（保育所）	2

学科・コース別カリキュラム

他大学等との単位互換について

単位互換制度とは、本学が協定を結んでいる他大学等において、他大学等が提供する正規科目を履修することにより修得した単位を、本学において単位認定する制度です。

《単位互換協定を結んでいる大学等》

- 放送大学
- 奈良県立大学
- 種智院大学
- 若羽調理専門学校

《履修手続》

1. 教育支援センターに申し出る。
2. 定められた期日までに、科目開設大学等が定める書類を教育支援センターに提出する。

《履修期間》

科目開設大学等が指定した期間とする。

《単位認定試験の実施方法》

受験上の取り決め及び追試験・再試験については、科目開設大学等の規定に則して行うものとする。

《成績評価及び単位の授与等》

科目開設大学等の規定に則して行うものとする。

○ 放送大学互換科目履修について

放送大学の入学時期は4月または10月とし、4月に履修登録をした場合は10月の入学、10月に履修登録をした場合は次年度の4月の入学になります。

《学費について》

1. 入学金は免除とする。
2. 授業料は1科目12,000円（教材費込）とする。
3. 単位認定試験に合格した場合は、教材費を引いた金額を奈良佐保短期大学が負担することとし、履修生に返還する。不合格や途中放棄の場合は履修生負担とし返還しない。

《入学・出願について》

1. 前期の履修登録の際に、前期及び後期の科目を教育支援センターに申し出る。
（履修登録変更期間に取り消し可能）

2. 授業料を末日までに総務部で納入し、領収書押印後教育支援センターに「特別聴講学生用出願票」及び「放送大学特別聴講学生出願確認票」を提出する。
3. 教材・学生証を教育支援センターで受け取る。

放送大学開設科目

科目コード	科目名称	授業形態	時間数	単位
8350	ドイツ語Ⅰ（'23）	講義	30	2
8355	韓国語Ⅰ（'20）	講義	30	2
8178	樋口一葉の世界（'23）	講義	30	2
8380	中国語Ⅰ（'23）	講義	30	2
8381	中国語Ⅱ（'23）	講義	30	2
8382	日本語リテラシー（'21）	講義	30	2

○ 奈良県立大学及び種智院大学互換科目履修について

《学費について》

入学金・授業料は免除とする。ただし、演習・実習科目に係る費用は科目開設大学の定める額とし、自己負担とする。

《入学・出願について》

1. 前期の履修登録の際に、前期及び後期の科目を教育支援センターに申し出る。
（履修登録変更期間に取り消し可能）
2. 奈良県立大学は「特別聴講願書」、種智院大学は「科目等履修生願書」を、期日までに教育支援センターに提出する。

○ 若羽調理専門学校互換科目履修について

《学費について》

1. 入学金は免除する。
2. 受講料は74,880円（講習料・実習教材費・教科書代）とする。

《入学・出願について》

1. 前期の履修登録の際に「介護食演習」の登録を行い、履修する旨を教育支援センターに申し出る。
2. 受講申込書を、期日までに教育支援センターに提出する。

課程外選択科目

学科・コース			科目名	備考	授業形態	単位	備考	
生活未来科	生活福祉	1	1105	コミュニケーション演習	○	演習	1	ピアヘルパー②
		2	1106	チームマネジメント	○	講義	2	
		3	1111	社会の理解 I	○	講義	2	
		4	1112	社会の理解 II	○	講義	2	
		5	1616	グリーンプランニング	○	講義	2	
		6	1630	生活と未来	○	講義 演習 実習	2	
		7	1660	ケアワーク入門	○	講義 演習	4	介護職員初任者研修
	食物栄養	1	2405	食品微生物学	○	講義	2	
		2	2400	食料経済	○	講義	2	
		3	2410	フードスペシャリスト論	○	講義	2	
		4	2415	食品の官能評価・鑑別論	○	講義	2	
		5	2425	食品加工実習	△	実習	1	
		6	8180	介護食演習	○	講義	2	介護食士
	ビジネスキャリア	1	3126	日本企業論	△	講義	2	
		2	3141	イノベティブ・シンキング	△	講義	2	観光実務士選択科目
		3	3134	ビジネス文書	△	講義	2	
		4	3138	ビジネス実務概論	○	講義	2	
		5	3137	事業計画論	○	講義	2	
		6	3151	経営学	○	講義	2	
		7	3161	アカウンティング I	○	講義	2	
		8	3171	アカウンティング II	○	講義	2	
		9	3180	マーケティング	○	講義	2	観光実務士必修科目
		10	3193	経済学	○	講義	2	社会福祉主事任用資格・観光実務士選択科目
		11	3195	リスクマネジメント論	○	講義	2	
		12	3191	オフィス実務演習 I	△	演習	1	
		13	3192	オフィス実務演習 II	△	演習	1	
		14	3231	データ活用	○	演習	1	
		15	3233	感性と表現	○	演習	1	観光実務士選択科目
		16	3240	アート・マネジメント I	○	演習	1	観光実務士選択科目
		17	3245	アート・マネジメント II	○	演習	1	観光実務士選択科目
		18	3250	グラフィック・テクノロジー I	○	演習	1	観光実務士選択科目
		19	3255	グラフィック・テクノロジー II	○	演習	1	観光実務士選択科目
		20	3305	観光ビジネス	○	講義	2	観光実務士必修科目
		21	3310	地域活性化論	○	講義	2	観光実務士必修科目
		22	3311	ホスピタリティ論	○	講義	2	ピアヘルパー①・観光実務士必修科目
		23	3340	医薬と検査	○	講義	2	
		24	3341	医療事務総論	○	講義	2	
		25	3345	医療事務演習 I	○	演習	1	
		26	3346	医療事務演習 II	○	演習	1	
27		3355	医療秘書実務	○	講義	2		
28		3360	医療秘書実務実習	○	実習	1		
29		3365	介護総論	○	講義	2	社会福祉主事任用資格	
30		3370	公衆衛生学 ^{注2}	○	講義	2	社会福祉主事任用資格	
31		3375	社会福祉概論 ^{注1注2}	○	講義	2	社会福祉主事任用資格	
32		3461	イノベーション演習	○	演習	1	観光実務士必修科目	
33	3801	インターンシップ I	○	演習	1			
34	3802	インターンシップ II	○	演習	1			
35	3803	企業実務研究	○	演習	1			
36	3811	ビジネス・ケーススタディ I	○	演習	1			
37	3821	ビジネス・ケーススタディ II	○	演習	1			
38	3951	卒業研究 I	○	演習	2			
39	3952	卒業研究 II	○	演習	2			
地域こども学科	1	61000	社会福祉 ^{注2}	△	講義	2	社会福祉主事任用資格	
	2	61010	こども家庭支援論	△	講義	2		
	3	61060	社会的養護 I	△	講義	2		
	4	61090	こども家庭支援の心理学	△	講義	2		
	5	61120	こどもの食と栄養	△	演習	2		
	6	63140	社会的養護 II	△	演習	1		
	7	63150	保育教育相談支援	△	演習	1	ピアヘルパー②	

△：人数制限等履修制限があります

注1：「社会福祉概論」を修得済みの場合「社会福祉」を履修登録することはできません。「社会福祉」の場合も同様

注2：「社会福祉概論」及び「公衆衛生学」を修得しても栄養士養成科目として読替えることはできません。

2024年度 基礎教養科目 カリキュラム

科目コード	科目名称	学年	授業形態	時間数	単位	開講コマ数				卒業	介護福祉士	栄養士	フードスペシャリスト	社会福祉主事	ピアヘルパー	情報処理士	ビジネス実務士	秘書士	医事実務士	医療秘書実務士	観光実務士	小学校	幼稚園	保育士	備考	
						1回生前	1回生後	2回生前	2回生後																	
コミュニケーション	8110 国語表現法		講義	30	2	1	1			必修						*										
	8215 日本語Ⅰ	1	演習	30	1	1																			留学生のみ	
	8216 日本語Ⅱ	1	演習	30	1		1																		留学生のみ	
	8217 日本語Ⅲ	2	演習	30	1			1																	留学生のみ	
	8218 日本語Ⅳ	2	演習	30	1				1																留学生のみ	
	8305 英語Ⅰ		演習	30	1	1	1														*	選択				
	8310 英語Ⅱ		演習	30	1		1														*	選択	2単位選択必修	2単位選択必修	2単位選択必修	
	8325 英会話		演習	30	1	1															*	選択	2単位選択必修	2単位選択必修	2単位選択必修	
	8330 フランス語Ⅰ		演習	30	1	1															*	選択	2単位選択必修	2単位選択必修	2単位選択必修	
8335 フランス語Ⅱ		演習	30	1		1														*	選択	2単位選択必修	2単位選択必修	2単位選択必修		
社会・文化	8135 日本の憲法		講義	30	2			2														選択	必修	必修		
	8125 心理学		講義	30	2	1			1	必修			*	①						*					介護福祉士必修	
	8145 社会学	1	講義	30	2	1				◎選択			*	③								選択				
	8105 人権と差別		講義	30	2	1	1	(1)		必修	必修															
	8205 日本語・日本事情Ⅰ		演習	30	1	1																			留学生のみ	
	8210 日本語・日本事情Ⅱ		演習	30	1		1																		留学生のみ	
	8111 奈良の自然と文化Ⅰ		講義	30	2	1				◎選択												選択				
	8112 奈良の自然と文化Ⅱ		講義	30	2		1			◎選択												選択				
科学	8400 情報リテラシー		講義	30	2	2				必修	◎選択					必修									教職選択	
	8435 情報リテラシー実践		演習	30	1		2					必修				必修			必修	必修			2単位選択必修	2単位選択必修	教職選択	
	8440 データサイエンス概論		講義	30	2		1								◎選択						選択		2単位選択必修	2単位選択必修	教職選択	
	8445 データサイエンスのための数学	2	講義	30	2			1							◎選択								2単位選択必修	2単位選択必修	教職選択	
	8450 データサイエンスプログラミングAI演習	2	演習	30	1			1							◎選択								2単位選択必修	2単位選択必修	教職選択	
	8220 色彩学		講義	30	2	1						必修														
	8250 健康・スポーツ論		講義	15	1			1															必修	必修	必修	
	8255 健康・スポーツ実習		実習	30	1				2														必修	必修	必修	
キャリア	8001 基礎ゼミナールⅠ	1	演習	30	1	4											*							学科推奨科目		
	8005 基礎ゼミナールⅡ	1	演習	30	1		4																		学科推奨科目	
	8190 キャリアデザイン		講義	30	2	1	1								③		*								学科推奨科目	

単位互換協定を結んでいる放送大学、奈良県立大学、種智院大学が開講する授業科目の指定科目を履修できます。この単位互換科目は本学の履修単位として認められます。

秘書士 必修科目8単位、『*』選択科目8単位以上 計16単位以上
 医事実務士
 医療秘書実務 必修科目17単位、『*』選択科目2科目以上、4単位以上 計21単位以上
 小学校
 幼稚園教諭
 保育士
 観光実務士 必修科目11単位、選択科目12単位以上、計23単位以上

生活未来科生活福祉コース カリキュラム(Living and Well-being Course)

分類	科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	開講コマ数				卒業	介護福祉士	福祉主事(注1)	ピアヘルパー(注2)	情報処理(注3)	秘書士(注5)	医実務士	医療秘書士	こどもの食物アレルギー(注8)	備考
							1回生		2回生											
							前	後	前	後										
専門教育科目	1105	コミュニケーション演習	1	演習	30	1	1				必修		②		*	必修			学科推奨科目	
	1106	チームマネジメント	2	講義	30	2			1		必修									
	1111	社会の理解 I	1.2	講義	30	2	1		(1)		必修								隔年開講	
	1112	社会の理解 II	2	講義	30	2			1		必修									
	1206	介護の基本 I	1	講義	30	2	1				必修	*	①	*						
	1211	介護の基本 II	1	講義	30	2		1			必修		②							
	1215	高齢者に対する支援と介護保険制度	1	講義	30	2		1			必修	*								
	1220	生活レクリエーション	1	講義	30	2		1			必修									
	1225	介護予防	1.2	講義	30	2	1		(1)		必修								隔年開講	
	1240	防災・災害福祉	1.2	講義	30	2		1	(1)		必修								隔年開講	
	1260	コミュニケーション技術 I	1	講義	30	2		1			必修		①							
	1265	コミュニケーション技術 II	2	演習	30	1			1		必修									
	1305	生活支援技術 I	1	演習	60	2	2				必修									
	1310	生活支援技術 II	1	演習	60	2		2			必修									
	1315	生活支援技術 III	2	演習	60	2			2		必修									
	1320	生活経営・管理の技法	1.2	講義	15	1	1		(1)		必修								隔年開講	
	1325	居住環境整備の技法	1.2	演習	30	1		1	(1)		必修								隔年開講	
	1330	家事支援の技法 I・被服	2	演習	30	1			1		必修									
	1335	家事支援の技法 II・栄養	2	講義	15	1			1		必修								必修	
	1340	家事支援の技法 III・調理	2	演習	30	1			1		必修								選択	
1405	介護過程 I	1	講義	30	2	1				必修										
1410	介護過程 II	1	演習	30	1		1			必修										
1415	介護過程 III	2	演習	30	1			1		必修										
1420	介護過程 IV	2	演習	60	2			2		必修										
1450	介護総合演習 I	1	演習	30	1	1				必修										
1456	介護総合演習 II	1	演習	30	1		1			必修										
1461	介護総合演習 III	2	演習	30	1			1		必修										
1465	介護総合演習 IV	2	演習	30	1			1		必修										
1472	介護実習 I	1	実習	120	3	○				必修										
1478	介護実習 II	1	実習	160	4		○			必修										
1481	介護実習 III	2	実習	172	4			○		必修										
1500	発達と老化の理解 I	1	講義	30	2		1			必修										
1501	発達と老化の理解 II	1.2	講義	30	2		1	(1)		必修								隔年開講		
1515	認知症の理解 I	1	講義	30	2	1				必修										
1520	認知症の理解 II	1.2	講義	30	2	1		(1)		必修								隔年開講		
1525	障害の理解 I	1.2	講義	30	2	(1)		1		必修		③						隔年開講		
1530	障害の理解 II	1	講義	30	2		1			必修										
1540	解剖生理学	1	講義	30	2	1				必修						必修	必修			
1541	生活援助方法論	1	講義	30	2		1			必修										
1542	嚥下と口腔衛生	1	講義	30	2		1			必修										
1571	医療的ケア I	2	講義演習	60	3			2		必修										
1581	医療的ケア II	2	講義演習	60	3			2		必修										
1616	グリーンプランニング	1	講義	30	2	1				◎選択										
1630	生活と未来	1	講義演習実習	30	2	1												学科推奨科目		
1635	専門ゼミナール(国家試験対策)	2	演習	30	1			1												
1656	こども家庭福祉	2	講義	30	2			1		◎選択	*									
3930	ゼミナール I	2	演習	60	2			1					必修	*						
3151	経営学	2	講義	30	2			1		◎選択										
1660	ケアワーク入門	2	講義演習	60	4			1										介護職員初任者研修		
必要単位数 計											62	88	3科目	6	10以上	17	12	20	2	

介護福祉士
 (注1) 社会福祉主事任用資格
 (注2) ピアヘルパー
 (注3) 情報処理士
 (注4) 秘書士
 (注5) こどもの食物アレルギー実務課程

『◎選択』から3科目選択必修
 『*』から3科目選択
 『①、②、③』各領域から1科目選択 計6単位以上
 各領域から必修科目2単位以上 『*』から4単位以上選択 計10単位以上
 必修科目7単位、『*』選択科目10単位以上 計17単位以上
 必修科目・選択科目それぞれ1科目取得

生活未来科ビジネスキャリアコース カリキュラム(Business Career Course)

分類	科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	開講コマ数				卒業	福祉主事(注1)	ピア(注2)	情報(注3)	ビジネス(注4)	食プロ(注5)	秘書士(注6)	医事実務士(注7)	医療秘書実務士(注8)	観光実務士(注9)	備考
							1回生		2回生												
							前	後	前	後											
専門教育科目	3126	日本企業論	1	講義	30	2	1							*	*						
	3141	イノベータータイプ・シンキング	2	講義	30	2			1							必修			選択		
	3134	ビジネス文書	1	講義	30	2		1						*	*						
	3138	ビジネス実務概論	2	講義	30	2			1					必修	*						
	3137	事業計画論	2	講義	30	2			1					必修	*						
	3151	経営学	1	講義	30	2		1						*							
	3161	アカウンティングⅠ	1	講義	30	2	1														
	3171	アカウンティングⅡ	1	講義	30	2		1													
	3180	マーケティング	2	講義	30	2			1					*						必修	
	3193	経済学	1.2	講義	30	2	(1)		1		*									隔年開講(日本経済とビジネス)	
	3195	リスクマネジメント論	1.2	講義	30	2	(1)		1											隔年開講	
	3191	オフィス実務演習Ⅰ	2	演習	30	1			1							必修					
	3192	オフィス実務演習Ⅱ	2	演習	30	1			1							必修					
	3231	データ活用	2	演習	30	1			1				*							データサイエンス概論履修者のみ	
	3233	感性と表現	1.2	演習	30	1	(1)		1											隔年開講	
	3240	アート・マネジメントⅠ	1	演習	30	1		1												選択	
	3245	アート・マネジメントⅡ	2	演習	30	1			1											選択	
	3250	グラフィック・テクノロジーⅠ	1	演習	30	1	1													選択	
	3255	グラフィック・テクノロジーⅡ	2	演習	30	1			1											選択	
	3305	観光ビジネス	1.2	講義	30	2	1	(1)												必修 隔年開講	
3310	地域活性化論	1.2	講義	30	2	1	(1)												必修 隔年開講		
3311	ホスピタリティ論	1	講義	30	2	1				①				*	*				必修		
3340	医薬と検査	1	講義	30	2	1	(1)									必修	必修		隔年開講		
3341	医療事務総論	1	講義	30	2	(1)		1								必修	必修		隔年開講		
3345	医療事務演習Ⅰ	2	演習	30	1			1								必修	必修				
3346	医療事務演習Ⅱ	2	演習	30	1			1								必修	必修				
3355	医療秘書実務	2	講義	30	2			1											必修 集中講義		
3360	医療秘書実務実習	2	実習		1			1											必修		
3365	介護総論	1.2	講義	30	2	(1)		1		*								*	隔年開講		
3370	公衆衛生学	2	講義	30	2			1		*						必修	必修				
3375	社会福祉概論	1	講義	30	2	1				*									必修		
3461	イノベーション演習	2	演習	30	1			1											必修 隔年開講		
3801	インターンシップⅠ	1	演習	30	1	1							*		必修						
3802	インターンシップⅡ	1	演習	30	1		1						*		必修						
3803	企業実務研究	1	演習	30	1	1							*		必修						
3811	ビジネス・ケーススタディⅠ	1	演習	30	1		1							必修							
3821	ビジネス・ケーススタディⅡ	2	演習	30	1			1						必修							
3905	ゼミナールⅠ	1	演習	60	2	1							必修		*				コース推奨科目		
3920	ゼミナールⅡ	2	演習	60	2			1					*						必修 コース推奨科目		
3951	卒業研究Ⅰ	2	演習	60	2			2											コース推奨科目		
3952	卒業研究Ⅱ	2	演習	60	2			2											コース推奨科目		
1105	コミュニケーション演習	1	演習	30	1	1				②					*	*			学科推奨科目		
1540	解剖生理学	2	講義	30	2			1								必修	必修				
1630	生活と未来	1	講義 演習 実習	30	2	1													学科推奨科目		
2425	食品加工実習	1	実習	45	1		1								必修						
2305	食育実践演習	1	演習	30	1	1									必修						
2400	食料経済	1	講義	30	2			1							必修						
2420	フードコーディネーター論	2	講義	30	2			1													
2440	食農ビジネス	1	講義	30	2	1									必修				集中講義		

必要単位数 計

62 3科目 6 10以上 10以上 6 17以上 12 20 23以上

(注1) 社会福祉主事任用資格 『*』から3科目選択
 (注2) ピアヘルパー 『①、②、③』各領域から1科目選択 計6単位以上 ①領域は「心理学」を履修
 (注3) 情報処理士 各領域から必修科目2単位以上 『*』から4単位以上選択 計10単位以上
 (注4) ビジネス実務士 必修科目6単位、『*』選択科目4単位以上 計10単位以上
 (注5) 食の6次産業化プロデューサー
 (注6) 秘書士 必修科目7単位、『*』選択科目10単位以上 計17単位以上
 (注7) 医事実務士 『*』いずれか1科目必修
 (注8) 医療秘書実務士 必修科目16単位、『*』選択科目2科目以上、4単位以上 計20単位以上
 (注9) 観光実務士 必修科目11単位、選択科目12単位以上、計23単位以上

地域子ども学科 カリキュラム(Community Child Education)

分類	科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	コマ数	卒業	開講(単位数)				小学校	幼稚園	保育士(注1)	福祉主事(注2)	ピア(注3)	情報処理(注4)	認定ベビ(注5)	准学校(注6)	この食物アレルギー(注7)	備考
									1年		2年											
									前	後	前	後										
専門 教育 科目	61000	社会福祉	1	講義	30	2	1		2					必修	*							
	61010	子ども家庭支援論	2	講義	30	2	1				2			必修								
	61030	子ども家庭福祉	2	講義	30	2	1			2				必修	*							
	61045	保育・教職入門	1	講義	30	2	1	○	2			必修	必修	必修								
	61050	保育原理	1	講義	30	2	1		2					必修	*							
	61060	社会的養護 I	1	講義	30	2	1			2				必修								
	61070	教育原理	1	講義	30	2	1	○	2			必修	必修	必修	*							
	61080	学習・発達論	1	講義	30	2	1	○	2			必修	必修	必修		③				必修		
	61090	子ども家庭支援の心理学	2	講義	30	2	1				2			必修								
	61105	こどもの理解と援助	2	演習	30	2	1	○		2			必修	必修		①				必修		
	61110	こどもの保健	1	講義	30	2	1		2					必修								
	61120	こどもの食と栄養	2	演習	30	2	2				2			必修							必修	
	61155	特別支援教育・保育概論	2	講義	30	2	1				2	必修	必修	必修						必修		
	61160	カリキュラム論	1	講義	30	2	1	○	2			必修	必修	必修								
	62000	国語科教育法	1	講義	30	2	1			2		必修										
	62010	社会科教育法	2	講義	15	1	1				1	必修										
	62020	算数科教育法	2	講義	30	2	1				2	必修										
	62030	理科教育法	2	講義	15	1	1				1	必修										
	62040	生活科教育法	2	講義	30	2	1				2	必修										
	62050	音楽科教育法	2	講義	15	1	1				1	必修										
	62060	図工科教育法	2	講義	15	1	1				1	必修										
	62070	家庭科教育法	2	講義	15	1	1				1	必修										
	62080	体育科教育法	2	講義	15	1	1				1	必修										集中講義
	62090	英語科教育法	2	講義	15	1	1				1	必修										
	62100	道徳教育の理論と方法	2	講義	15	1	1				1	必修										
	62110	総合的な学習の時間の指導法	2	講義	15	1	1				1	必修										
	62120	特別活動の指導法	2	講義	15	1	1				1	必修										
	62130	進路指導の理論と方法	2	講義	15	1	1				1	必修										
	62140	生徒指導の理論と方法	2	講義	15	1	1				1	必修										
	63005	保育内容総論	2	演習	30	2	1				2		必修	必修								
	63015	こどもと健康 I	1	演習	30	1	1	●		1			必修	必修								
	63025	こどもと人間関係 I	1	演習	30	1	1	●		1			必修	必修								
	63035	こどもと環境 I	1	演習	30	1	1	●		1			必修	必修								
	63045	こどもと言葉 I	1	演習	30	1	1	●		1			必修	必修								
	63055	こどもと表現 I	1	演習	30	1	1	●		1			必修	必修								
	63061	こどもと健康 II(指導法)	2	演習	30	1	1				1		必修	必修								
	63062	こどもと人間関係 II(指導法)	2	演習	30	1	1				1		必修	必修								
	63063	こどもと環境 II(指導法)	2	演習	30	1	1				1		必修	必修								
	63064	こどもと言葉 II(指導法)	2	演習	30	1	1				1		必修	必修								
	63065	こどもと表現 II(指導法)	2	演習	30	1	1				1		必修	必修								
	63100	乳児保育 I	1	講義	30	2	1			2				必修	必修							
	63110	乳児保育 II	2	演習	30	1	1				1			必修	必修							
	63120	こどもの健康と安全	2	演習	30	1	2				1			必修	必修							
	63140	社会的養護 II	2	演習	30	1	2				1			必修	必修							
	63150	保育教育相談支援	2	演習	30	1	1				1	必修	必修	必修		②				必修		
63160	在宅保育論	2	講義	30	2	1				2			選択						必修			
63170	教育方法の理論と実践	2	講義	30	1	1	○		1		必修	必修				*						
63175	教育とICT活用	1	講義	15	1	1			1		必修					*						
63185	保育・教職実践演習	2	演習	30	2	1				2	必修	必修	必修									
63200	総合演習	1	演習	60	2	2				2			選択									
64000	国語基礎	1	講義	15	1	1				1		必修										
64010	社会基礎	2	講義	15	1	1				1		選択									開講せず	
64020	算数基礎	1	講義	15	1	1				1		必修										
64030	理科基礎	2	講義	15	1	1				1		選択									開講せず	
64040	生活基礎	1	講義	15	1	1				1		必修										
64050	英語基礎	1	講義	15	1	1				1		必修										
64060	音楽 I	1	演習	30	1	2	○		1		必修		選択									
64070	音楽 II	1	演習	30	1	2				1		選択		選択								
64105	器楽演習 I	1	演習	30	1	2			1				選択									
64106	器楽演習 II	1	演習	30	1	2				1			選択									
64107	器楽演習 III	2	演習	30	1	2				1			選択									
64108	器楽演習 IV	2	演習	30	1	1				1			選択									
64125	図画工作	1	演習	30	1	2	○		1		必修		選択									
64130	家庭基礎	2	講義	15	1	1				1		選択									開講せず	
64140	体育	1	演習	30	1	2			○	1		必修		選択								

分類	科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	コマ数	卒業	開講(単位数)				小学校	幼稚園	保育士(注1)	福祉主事(注2)	ピア(注3)	情報処理(注4)	認定ベビ(注5)	准学校(注6)	こどもの食物アレルギー(注7)	備考	
									1年		2年												
									前	後	前	後											
専門教育科目	64150	子育てで支援と多職種連携	2	講義	15	1	1															学科独自科目	
	64200	ゼミナールⅠ ゼミナールⅠ(前期 前半:ゼミ体験 後半:専門講義) ゼミナールⅠ(音楽表現) ゼミナールⅠ(造形表現と言葉) ゼミナールⅠ(保育実践) ゼミナールⅠ(自然と遊び) ゼミナールⅠ(子育て支援) ゼミナールⅠ(幼児体育・身体表現)	1	演習	60	2			2									*					
	64210	ゼミナールⅡ ゼミナールⅡ(音楽表現) ゼミナールⅡ(造形表現と言葉) ゼミナールⅡ(保育実践) ゼミナールⅡ(自然と遊び) ゼミナールⅡ(子育て支援) ゼミナールⅡ(幼児体育・身体表現)	2	演習	60	2			2														2025年度開講 2025年度開講 2025年度開講 2025年度開講 2025年度開講
	65015	教育実習指導		演習		1			1		必修	必修											
	65116	教育実習指導Ⅰ(幼稚園)	1	演習	45	1			○	○													
	65017	教育実習指導(小学校)	1	演習	45	1				○													
	65000	教育実習		実習	160	4			4		必修	必修										*	
	65135	教育実習Ⅰ	1	実習					○	○													
	65121	教育実習(小学校)	2	実習	144					○													
	65115	教育実習指導		演習		1			1			必修											
	65116	教育実習指導Ⅰ(幼稚園)	1	演習	45	1			○	○													
	65117	教育実習指導Ⅱ(幼稚園)	2	演習	45	1			○	○													
	65100	教育実習		実習		4			4			必修										*	
	65135	教育実習Ⅰ	1	実習					○	○													
	65136	教育実習Ⅱ	2	実習						○													
	65210	保育実習指導Ⅰ		演習		2			2			必修											
	65214	保育実習指導Ⅰ(保育所)	1	演習	30	1			○	○													
	65215	保育実習指導Ⅰ(施設)	1	演習	30	1			○	○													
	65205	保育実習Ⅰ(保育所)	1	実習	90	2			2			必修										*	
	65206	保育実習Ⅰ(施設)	1	実習	90	2			2			必修											
	65310	保育実習Ⅱ	2	実習	80	2				2		選択必修											
	65320	保育実習指導Ⅱ	2	演習	30	1	1			1	(2+1)単位	選択必修											
	65330	保育実習Ⅲ	2	実習	80	2				2	選択必修	選択必修											
	65340	保育実習指導Ⅲ	2	演習	30	1	1			1		選択必修											
	専門教育科目 必修単位数									50		45	33	63	3科目	6	10以上	2	7	4以上			

○は、卒業必修

(注1)保育士『選択必修』から2科目選択必修『選択』から6単位以上選択

●は、5科目のうち3科目選(注2)社会福祉主事任用資格『*』から3科目選択

(注3)ピアヘルパー『①、②、③』各領域から1科目選択 計6単位以上

(注4)情報処理士 各領域から必修科目2単位以上『*』から4単位以上選択 計10単位以上

(注5)認定ベビシッター 上記科目の他に、保育士資格を取得していること

(注6)准学校心理士 上記科目の他に、教員免許または保育士資格を取得していること

(注7) こども食物アレルギー実務課程修了証 必修科目・選択科目それぞれ1科目取得

2023年度入学生

分類	科目コード	科目名称	学年指定	授業形態	時間数	単位	コマ数	卒業	開講				小学校	幼稚園	保育士	福祉主事(注1)	ピア(注2)	情報処理(注3)	認定ベビ(注4)	准学校(注5)	こどもの食物アレルギー(注6)	備考	
									1年		2年												
									前	後	前	後											
	63005	保育内容総論	2	演習	30	2	1					2		必修	必修							集中講義:再履修	
	64210	ゼミナールⅡ ゼミナールⅡ(音楽表現) ゼミナールⅡ(造形表現) ゼミナールⅡ(保育内容) ゼミナールⅡ(自然と遊び) ゼミナールⅡ(子育て支援) ゼミナールⅡ(幼児体育) ゼミナールⅡ(身体表現)	2	演習	60	2						2		選択									
	65135	教育実習Ⅰ	1	実習	48	2			2												*		
	65136	教育実習Ⅱ	2	実習	144	2					2												

学科・コース別

カリキュラム・マップ

カリキュラム・ツリー

カリキュラム・マップ

科目を履修することにより、学生が何をできるようになるか到達目標をあげ、また学修成果のどの項目を達成することになるかを明確に図で表したものです。

カリキュラム・ツリー

学科・コースごとの学修成果の達成に向けて、どのような授業科目が連携し年次配当しているかを示したものです。

ナンバリング

授業科目に授業内容・レベル等に応じて適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等をあらわし、教育課程の体系性を示したものです。

各科目のナンバーはシラバスにも記載しています。

科目ナンバリングの構成

本学における科目ナンバリングはアルファベットと数字の組み合わせにより、以下のよう構成されています。

科目所属	分類	授業形態	水準	区別
LA	1	L	1	00

科目ナンバリングの設定

① 当該科目を開講する学科・コース等をアルファベットの2文字で示しています。

LA：基礎教養科目 (Liberal Arts)

L：生活未来科 (Department of Life Vista)

W：生活福祉コース (Living and Well-being Course)

D：食物栄養コース (Dietary Science Course)

B：ビジネスキャリアコース (Business Career Course)

C：地域こども学科 (Department Community Child Education)

J:日本語教育別科 (Special Course in Japanese Language)

② 分類 当該科目の分野・資格の種類を数字1文字で示しています。

基礎教育科目

コミュニケーション	社会・文化	科学	キャリア
1	2	3	4

生活福祉コース

人間と社会	介護	こころとからだのしくみ	医療的ケア	その他
1	2	3	4	0

食物栄養コース

社会生活と健康	人体の構造と機能	食品と衛生	栄養と健康	栄養の指導	給食の運営	食のスペシャリスト
1	2	3	4	5	6	7

ビジネスキャリアコース

ビジネス基礎理論	ビジネス実務	経営デザイン	医療・福祉ビジネス	食ビジネス	その他
1	2	3	4	5	0

地域こども学科

教職の意義や教育の基礎理論、保育の本質について学ぶ	保育の対象を理解する	教育・保育課程、保育内容・教育方法について学ぶ	保育の表現技術および教科に関する理解を深める	小学校教科に関する理解を深める	学外現場実践から学ぶ
1	2	3	4	5	6

日本語教育別科

日本語能力	日本文化の理解
1	2

③ 授業形態

当該科目の授業形態をアルファベット 1 文字で示しています。

講義	演習	実験	実習	実技
L Lecture	P Practice	E Experiments	PE Practical exercises	PS Practical skills

④ 水準

当該科目のレベルを数字 1 文字で示しています。

基盤	専門	総合
1	2	3

⑤ 区別

各ナンバーを整理するために、数字 2 文字の通し番号を付しています。

2024年度入学生 基礎教養科目 カリキュラム・マップ

分類	ナンバリング	科目名称	ディプロマ・ポリシー			
			知識・理解・技術	自主・自発・自律	自己理解・自己尊重	協調・協働・連携
コミュニケーション	LA1L100	国語表現法	○			
	LA1P101	日本語Ⅰ	○			
	LA1P102	日本語Ⅱ	○			
	LA1P103	日本語Ⅲ	○			
	LA1P204	日本語Ⅳ	○			
	LA1P105	英語Ⅰ	○			
	LA1P106	英語Ⅱ	○			
	LA1P207	英会話	○			
	LA1P108	フランス語Ⅰ	○			
	LA1P209	フランス語Ⅱ	○			
社会・文化	LA2L100	心理学	○			
	LA2L101	社会学	○			
	LA2L102	人権と差別			○	
	LA2L103	日本の憲法			○	
	LA2P104	日本語・日本事情Ⅰ			○	
	LA2P205	日本語・日本事情Ⅱ			○	
	LA2L306	奈良の自然と文化Ⅰ				○
LA2L307	奈良の自然と文化Ⅰ				○	
科学	LA3L100	情報リテラシー	○			
	LA3P201	情報リテラシー実践	○			
	LA3L202	データサイエンス概論	○			
	LA3L103	データサイエンスのための数学	○			
	LA3P304	データサイエンスプログラミングAI演習	○			
	LA3L105	色彩学	○			
	LA3L106	健康・スポーツ論	○			
	LA3PE107	健康・スポーツ実習		○		
キャリア	LA4P100	基礎ゼミナールⅠ		○		
	LA4P201	基礎ゼミナールⅡ		○		
	LA4L102	キャリアデザイン		○		

2024年度入学生 基礎教養科目 カリキュラム・ツリー

学修成果を得るために必要な項目	基盤	専門	総合		
コミュニケーション	国語表現法				
	日本語 I				
	日本語 II				
	日本語 III	日本語 IV			
	英語 I				
	英語 II	英会話			
	フランス語 I	フランス語 II			
社会・文化	心理学			DP1	
	社会学				
	人権と差別				
	日本の憲法				
	日本語・日本事情 I	日本語・日本事情 II			DP2
			奈良の自然と文化 I 奈良の自然と文化 II		DP3 DP4
科学	情報リテラシー	情報リテラシー実践			
		データサイエンス概論			
	データサイエンスのための数学				
			データサイエンスプログラミングAI 演習		
	色彩学				
	健康・スポーツ論				
	健康・スポーツ実習				
キャリア	基礎ゼミナール I	基礎ゼミナール II			
	キャリアデザイン				

2024年度入学生 生活未来科 生活福祉コース カリキュラム・マップ

分類	ナンバリング	科目名称	ディプロマ・ポリシー			
			知識・理解・技術 介護・福祉に関する知識と技術を身につけ、社会の多様なニーズに対応できる	自主・自発・自律 介護者として自分自身の身体や心の健康のコントロールができる	自己理解・自己尊重 介護を必要とする人やその家族、他の専門職など他者を尊重することができる	協調・協働・連携 自ら積極的に行動し、地域福祉の向上に貢献することができる
人間と社会	LW1P100	コミュニケーション演習			○	
	LW1L301	チームマネジメント				○
	LW1L202	社会の理解Ⅰ	○			
	LW1L203	社会の理解Ⅱ	○			
	LW1L204	グリーンプランニング				○
	LW1L205	こども家庭福祉	○			
介護	LW2L100	介護の基本Ⅰ			○	
	LW2L101	介護の基本Ⅱ		○		
	LW2L202	高齢者に対する支援と介護保険制度	○			
	LW2L103	生活レクリエーション				○
	LW2L204	介護予防				○
	LW2L305	防災・災害福祉				○
	LW2L106	コミュニケーション技術Ⅰ			○	
	LW2P107	コミュニケーション技術Ⅱ			○	
	LW2P108	生活支援技術Ⅰ	○			
	LW2P209	生活支援技術Ⅱ	○			
	LW2P310	生活支援技術Ⅲ	○			
	LW2L111	生活経営・管理の技法		○		
	LW2P112	居住環境整備の技法	○			
	LW2P113	家事支援の技法Ⅰ・被服	○			
	LW2L114	家事支援の技法Ⅱ・栄養	○			
	LW2P115	家事支援の技法Ⅲ・調理	○			
	LW2L116	介護過程Ⅰ	○			
	LW2P217	介護過程Ⅱ	○			
	LW2P218	介護過程Ⅲ	○			
	LW2P319	介護過程Ⅳ	○			
	LW2P120	介護総合演習Ⅰ				○
	LW2P221	介護総合演習Ⅱ				○
LW2P222	介護総合演習Ⅲ				○	
LW2P323	介護総合演習Ⅳ				○	
LW2P124	介護実習Ⅰ				○	
LW2P225	介護実習Ⅱ				○	
LW2P326	介護実習Ⅲ				○	
こころとからだのしくみ	LW3L100	発達と老化の理解Ⅰ		○		
	LW3L201	発達と老化の理解Ⅱ		○		
	LW3L202	認知症の理解Ⅰ	○			
	LW3L203	認知症の理解Ⅱ			○	
	LW3L204	障害の理解Ⅰ			○	
	LW3L205	障害の理解Ⅱ	○			
	LW3L106	解剖生理学	○			
	LW3L107	生活援助方法論	○			
LW3L208	嚥下と口腔衛生	○				
医療的ケア	LW4LP200	医療的ケアⅠ	○			
	LW4LP201	医療的ケアⅡ	○			
その他	L0LEPE300	生活と未来				○
	LW0P301	専門ゼミナール（国家試験対策）	○			
	LW0P302	ゼミナールⅠ				○
	LW0LP103	ケアワーク入門				○

※「人権と差別」「情報リテラシー」「社会学」「奈良の自然と文化Ⅰ」「奈良の自然と文化Ⅱ」「心理学」は基礎教養科目のカリキュラムマップを参照のこと。
 ※「経営学」はビジネスキャリアコースのカリキュラムマップを参照のこと。

2024年度入学生 生活未来科 生活福祉コース カリキュラム・ツリー

学修成果を得るために必要な項目	基盤	専門	総合		
人間と社会	コミュニケーション演習	経営学	チームマネジメント	フィールド研究・事例研究	
	人権と差別	社会の理解 I			
		社会の理解 II			
	社会学	こども家庭福祉			
	グリーンプランニング				
	奈良の自然と文化 I				
	奈良の自然と文化 II				
情報リテラシー					
介護	生活支援技術 I	生活支援技術 II	生活支援技術 III	フィールド研究・事例研究	
	コミュニケーション技術 I				
	コミュニケーション技術 II				
	生活経営・管理の技法				
	居住環境整備の技法				
	家事支援の技法 I・被服				
	家事支援の技法 II・栄養				
	家事支援の技法 III・調理				
	生活レクリエーション	介護予防	防災・災害福祉		DP1
	介護過程 I	介護過程 II	介護過程 IV		DP2
		介護過程 III			
	介護総合演習 I	介護総合演習 II	介護総合演習 IV		DP3
		介護総合演習 III			
	介護実習 I	介護実習 II	介護実習 III		DP4
介護の基本 I					
介護の基本 II	高齢者に対する支援と介護保険制度				
こころとからだのしくみ		障害の理解 I			
		認知症の理解 II			
	心理学	発達と老化の理解 II			
	解剖生理学				
	発達と老化の理解 I	障害の理解 II			
		認知症の理解 I			
生活援助方法論	嚥下と口腔衛生				
医療的ケア		医療的ケア I			
		医療的ケア II			
その他	ケアワーク入門		専門ゼミナール		
	生活と未来		ゼミナール I		

2024年度入学生 生活未来科 食物栄養コース カリキュラム・マップ

分類	ナンバリング	科目名称	ディプロマ・ポリシー			
			知識・理解・技術	自主・自発・自律	自他理解・自他尊重	協調・協働・連携
			食と栄養に関する専門的な知識・技能を修得し、実践で活かすことができる。	社会の一員として自らを律し、主体性を持ち、人々の食と健康のために積極的に行動することができる。	人々の食と健康を支援するためのコミュニケーションを図ることができる。	食と健康に関する社会の課題を発見し、解決に向けて他者と協力し行動することができる。
社会と健康 生活	LD1L200	公衆衛生学	○			
	LD1L101	社会福祉概論	○			
	L0LEPE300	生活と未来				○
人体の構造と機能	LD2L100	人体の構造と機能 I	○			
	LD2L101	人体の構造と機能 II	○			
	LD2PE202	生理学実習	○			
	LD2L203	運動生理学	○			
	LD2L104	生化学	○			
	LD2E105	生化学実験	○			
食品と衛生	LD3L100	食品科学	○			
	LD3L201	食品材料学（加工学を含む）	○			
	LD3E102	食品学実験	○			
	LD3L203	食品衛生学	○			
	LD3PE204	食品衛生学実習	○			
栄養と健康	LD4L100	基礎栄養学	○			
	LD4L201	応用栄養学	○			
	LD4PE302	応用栄養学実習	○			
	LD4L203	臨床栄養学	○			
	LD4L204	食事療法論	○			
	LD4PE305	食事療法実習	○			
栄養指導	LD5L100	栄養指導論 I	○			
	LD5L301	栄養指導論 II			○	
	LD5PE202	栄養指導論実習 I	○			
	LD5PE303	栄養指導論実習 II			○	
	LD5L204	公衆栄養学	○			
	LW1P101	コミュニケーション演習			○	
給食の運営	LD6L100	給食実務論	○			
	LD6L201	給食計画論	○			
	LD6PE302	給食管理実習				○
	LD6PE303	学外実習 I		○		
	LD6PE304	学外実習 II		○		
	LD6L105	調理学	○			
	LD6PE206	調理実習 I	○			
	LD6PE207	調理実習 II	○			
LD6PE208	調理実習 III	○				
食のスペシャリスト	LD7PE200	専門調理	○			
	LD7L201	食品微生物学	○			
	LD7P102	食育実践演習	○			
	LD7P303	ゼミナール I (食物栄養)				○
	LD7P304	ゼミナール II (食物栄養)		○		
	LD7L205	食料経済	○			
	LD7L206	フードスペシャリスト論	○			
	LD7L207	食品の官能評価・鑑別論	○			
	LD7L208	フードコーディネータ論	○			
	LD7PE209	食品加工実習	○			
	LD7L310	食農ビジネス	○			
	LD7L311	介護食演習	○			

2024年度入学生 生活未来科 食物栄養コース カリキュラム・ツリー

学修成果を得るために必要な項目	基盤	専門	総合	
社会生活と健康について学ぶ	生活と未来			実習報告会 成果報告会
	社会福祉概論	公衆衛生学		
人体の構造と機能に関する知識を身に付ける	人体の構造と機能Ⅰ	運動生理学		
	人体の構造と機能Ⅱ	生理学実習		
	生化学			
	生化学実験			
食品と衛生についての知識と技術を身に付ける	食品科学	食品材料学（加工学を含む）		
	食品学実験	食品微生物学		
		食品衛生学		
		食品衛生学実習		
栄養と健康に関する知識と技術を身に付ける	基礎栄養学	応用栄養学	応用栄養学実習	
		食事療法論	食事療法実習	
		臨床栄養学		
栄養指導に関する知識と技術を身に付ける	栄養指導論Ⅰ	栄養指導論実習Ⅰ	栄養指導論Ⅱ	
	コミュニケーション演習		栄養指導論実習Ⅱ	
		公衆栄養学		
給食の運営に関する知識と技術を身に付ける	調理学	調理実習Ⅰ		
		調理実習Ⅱ		
		調理実習Ⅲ		
	給食実務論	給食計画論	給食管理実習	
			学外実習Ⅰ・Ⅱ	
食のスペシャリストになる	食育実践演習	食料経済	食農ビジネス	
		食品加工実習		
		フードスペシャリスト論		
		食品の官能評価・鑑別論		
		フードコーディネータ論		
		専門調理	ゼミナールⅠ	
			ゼミナールⅡ	
		介護食演習		
			DP1	
			DP2	
			DP3	
			DP4	

2024年度入学生 生活未来科 ビジネスキャリアコース カリキュラム・マップ

分類	ナンバリング	科目名称	ディプロマ・ポリシー			
			知識・理解・技術	自主・自発・自律	自己理解・自己尊重	協調・協働・連携
			専門の知識と技術を修得し、社会の仕組みを体系的に考えることができる。	社会の仕組みを理解し、経営人材として自律的主体的に行動することができる。	社会のあらゆる場面において、自他の個性を尊重し配慮と責任ある行動がとれる。	自ら課題を発見し、その解決に向けて協働・連携ができる。
ビジネス基礎理論	LB1L100	経営学	○			
	LB1L101	マーケティング	○			
	LB1L102	経済学	○			
	LB1P203	データ活用	○			
	LB1P304	インターンシップ I		○		
	LB1P305	インターンシップ II		○		
	LB1P306	企業実務研究		○		
	LB1P207	ビジネス・ケーススタディ I				○
	LB1P308	ビジネス・ケーススタディ II				○
	LB1P209	ゼミナール I			○	
	LB1P310	ゼミナール II			○	
	LB1P311	卒業研究 I		○		
	LB1P312	卒業研究 II		○		
L0LEPE300	生活と未来				○	
ビジネス実務	LB2L100	日本企業論	○			
	LB2L101	ビジネス文書	○			
	LB2L202	事業計画論	○			
	LB2L203	ビジネス実務概論	○			
	LB2L204	イノベティブ・シンキング		○		
	LB2L105	アカウンティング I	○			
	LB2L206	アカウンティング II	○			
	LB2P207	オフィス実務演習 I	○			
	LB2P308	オフィス実務演習 II	○			
	LB2L309	リスクマネジメント論			○	
LB2P310	イノベーション演習		○			
経営デザイン	LB3P200	感性と表現			○	
	LB3P201	アート・マネジメント I	○			
	LB3P302	アート・マネジメント II	○			
	LB3P203	グラフィック・テクノロジー I	○			
	LB3P204	グラフィック・テクノロジー II	○			
	LB3L205	観光ビジネス			○	
	LB3L206	地域活性化論	○			
医療・福祉ビジネス	LB4L100	ホスピタリティ論				○
	LB4L201	医薬と検査	○			
	LB4L102	医療事務総論	○			
	LB4P203	医療事務演習 I		○		
	LB4P304	医療事務演習 II		○		
	LB4L205	医療秘書実務		○		
	LB4PE306	医療秘書実務実習		○		
	LB4L107	介護総論	○			
	LB4L208	公衆衛生学	○			
	LB4L109	社会福祉概論	○			
LW3L106	解剖生理学	○				
食ビジネス	LD7P103	食育実践演習	○			
	LD7L206	食料経済	○			
	LD7L209	フードコーディネーター論	○			
	LD7PE210	食品加工実習	○			
	LD7L311	食農ビジネス	○			
その他	LW1 P 101	コミュニケーション演習			○	

2024年度入学生 生活未来科ビジネスキャリアコース カリキュラム・ツリー

学修成果を得るために必要な項目	基盤	専門	総合	
【ビジネス基礎】 ビジネスや経営を行うために必要な理論や先行研究を学ぶ	経営学		インターンシップ I	
	経済学		インターンシップ II	
	マーケティング		企業実務研究	
	生活と未来	ビジネス・ケーススタディ I	ビジネス・ケーススタディ II	
		ゼミナール I	ゼミナール II	
		データ活用	卒業研究 I	
【ビジネス実務】 リアルなビジネス実務を様々な仕事の形態や事例を通じて講義、演習、ゼミナールなど多彩なスタイルで学び、幅広いビジネス・シーンへのキャリア・パスを目指す	日本企業論	事業計画論		DP1
	ビジネス文書	ビジネス実務概論	リスクマネジメント論	
	アカウンティング I	アカウンティング II		
		オフィス実務演習 I	オフィス実務演習 II	DP2
		イノベティブ・シンキング	イノベーション演習	DP3
【経営デザイン】 柔軟かつ斬新な視点を持ち、クリエイティブ、IT、プレゼンテーションなど多彩な手法を通じて経営やビジネスをデザインする方法を学び、幅広いビジネス・シーンへのキャリア・パスを目指す		アート・マネジメント I	アート・マネジメント II	DP4
		グラフィック・テクノロジー I	グラフィック・テクノロジー II	
		観光ビジネス		
		地域活性化論		
		感性と表現		
【医療・福祉ビジネス】 医療事務、医療秘書を目指すための専門知識や職場での対応を学び、医療事務や医療関連企業、一般企業の医療関連職等のキャリア・パスを目指す	ホスピタリティ論	医療事務演習 I	医療事務演習 II	
	医療事務総論	医薬と検査		
	介護総論	医療秘書実務	医療秘書実務実習	
	社会福祉概論	公衆衛生学		
【食ビジネス】 フードビジネスに必要な基本知識と職場での対応を学び6次産業関連や流通等のキャリア・パスを目指す	食農ビジネス	食品加工実習		
		食育実践演習		
		フードコーディネータ論		

2024年度入学生 地域こども学科 カリキュラム・マップ

分類	ナンバリング	科目名称	ディプロマ・ポリシー			
			知識・理解・技術	自主・自発・自律	自己理解・自己尊重	協調・協働・連携
			保育・教育の領域についての専門知識と技術を修得し、さらに各自の得意分野を活かした、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭として社会に貢献できる。	社会の一員としての自覚をもって社会規範を遵守し、地域に根差した社会貢献ができる保育者・教育者として、自らを律し主体的に行動することができる。	自己と他者を尊重し、子どもと関わる上でのあらゆる人間関係において良好なコミュニケーションを図ることができる。	社会に貢献できる基礎力と人間力を磨き、こどもの育ちを支えていく上での社会の課題を発見し、その解決に向けて自らの努力を惜しまず、強調・協働して地域社会と共生できる。
基礎 教養 科目	LA1L100	国語表現法	○			
	LA2L103	日本の憲法			○	
	LA3L100	情報リテラシー	○			
	LA3P201	情報リテラシー実践	○			
	LA3L202	データサイエンス概論	○			
	LA3L103	データサイエンスのための数学	○			
	LA3P304	データサイエンスプログラミングAI演習	○			
	LA1P105	英語 I	○			
	LA1P106	英語 II	○			
	LA1P207	英会話	○			
	LA1P108	フランス語 I	○			
	LA1P209	フランス語 II	○			
	LA2L102	人権と差別			○	
	LA3L106	健康・スポーツ論	○			
LA3PE107	健康・スポーツ実習		○			
理 教 職 の 意 義 や 本 質 を 学 ぶ	C1L100	社会福祉	○			
	C1L201	こども家庭支援論	○			
	C1L102	こども家庭福祉	○			
	C1L103	保育・教職入門	○			
	C1L104	保育原理	○			
	C1L205	教育原理	○			
	C1L306	子育て支援と多職種連携	○			
保 育 の 対 象 を 理 解	C2L100	学習・発達論	○			
	C2L201	こども家庭支援の心理学	○			
	C2P102	こどもの理解と援助	○			
	C2L103	こどもの保健	○			
	C2P204	こどもの食と栄養	○			
	C2L205	特別支援教育・保育概論	○			
教 育 ・ 保 育 課 程 、 保 育 内 容 ・ 教 育 方 法 に つ い て 学 ぶ	C3L100	社会的養護 I	○			
	C3L101	カリキュラム論	○			
	C3L302	進路指導の理論と方法	○			
	C3L303	生徒指導の理論と方法	○			
	C3P304	保育内容総論	○			
	C3P105	こどもと健康 I	○			
	C3P106	こどもと人間関係 I	○			
	C3P107	こどもと環境 I	○			
	C3P108	こどもと言葉 I	○			
	C3P109	こどもと表現 I	○			
	C3P210	こどもと健康 II (指導法)	○			
	C3P211	こどもと人間関係 II (指導法)	○			
	C3P212	こどもと環境 II (指導法)	○			
	C3P213	こどもと言葉 II (指導法)	○			
	C3P214	こどもと表現 II (指導法)	○			
	C3L115	乳児保育 I	○			
	C3P216	乳児保育 II	○			
	C3P117	こどもの健康と安全	○			
	C3P218	社会的養護 II	○			
	C3P319	保育教育相談支援	○			
	C3L320	在宅保育論	○			
	C3L221	教育方法の理論と実践	○			
	C3L122	教育とICT活用	○			
	C3P123	ゼミナール I		○		
C3P224	ゼミナール II		○			

分類	ナンバリング	科目名称	ディプロマ・ポリシー			
			知識・理解・技術	自主・自発・自律	自己理解・自己尊重	協調・協働・連携
			保育・教育の領域についての専門知識と技術を修得し、さらに各自の得意分野を活かした、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭として社会に貢献できる。	社会の一員としての自覚をもって社会規範を遵守し、地域に根差した社会貢献ができる保育者・教育者として、自らを律し主体的に行動することができる。	自己と他者を尊重し、子どもと関わる上でのあらゆる人間関係において良好なコミュニケーションを図ることができる。	社会に貢献できる基礎力と人間力を磨き、こどもの育ちを支えていく上での社会の課題を発見し、その解決に向けて自らの努力を惜しまず、強調・協働して地域社会と共生できる。
関する理解を深める	C4P300	総合演習			○	
	C4P101	音楽Ⅰ	○			
	C4P202	音楽Ⅱ	○			
	C4P103	器楽演習Ⅰ	○			
	C4P204	器楽演習Ⅱ	○			
	C4P205	器楽演習Ⅲ	○			
	C4P206	器楽演習Ⅳ	○			
	C4P107	図画工作	○			
	C4P108	体育	○			
小学校教科に関する理解を深める	C5L200	国語科教育法	○			
	C5L201	社会科教育法	○			
	C5L202	算数科教育法	○			
	C5L203	理科教育法	○			
	C5L204	生活科教育法	○			
	C5L205	音楽科教育法	○			
	C5L206	図工科教育法	○			
	C5L207	家庭科教育法	○			
	C5L208	体育科教育法	○			
	C5L209	英語科教育法	○			
	C5L210	道徳教育の理論と方法	○			
	C5L211	総合的な学習の時間の指導法	○			
	C5L212	特別活動の指導法	○			
	C5L113	国語基礎	○			
	C5L114	社会基礎	○			
	C5L115	算数基礎	○			
	C5L116	理科基礎	○			
	C5L117	生活基礎	○			
	C5L118	英語基礎	○			
C5L119	家庭基礎	○				
学外現場実習から学ぶ	C6P100	教育実習指導	○			
	C6P107	教育実習指導Ⅰ(幼稚園)	○			
	C6P102	教育実習指導(小学校)	○			
	C6PE303	教育実習			○	
	C6PE210	教育実習Ⅰ			○	
	C6PE305	教育実習(小学校)			○	
	C6P206	教育実習指導	○			
	C6P107	教育実習指導Ⅰ(幼稚園)	○			
	C6P208	教育実習指導Ⅱ(幼稚園)	○			
	C6PE309	教育実習			○	
	C6PE210	教育実習Ⅰ			○	
	C6PE311	教育実習Ⅱ			○	
	C6P112	保育実習指導Ⅰ	○			
	C6P113	保育実習指導Ⅰ(保育所)	○			
	C6P114	保育実習指導Ⅰ(施設)	○			
	C6PE215	保育実習Ⅰ(保育所)			○	
	C6PE216	保育実習Ⅰ(施設)			○	
	C6PE317	保育実習Ⅱ			○	
	C6P218	保育実習指導Ⅱ	○			
C6PE319	保育実習Ⅲ			○		
C6P220	保育実習指導Ⅲ	○				
C6P321	保育・教職実践演習	○				

2024年度入学生 地域こども学科 カリキュラム・ツリー

学修成果を得るために必要な項目	基盤	専門	総合
教職の意義や教育の基礎理論、保育の本質について学ぶ	保育・教職入門		子育て支援と多職種連携
	保育原理	教育原理	
	社会福祉		
	こども家庭福祉	こども家庭支援論	
保育の対象を理解する	学習・発達論		
	こどもの保健	こどもの食と栄養	
		こども家庭支援の心理学	
	こどもの理解と援助	特別支援教育・保育概論	
教育・保育課程、保育内容・教育方法について学ぶ	カリキュラム論		保育内容総論
	こどもと環境 I	こどもと環境 II (指導法)	
	こどもと言葉 I	こどもと言葉 II (指導法)	
	こどもと表現 I	こどもと表現 II (指導法)	
	こどもと健康 I	こどもと健康 II (指導法)	
	こどもと人間関係 I	こどもと人間関係 II (指導法)	
	乳児保育 I	乳児保育 II	
			保育教育相談支援
	こどもの健康と安全		
	社会的養護 I	社会的養護 II	
	教育とICT活用	教育方法の理論と実践	
	ゼミナール I	ゼミナール II	
	保育の表現技術および教科に関する理解を深める	音楽 I	音楽 II
器楽演習 I		器楽演習 II	
		器楽演習 III	
		器楽演習 IV	
図画工作			
体育			
小学校教科に関する理解を深める	国語基礎	国語科教育法	
	社会基礎	社会科教育法	
	算数基礎	算数科教育法	
	理科基礎	理科教育法	
	生活基礎	生活科教育法	
	家庭基礎	家庭科教育法	
	英語基礎	英語科教育法	
		体育科教育法	
		図工科教育法	
		音楽科教育法	
		道徳教育の理論と方法	
		特別活動の指導法	
		総合的な学習の時間の指導法	
学外現場実践から学ぶ	教育実習指導 (小学校)		教育実習 (小学校)
	教育実習指導 I (幼稚園)	教育実習 I (幼稚園)	
		教育実習指導 II (幼稚園)	教育実習 II (幼稚園)
	保育実習指導 I (保育所)	保育実習 I (保育所)	
	保育実習指導 I (施設)	保育実習 I (施設)	
		保育実習指導 II (保育所)	保育実習 II
		保育実習指導 III (施設)	保育実習 III
			保育・教職実践演習

保育・教職実践演習報告会
フィールドゼミ報告会

DP1
DP2
DP3
DP4

日本語教育別科

【入学者受け入れの方針】

〔日本語教育別科〕

日本語教育別科では、日本語能力を身につけるとともに日本文化への理解を深めることを目指します。そのため日本語についての基礎的な力と日本文化に関心を持ち、常に学び続ける意欲が求められます。

そこで、日本語教育別科では次のような人の入学を求めています。

1. 日本語を学ぶ明確な目的を持っている人
2. 聞く力、聞いたことをすぐを書く力、簡単な漢字や仮名交じりの文を正しい発音で音読する力、話す力の基礎が身についている人
3. 平仮名・カタカナ・漢字・文法・語彙・読解力・表現力の基礎的な力が身についている人
4. 日本文化に対して高い関心を持ち常に学び続ける意欲のある人

学修成果

〔日本語教育別科〕

1. 日常的な場面や高等教育機関で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。
2. 日本文化を理解した国際人となる。

奈良佐保短期大学日本語教育別科規則

制 定：平成22年 1月18日

最近改正：令和 2年 4月 1日

第1条 学則第57条に基づき、奈良佐保短期大学日本語教育別科(以下「別科」という。)に関する規則を定める。

第2条 別科に入学できる者は、独立行政法人国際交流基金と公益財団法人国際教育支援協会が共催する日本語能力試験N5の合格者又はこれと同等以上の日本語能力を有する者とする。

第3条 学長は、前条の選考結果に基づき、教授会の議を経て入学を許可する。

第4条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 入学は各学期の初めとする。

第6条 所定の修業年限を超えて、別科に在籍することはできない。ただし、特別な理由があり、学長が認めた場合は在学年限を2年とすることができる。

第7条 別科において科目等履修生の入学を認めることがある。

2 別科における科目等履修生の取扱いについては、奈良佐保短期大学科目等履修生規程を準用する。

第8条 学則第41条の6は、別科に在籍する者には適用しない。

第9条 別科の授業科目・単位数は別表の通りとする。

附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表

春学期				単位	秋学期				単位
授業科目	授業形態	時間数	選択		授業科目	授業形態	時間数	選択	
日本語Ⅰa	演習	60	2		日本語Ⅰb	演習	60	2	
日本語Ⅱa	演習	60	2		日本語Ⅱb	演習	60	2	
日本語Ⅲa	演習	60	2		日本語Ⅲb	演習	60	2	
日本語Ⅳa	演習	60	2		日本語Ⅳb	演習	60	2	
日本語Ⅴa	演習	60	2		日本語Ⅴb	演習	60	2	
日本語Ⅵa	演習	60	2		日本語Ⅵb	演習	60	2	
日本語Ⅶa	演習	60	2		日本語Ⅶb	演習	60	2	
日本語Ⅷa	演習	60	2		日本語Ⅷb	演習	60	2	
日本語Ⅸa	演習	60	2		日本語Ⅸb	演習	60	2	
日本語・日本事情Ⅰa	演習	30	1		日本語・日本事情Ⅰb	演習	30	1	
日本語・日本事情Ⅱa	演習	30	1		日本語・日本事情Ⅱb	演習	30	1	
実用日本語ゼミナールⅠa	演習	60	2		実用日本語ゼミナールⅠb	演習	60	2	
実用日本語ゼミナールⅡa	演習	60	2		実用日本語ゼミナールⅡb	演習	60	2	
実用日本語ゼミナールⅢa	演習	60	2		実用日本語ゼミナールⅢb	演習	60	2	
試験対策Ⅰa	演習	60	2		試験対策Ⅰb	演習	60	2	
試験対策Ⅱa	演習	60	2		試験対策Ⅱb	演習	60	2	
日本の文化と歴史 a	演習	30	1		日本の文化と歴史 b	演習	30	1	
単位 計				31	単位 計				31

2024年度入学生 日本語教育別科 カリキュラム・マップ

ナンバリング	科目名称	学修成果を得るために必要な項目					
		I 日本語能力					II 日本文化の理解
		言語知識と読み書き能力を身につける	聴解力を身につける	発話する力を身につける	日本語能力試験へ対応する力を身につける	実用語学力をつける	
J1P100	日本語 I a (総合(会話含む))	○		○			
J1P101	日本語 I b (総合(会話含む))	○		○			
J1P102	日本語 II a (読解)	○					
J1P103	日本語 II b (読解)	○					
J1P104	日本語 III a (文法)	○					
J1P105	日本語 III b (文法)	○					
J1P106	日本語 IV a (文字・語彙)	○					
J1P107	日本語 IV b (文字・語彙)	○					
J1P108	日本語 V a (聴解)		○				
J1P109	日本語 V b (聴解)		○				
J1P210	日本語 VI a (作文・小論文)	○					
J1P211	日本語 VI b (作文・小論文)	○					
J1P212	日本語 VII a (口頭表現)		○	○			
J1P213	日本語 VII b (口頭表現)		○	○			
J1P214	日本語 VIII a (時事日本語)	○				○	○
J1P215	日本語 VIII b (時事日本語)	○	○			○	○
J1P216	日本語 IX a (分野別日本語基礎)	○	○	○		○	
J1P217	日本語 IX b (分野別日本語基礎)	○	○	○		○	
J1P318	試験対策 I a				○		
J1P319	試験対策 I b				○		
J1P320	試験対策 II a				○		
J1P321	試験対策 II b				○		
J1P222	日本の文化と歴史 a						○
J1P223	日本の文化と歴史 b						○
J1P324	日本語・日本事情 I a						○
J1P325	日本語・日本事情 I b						○
J1P326	日本語・日本事情 II a						○
J1P327	日本語・日本事情 II b						○
J1P328	実用日本語ゼミナール I a (情報検索)	○				○	
J1P329	実用日本語ゼミナール I b (情報検索)	○				○	
J1P330	実用日本語ゼミナール II a (ビジネス日本語)	○		○		○	
J1P331	実用日本語ゼミナール II b (ビジネス日本語)	○		○		○	
J1P332	実用日本語ゼミナール III a (分野別日本語)	○	○	○		○	
J1P333	実用日本語ゼミナール III b (分野別日本語)	○	○	○		○	

2024年度入学生 日本語教育別科 カリキュラム・ツリー

学修成果を得るために必要な項目	基盤	専門	総合	
I 日本語能力	言語知識と読む・書く・聞く・話す能力を身につける	日本語 I (総合(会話含む))		
		日本語 II (読解)	日本語 VI (作文・小論文)	
		日本語 III (文法)		
		日本語 IV (文字・語彙)		
	聴解力を身につける		日本語 VIII (時事日本語)	実用日本語ゼミナール II (ビジネス日本語)
			日本語 IX (分野別日本語基礎)	実用日本語ゼミナール III (分野別日本語)
				実用日本語ゼミナール I (情報検索)
	発話する力を身につける	日本語 V (聴解)	日本語 VII (口頭表現)	
			日本語 VIII (時事日本語)	
	日本語能力試験へ対応する力を身につける	日本語 I (総合(会話含む))	日本語 VII (口頭表現)	実用日本語ゼミナール II (ビジネス日本語)
		日本語 IX (分野別日本語基礎)	実用日本語ゼミナール III (分野別日本語)	
実用語学力をつける			試験対策 I	
			試験対策 II	
II 日本文化の理解		日本語 VIII (時事日本語)	日本語・日本事情 I	
		日本の文化と歴史	日本語・日本事情 II	

※秋学期入学の場合はb から履修し、次に a の科目を履修する。

学生生活の心得

学生生活の心得

最近改正：平成30年4月1日

I 誓約書・学生証

1. 入学を許可された者は、誓約書・学生票を所定の期日までに提出すること。これらの記載事項に変更が生じたときは直ちに学生・キャリア支援センターに届けること。
2. 入学時に学生証を交付する。学生証は、常時携帯すること。本証を紛失したときは、直ちに学生・キャリア支援センターで再発行の手続を取ること。

II 服装やエチケット・マナー等

1. 服装やマナーについては、学生としての品位を保つこと。
2. インターネット、SNSについてはプライバシー等に細心の注意を払い慎重に利用すること。

III 健康管理

1. 学生は学校保健法の定めるところにより、毎年1回以上、健康診断を受けること。
2. 健康増進法に基づき、学内及び周辺地域での喫煙は全面禁止とする。
※特に、20歳未満の喫煙は未成年者喫煙禁止法で禁止されている。たとえ20歳を越えた学生であっても、喫煙は健康面において極めて有害であることを理解すること。タバコの煙や粉じんが喫煙しない人（特に妊婦、幼児、高齢者、呼吸器系疾病者）に重大な悪影響を与えることや吸い殻の不始末が環境の汚れや思わぬ災害につながることを留意すること。

IV 欠席

下記の欠席をするときは、次の届を担任又は教育支援センターに提出すること。

1. 欠席が連続して一週間を超えるとき：欠席届を提出すること。
2. 下記の理由で欠席するとき：理由を証明する書類と公認欠席願を提出すること。

① 学校感染症

② 忌引き

忌引日数は次のとおりとする。

父母・配偶者・子	7日
祖父母・兄弟姉妹	3日
伯叔父母・曾祖父母	1日
同居の親族	1日

*詳細については、「公認欠席に関する内規」を参照のこと。

V 課外活動等

学生が、学内外において次の行為をしようとするときは、責任者は学生・キャリア支援センター

に相談し、必要な手続を行うこと。

- ① クラブの新設・継続 *詳細は、「クラブ活動に関する細則」を参照のこと。
- ② 集会・イベントの開催、参加
- ③ 合宿・海外旅行等
- ④ 学外団体への加入・参画
- ⑤ 印刷物等の配布・掲示、募金・署名活動等

VI 通学

通学は原則として徒歩、自転車及び公的な交通機関を利用すること。ただし、以下の通り申請の上、許可されたものは認める。

1. 自動車通学の場合

1) 申請について

原則として申請受付は4月、許可期間は6か月とする。継続希望者は9月に更新手続を必要とする。ただし、本学所定の駐車スペースの限度を超えた場合、申請理由・申請台数等によって許可が受けられない場合がある。学期途中より自動車通学を希望する場合も必ず申請を行うこと。

2) 手続方法について

自動車通学を希望する学生は、以下の書類を学生・キャリア支援センターに提出し、許可を受けること。

- ①車通学許可願（本学所定用紙・地図も含む。）
- ②自動車運転免許証及び自動車保険（任意保険）加入証の写し
- ③交通安全講習の受講証
- ④保証人の同意書

3) 許可について

許可を受けた者は、駐車場管理費を本学に納入すること。

駐車場管理費の納入を確認後、駐車許可証を発行する。

なお、駐車場管理費は年度毎に改正される場合がある。

2. 自動二輪・原付の場合

1) 申請について

原則として申請受付は4月、許可期間は1年間とする。継続希望者は更新手続を必要とする。

学期途中より自動二輪・原付通学を希望する場合も必ず申請を行うこと。

2) 手続方法について

自動二輪・原付通学を希望する学生は、以下の書類を学生・キャリア支援センターに提出し、許可を受けること。

- ① 自動二輪・原付通学許可願（本学所定用紙・地図も含む。）
- ② 自動二輪又は原付の運転免許証及び任意保険加入証の写し
- ③ 保証人の同意書

3) 許可について

許可された者には、交付された許可証のステッカーを、車体の外からよく見える位置に貼ること。

3. 交通安全講習会の受講義務

- 1) 自動車・自動二輪・原付通学を申請した学生は、本学が開催する交通安全講習会を受講しなければ許可を受けることができない。本講習会を欠席した者は許可取り消しとなる。
- 2) 本講習会実施後の免許取得等により、学期途中より自動車通学・自動二輪・原付通学を希望する可能性のある場合は、開催する講習会を必ず受講すること。

4. 自動車・自動二輪・原付通学者の心得

自動車・自動二輪・原付通学許可者は次の事項を遵守すること。違反した者は注意、勧告を行い改善されない場合や特に悪質と認められた場合は許可を取り消すので特に留意のこと。

- 1) 許可証及び指定された駐車場所を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 2) 指定された場所以外への駐車、構内へ乗り入れしないこと。
- 3) 許可証は自動車の運転席前面に見えやすい場所に掲示し、自動二輪・原付は車体に貼付すること。
- 4) 常に安全運転を心がけ、歩行者の安全を最優先に努め、運転者として、交通安全マナー・ルール遵守の模範となるように努めること。万一交通事故が発生した場合は、警察署に直ちに届け、大学にも連絡すること。
- 5) 車種・車輛番号を変更した場合は、変更届を提出すること。
- 6) 他の人を同乗させないこと。
- 7) 駐車場で生じた事故については、大学は一切責任を負わないので一般車両事故と同様に当事者同士で問題の解決にあたること。

VII 証明書の発行

各種証明書の発行を希望するときは、券売機で購入した手数料の証紙を添えて、学生・キャリア支援センターに、証明書作成依頼用紙を提出する。

交付は2日後になるので早めに申し込むこと。

	証 明 書	手数料
1	学生証	500 円 (再発行)
2	※学割証	無料
3	※通学証明書	
4	在学証明書	300 円
5	在籍証明書	
6	成績証明書	
7	単位修得 (見込) 証明書	
8	卒業 (見込) 証明書	
9	修了 (見込) 証明書	

	証 明 書	手数料
10	免許状等取得見込証明書	300 円
11	資格取得見込証明書	
12	健康診断証明書	
13	指定保育士養成施設卒業発行証明書	
14	学力に関する証明書	

VIII 諸相談

1. 下記のような学生生活に関する相談は、担任又は教育支援センター及び学生・キャリア支援センターで対応する。
 - ① 授業・単位・資格修得等
 - ② 健康に関すること
 - ③ 奨学金等の経済上の問題
 - ④ 休学・退学・転学等
 - ⑤ カウンセラーによるカウンセリング
2. 進路に関する相談は学生・キャリア支援センターで対応する。

IX 学友会

1. 学生生活の向上発展を図り、学生相互の親和と福祉をすすめるため、学内団体として学友会をおく。学生は入学とともに学友会会員となる。学友会会則は別に定める。
2. クラブ活動に関する細則は別に定める。

X その他

1. この心得は、学則等諸規定に基づくものであり、手続等の詳細については冊子『キャンパスライフ』に掲載されている。
2. この心得に関することは、学生・キャリア支援センターで取り扱う。

附 則

この心得は、平成30年4月1日から施行する。

学則・規程・会則

奈良佐保短期大学学則

制 定：昭和40年 4月 1日

最近改正：令和 6年 4月 1日

第1章 目的及び使命

第1条 奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）は、学校教育法に則り、専門の學術技芸を教授、研究し、情操を陶冶して、教養識見高く社会の進展に貢献する有能な人材を育成することを目的及び使命とする。

2 本学は、奈良県奈良市鹿野園町806番地に置く。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び教育研究機関としての社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行うものとする。

2 本学は、前項の結果について公表する。

3 自己点検・評価に関し、必要な事項は、別に定める。

第1条の3 第2条に規定する生活未来科は、健全で豊かな生活を支える専門的な知識・技術を身に付け、社会に貢献できる幅広い視野と教養を備えた人材を養成することを教育目標とする。

2 第2条に規定する地域こども学科は、自ら情操と教養を育み、こどもへの深い理解をもって家族や地域における子育て支援を行い、地域社会に貢献できる保育者を養成することを教育目標とする。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

第2条 本学に、次の学科をおき、学生定員を次のとおりとする。

学 科	入学定員	收容定員
生活未来科	80	160
地域こども学科	70	140

第3条 本学の修業年限は2年とする。ただし、4年を越えて在学することはできない。

第3章 授業科目及び単位

第4条 本学において開設する基礎教養科目、専門教育科目及びその単位数は別表Iのとおりとする。

第4章 学年、学期及び休業日

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は、次のとおりとする。

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

本学創立記念日 5月4日

夏季休業 8月1日から9月30日まで

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

学年末休業 3月25日から3月31日まで

第8条 前条の休業日は、学長が教授会の議を経て変更することがある。

第5章 入学・転学・休学・退学・除籍

第9条 入学は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は教授会の議を経て後期入学を認めることができる。

3 前項により入学した者については、第5条の規定にかかわらず、後期から次年度前期にわたる1年を以て1学年とみなす。

4 前2項の適用を受ける学生については、第21条の規定にかかわらず、入学年次後期に初回の履修登録をするものとする。

5 第2項の規定は、第28条に定める免許状、資格を取得しようとする者については適用しない。

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学の入学試験に合格した者とする。

一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第11条 入学志願者は、所定の期日までに、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

第12条 入学を許可された者は、本学の定める様式によって宣誓し、かつ、本学所定の入学に関する書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

第12条の2 学校教育法に定める他の大学に正規学生として在籍する者は、同時に本学に正規学生として入学できない。

2 本学に正規学生として在籍する者は、学校教育法に定める他の大学の正規学生として在籍できない。

3 前2項の規定にかかわらず、教育上必要であると認めた場合で、それぞれの大学の学修条件等に支障がなければ、二重学籍を許可する場合がある。

第13条 本学に転学を希望する者があるときは、学長は教授会の議を経て、入学を許可することができる。

第14条 正当な理由により本学を中途退学し、再び同一学科に入学を願い出た者については、学長は教授会の議を経て、入学を許可することができる。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第15条 本学より他の大学に転学又は入学しようとする者は、理由を付して学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第15条の2 転科を希望する者は所定の手続きにより、学長に願い出なければならない。

2 転科に関する規程は、別に定める。

第16条 病気その他の理由により2か月以上修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由を述べた文書を添えて学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 休学期間内でもその理由のなくなった場合は、学長の許可を得て復学することができる。

3 休学は1年以上にわたることはできない。ただし、特別の理由があるときは、引き続き休学を許可することがあるが、通算して2年を越えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入されない。

第17条 退学しようとするときは、理由を詳記して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

一 第3条に定める在学期間を越える者

二 第16条に定める休学期間を越えても、なお修学できない者

三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

四 無届けで6か月以上欠席した者

五 休学期間の終了前までに、復学、退学あるいは休学延長の手続きを取らない者

第18条の2 前条第三号の規定に基づき除籍された者が、再び学業を続けることを希望した場合には、学長は教授会の議を経て復籍させることができる。

2 復籍に関する規程は別に定める。

第6章 履修方法及び課程修了の認定

第19条 全課程を2か年に分けて履修させる。1学年は前期・後期の2期に分ける。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

3 履修に関する規程は別に定める。

第20条 本学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程は、基礎教養科目及び専門教育科目に大別し、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するこ

とを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については15時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし別に定める授業科目については30又は40時間の授業をもって1単位とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、ゼミナールの授業科目については、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- 5 講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の授業科目については、その組み合わせに応じ、第3項の規定に定める時間に準じて単位を算出する。
- 6 1年間に登録できる履修単位の上限は、50単位を超えないものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りではない。

第21条 学生は、毎学年度始めに履修する授業科目を届け出なければならない。

第22条 授業科目履修の認定は、科目修了試験による。科目修了試験は、第4条に定める科目について学期末にこれを行う。成績評価は、A⁺、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とし、Dを不合格とする。

第23条 成績評価及び単位認定は、別に定める履修規程による。

第24条 第13条、第14条第1項及び第18条の2第1項により入学した者のそれまでの在学期間、休学期間及び履修単位数については、転学、再入学及び復籍後の在学期間、休学期間及び単位数に算入することができる。

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が当該短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を越えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用するものとする。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において与えることができる単位数は、前項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を越えないものとする。

3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、学生が入学する前に行った前項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第1項(外国の短期大学又は大学に留学の場合を除く。)及び前項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を越えないものとし、外国の短期大学又は大学への留学により本学において修得したも

のとみなす単位数と合わせるときは、45単位を越えないものとする。

4 既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 卒業及び免許状

第26条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表Ⅰに定める科目を履修して、62単位以上を取得しなければならない。

2 前項の卒業要件を満たした者が、第28条に定める免許・資格の取得を目的として卒業延期を願い出た場合、学長は、教授会の議を経てこれを許可することができる。

3 前項の卒業延期に関し必要な事項は、別に定める。

第27条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第27条の2 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第28条 本学において所定の単位数を別に定める細則により修得した者は、次の免許状、資格を取得することができる。

生活未来科

介護福祉士資格

栄養士免許証

地域こども学科

小学校教諭二種免許状

幼稚園教諭二種免許状

保育士資格

2 教育職員免許状を得ようとする者は、学校教育法第9条の規定によるほか教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。

3 生活未来科の学生で社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第一号の規定に基づく介護福祉士の資格を取得する者は、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。

4 生活未来科の学生で栄養士法第2条第1項第一号の規定に基づく栄養士免許証を得ようとする者は、学則第26条の規定によるほか栄養士法施行規則に規定する学科目を履修し、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。

5 地域こども学科の学生で児童福祉法第18条の6第一号の規定に基づく保育士資格を得ようとする者は、学則第26条の規定によるほか児童福祉法施行規則第6条の2第1項第三号に規定する学科目を履修し、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。

第8章 入学検定料・入学金・授業料

第29条 入学を志願する者は、別表Ⅱに定める入学検定料を納めなければならない。

2 学長は、教授会の議を経て、入学検定料を減免することができる。

第30条 入学を許可された者は、別表Ⅱに定める入学金を所定の期日までに納めなければならない。

第31条 授業料等納付金は、別表Ⅱに定める年額を次の2期に分けて納入する。

前期 4月1日から4月30日まで

後期 10月1日から10月31日まで

- 2 前項期日までに納入しない者は出席停止を命ずることがある。
- 3 第26条第2項の願い出が許可されたものの授業料等納付金については、別に定める。
- 4 第1項及び第32条の規定に関わらず、前項の授業料等納付金は、指定された期日までに一括して納入するものとし、分納及び延納を認めない。
- 5 第3項の授業料等納付金が期日までに納入されない場合は、卒業延期の許可を取り消し、当該期末日を以て卒業するものとする。

第32条 経済的理由により授業料等を定められた期日までに納付することが困難な者については、願い出により分納又は延納を許可することがある。

- 2 前項の願い出は、納入期限までに行わなければならない。

第33条 休学期間中は、授業料を徴収しない。ただし、各期の途中において復学する者の授業料は月割をもって徴収する。

第33条の2 休学又は退学等の学籍異動（ただし復学を除く。）を願い出る場合は、当該期の授業料等納付金を納入していなければならない。

第34条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績、人物ともに優秀と認める場合は、奈良佐保短期大学奨学生として選考し、授業料等納付金の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の奨学生に関する事項は、別に定める。
- 3 学長は、第1項のほか、特に必要と認めた者については、教授会の議を経て授業料等納付金の一部を免除することができる。
- 4 前項の免除に関する事項は、別に定める。

第35条 一旦納入した入学検定料、入学金及び授業料その他の納付金は原則として返還しない。

第9章 職員組織

第36条 本学に次の職員をおく。

学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第10章 教授会

第37条 本学に教授会及び正教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び専任の教授、准教授、講師をもって組織する。
- 3 正教授会は、学長及び専任の教授をもって組織する。

第38条 教授会は、定期に開催するほか、次の場合に学長がこれを招集、開催する。

- 一 学長が必要と認めたとき。

二 構成員の3分の2以上の要請があったとき。

第39条 教授会は、次の事項を審議する。

- 一 学長候補適任者の推薦及び学長候補者の諮問に関する事項
- 二 学則の制定及び改定に関する事項
- 三 学科課程に関する事項
- 四 学生の試験並びに授業に関する事項
- 五 入学、卒業等学生の身分に関する事項
- 六 学生生活に関する事項
- 七 前六号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第39条の2 正教授会は、次の場合に学長がこれを召集、開催する。

- 一 学長が必要と認めたとき。
- 二 構成員の3分の2以上の要請があったとき。

第39条の3 正教授会は、次の事項を審議する。

- 一 教員の人事に関する事項
- 二 本学名誉教授の選考に関する事項
- 三 教授会規則の改廃に関する事項
- 四 その他大学に関する極めて重要な事項

第40条 教授会及び正教授会の議長は、学長がこれに当り、学長に事故があるときは、予め学長が指名した教授が代行する。

第40条の2 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を得て見解を求めることができる。

第41条 学長は、教授会及び正教授会に関する規則として教授会規則を定める。

第11章 長期履修学生

第41条の2 学生が職業を有している等の事情により、第3条に定める修業年限を越えて一定の期間（以下「長期履修期間」という。）にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生として認めることができる。

第41条の3 長期履修学生の授業料等納付金の額は別表Ⅱの2のとおりとする。

第41条の4 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第12章 外国人留学生

第41条の5 日本国籍を有しない者で本学に入学することを願った者には、外国人留学生としてこれを許可することができる。

第41条の6 学長は、外国人留学生の授業料等納付金の額について、教授会の議を経てこれを減免することができる。

2 前項の減免については、別に定める。

第41条の7 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

第13章 研究生・科目等履修生・特別聴講学生・聴講生

第42条 本学において専攻事項について研究しようと願い出た者には、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第43条 本学の授業科目の履修を願い出た者には、当該学科の授業に支障のない限りにおいて、選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第22条及び第23条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第43条の2 他の短期大学又は大学との協議に基づき、当該短期大学又は大学に在学中で本学の授業科目の履修を願い出た者には、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、本学則第22条及び第23条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

第43条の3 交換留学生に関して必要な事項は別に定める。

第44条 本学が指定する授業科目の聴講を願い出た者には、当該授業等に支障のない限りにおいて、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生には、原則として単位を認定しない。

3 所定の時間数を出席した聴講生には、聴講修了証を与える。

4 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

第14章 保健施設

第45条 本学に保健室をおく。

2 保健室に関する規程は、別にこれを定める。

第15章 図書館

第46条 本学に図書館をおく。

2 図書館に図書館長をおく。

3 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第16章 情報メディアセンター

第47条 本学に情報メディアセンターをおく。

2 情報メディアセンターに情報メディアセンター長をおく。

3 情報メディアセンターに関する規程は、別にこれを定める。

第17章 地域・国際連携センター

第47条の2 本学に地域・国際連携センターをおく。

2 地域・国際連携センターに地域・国際連携センター長をおく。

3 地域・国際連携センターに関する規程は、別にこれを定める。

第18章 障害学生修学支援センター

第47条の3 本学に障害学生修学支援センターをおく。

2 障害学生修学支援センターに障害学生修学支援センター長をおく。

3 障害学生修学支援センターに関する規程は、別にこれを定める。

第19章 日本語教育別科

第48条 本学に日本語教育別科（以下「別科」という。）をおく。

2 別科は、日本語の修得を目指す外国人に対し日本語を教授し、又、日本文化に関する理解を深めさせることを目的とする。

第49条 別科の学生定員は次のとおりとする。

入学定員 20名 収容定員20名

2 別科の修業年限は1年とする。

第50条 別科に入学できる者は、学校教育法第90条第1項に規定する入学資格を有する者とする。

2 別科の授業科目・単位数は、別表Ⅲのとおりとする。

3 別科の修了要件は、1年以上在学し30単位以上を取得するものとする。

第51条 別科の単位算定基準は第20条第3項による。

第52条 別科所定の課程修了の認定は、別科運営委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

2 修了を認定された者には修了証書を授与する。

第53条 別科の入学検定料及び入学金・授業料の額は別表Ⅳに定める。

第54条 別科並びに別科規則等の制定及び改定は、教授会の議を経て学長が行う。

第55条 別科に別科長をおく。

2 別科における教育運営のために別科運営委員会をおく。別科運営委員会の議長は別科長とする。

3 別科運営委員会に関する規程は別に定める。

第56条 別科に関する下記の事項は、別科運営委員会及び教授会の議を経て学長が決定する。

一 授業、カリキュラム及び研究に関する事項

二 学生生活に関する事項

三 入学試験・入退学・休学・修了・学年末試験・賞罰等学生の身分に関する事項

四 その他別科に関する重要な事項

第57条 奈良佐保短期大学日本語教育別科に関する事項は、奈良佐保短期大学日本語教育別科規則に

定める。

第20章 賞罰

第58条 学長は、人物及び学業が優秀な者又は顕著な成果のあった者に対し、賞状を授与してこれを表彰することができる。

2 前項の表彰に際しては、奨学金又は記念品を授与することができる。

3 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第59条 学則に違反し、又は大学の秩序を乱し、その他学生としての本分にもとる行為のあった者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。懲戒は戒告、停学及び除籍とする。

附 則

この学則は昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和61年4月1日から施行する。ただし、昭和61年度の収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

家政学科	家政専攻	150人
初等教育学科		250人

附 則

- この学則は昭和61年4月1日から施行する。
- 第2条及び前改正附則の規定にかかわらず、家政学科家政専攻の学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年 度 学科専攻	昭和61年度		昭和62年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科 家政専攻	人 200	人 250	人 200	人 400	人 100	人 300

附 則

この学則は昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 第2条、第28条、第53条及び別表Iの改正は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。
- 第2条の生活科学科生活科学専攻の学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学科専攻	昭和63年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活科学科 生活科学専攻	人 200	人 400	人 100	人 300

附 則

この学則は平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成11年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する生活科学科生活科学専攻の学生定員は、平成11年度及び平成12年度については、次のとおりとする。

年 度 学科専攻	平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活科学科 生活科学専攻	人 140	人 340	人 40	人 180

- 3 別表Iに係る改正については、平成11年度入学者から適用するものとし、平成10年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成12年4月1日から施行する。
- 2 別表Iに係る改正については、平成12年度入学者から適用するものとし、平成11年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成13年度の幼児教育科収容定員は、250人とする。

附 則

- 1 この学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 別表Iに係る改正については、平成14年度入学者から適用するものとし、平成13年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成14年度の生活科学科生活科学専攻の収容定員は、40人とする。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 別表Iに係る改正については、平成15年度入学者から適用するものとし、平成14年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 別表Iに係る改正については、平成16年度入学者から適用するものとし、平成15年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表Iに係る改正については、平成17年4月1日に在籍する学生から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第22条に係る改正については、平成16年度入学者から適用し、平成15年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表Iに係る改正については、平成20年4月1日に在籍する学生から適用する。
- 3 第2条に規定する学生定員は、平成20年度については次のとおりとする。

学 科	専 攻	入学定員	収容定員
生活科学科	生活福祉専攻	50	110
	食物栄養専攻	50	100
幼児教育科		130	230

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 第2条に規定する学生定員は、平成22年度については次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
生活未来科	100	200
地域こども学科	100	230

- 3 上記1の規定にかかわらず、別表I 専門教育科目（生活未来科）及び（幼児教育科）「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」については平成22年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表I 基礎教養科目「健康生活論」については平成24年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 本学は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、第32条及び第34条に係る改正については、平成25年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表I 専門教育科目（生活未来科）「医療的ケアⅢ」及び別表V 日本語教育別科「日本語Ⅴa」「日本語Ⅴb」「日本語Ⅵa」「日本語Ⅵb」については、平成26年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、第20条第6項に係る改正については、平成27年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表I基礎教養科目（生活未来科 地域こども学科）「情報概論」、専門教育科目（生活未来科）「ビジネス実務概論」については平成27年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表I専門教育科目（生活未来科）「オフィススタディ」「オフィス実務演習Ⅰ」「オフィス実務演習Ⅱ」「専門ゼミナール」については、平成28年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表I専門教育科目（生活未来科）「医薬と検査」「医療事務総論」「医療事務演習」については、平成29年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学生については、なお、従前の例による。
- 2 第2条に規定する学生定員は、令和2年度については次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
生活未来科	80	180
地域こども学科	100	200

3 上記1の規定にかかわらず、別表I 専門教育科目（生活未来科）「医療事務演習Ⅰ」「医療事務演習Ⅱ」「医療秘書実務」「医療秘書実務実習」「介護総論」については平成31年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

2 第2条に規定する学生定員は、令和6年度については次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
生活未来科	80	160
地域こども学科	70	170

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表I 専門教育科目（生活未来科）「ケアワーク入門」については、令和5年4月1日に在籍する学生から適用する。

別表 I

基礎教養科目（生活未来科 地域こども学科）

科 目	単位数	備 考
心理学	2	介護福祉士必修
社会学	2	介護福祉士選択必修
日本の憲法	2	教職必修
人権と差別	2	必修
奈良の自然と文化 I	2	介護福祉士選択必修
奈良の自然と文化 II	2	介護福祉士選択必修
日本語・日本事情 I	1	
日本語・日本事情 II	1	
国語表現法	2	必修
日本語 I	1	
日本語 II	1	
日本語 III	1	
日本語 IV	1	
英語 I	1	
英語 II	1	
英会話	1	教職、保育士選択必修（2単位）
フランス語 I	1	
フランス語 II	1	
健康・スポーツ論	1	教職、保育士必修
健康・スポーツ実習	1	教職、保育士必修
情報リテラシー	2	必修
色彩学	2	
情報リテラシー実践	1	
データサイエンス概論	2	教職選択
データサイエンスのための数学	2	
データサイエンスプログラミングAI演習	1	
データサイエンス概論	2	
基礎ゼミナール I	1	
基礎ゼミナール II	1	
キャリアデザイン	2	

専門教育科目（生活未来科）

科 目	単位数	備 考
生活と未来	2	
コミュニケーション演習	1	
チームマネジメント	2	
グリーンプランニング	2	
社会の理解Ⅰ	2	
社会の理解Ⅱ	2	
介護の基本Ⅰ	2	
介護の基本Ⅱ	2	
高齢者に対する支援と介護保険制度	2	
生活レクリエーション	2	
介護予防	2	
防災・災害福祉	2	
コミュニケーション技術Ⅰ	2	
コミュニケーション技術Ⅱ	1	
生活支援技術Ⅰ	2	
生活支援技術Ⅱ	2	
生活支援技術Ⅲ	2	
生活経営・管理の技法	1	
居住環境整備の技法	1	
家事支援の技法Ⅰ・被服	1	
家事支援の技法Ⅱ・栄養	1	
家事支援の技法Ⅲ・調理	1	
介護過程Ⅰ	2	
介護過程Ⅱ	1	
介護過程Ⅲ	1	
介護過程Ⅳ	2	
介護総合演習Ⅰ	1	
介護総合演習Ⅱ	1	
介護総合演習Ⅲ	1	
介護総合演習Ⅳ	1	
介護実習Ⅰ	3	
介護実習Ⅱ	4	
介護実習Ⅲ	4	
発達と老化の理解Ⅰ	2	
発達と老化の理解Ⅱ	2	
認知症の理解Ⅰ	2	
認知症の理解Ⅱ	2	
障害の理解Ⅰ	2	
障害の理解Ⅱ	2	
解剖生理学	2	
生活援助方法論	2	
嚥下と口腔衛生	2	
医療的ケアⅠ	3	
医療的ケアⅡ	3	
こども家庭福祉	2	
社会福祉概論	2	
公衆衛生学	2	
人体の構造と機能Ⅰ	2	
人体の構造と機能Ⅱ	2	

生理学実習	1	
運動生理学	2	
生化学	2	
生化学実験	1	
食品科学	2	
食品材料学(加工学を含む)	2	
食品学実験	1	
食品衛生学	2	
食品衛生学実習	1	
基礎栄養学	2	
応用栄養学	2	
応用栄養学実習	1	
栄養指導論Ⅰ	2	
栄養指導論Ⅱ	2	
栄養指導論実習Ⅰ	1	
栄養指導論実習Ⅱ	1	
臨床栄養学	2	
食事療法論	2	
食事療法実習	1	
公衆栄養学	2	
給食実務論	2	
給食計画論	2	
給食管理実習	2	
学外実習Ⅰ	1	
学外実習Ⅱ	1	
調理学	2	
調理実習Ⅰ	1	
調理実習Ⅱ	1	
調理実習Ⅲ	1	
食料経済	2	
食品微生物学	2	
フードスペシャリスト論	2	
食品の官能評価・鑑別論	2	
フードコーディネート論	2	
食品加工実習	1	
食農ビジネス	2	
食育実践演習	1	
専門調理	1	
日本企業論	2	
イノベーティブ・シンキング	2	
ビジネス文書	2	
ビジネス実務概論	2	
事業計画論	2	
経営学	2	介護福祉士選択必修
アカウンティングⅠ	2	
アカウンティングⅡ	2	
マーケティング	2	
経済学	2	
リスクマネジメント論	2	
オフィス実務演習Ⅰ	1	
オフィス実務演習Ⅱ	1	
観光ビジネス	2	
地域活性化論	2	
ホスピタリティ論	2	

医薬と検査	2	
医療事務総論	2	
医療事務演習Ⅰ	1	
医療事務演習Ⅱ	1	
医療秘書実務	2	
医療秘書実務実習	1	
介護総論	2	
データ活用	1	
感性と表現	1	
アート・マネジメントⅠ	1	
アート・マネジメントⅡ	1	
グラフィック・テクノロジーⅠ	1	
グラフィック・テクノロジーⅡ	1	
イノベーション演習	1	
インターンシップⅠ	1	
インターンシップⅡ	1	
企業実務研究	1	
ビジネス・ケーススタディⅠ	1	
ビジネス・ケーススタディⅡ	1	
卒業研究Ⅰ	2	
卒業研究Ⅱ	2	
ゼミナールⅠ	2	
ゼミナールⅡ	2	
専門ゼミナール	1	
介護食演習	2	
ケアワーク入門	4	介護職員初任者研修

専 門 教 育 科 目 (地域こども学科)

科 目	単位数	卒業必修
国語基礎	1	
社会基礎	1	
算数基礎	1	
理科基礎	1	
生活基礎	1	
英語基礎	1	
音楽Ⅰ	1	○
音楽Ⅱ	1	
器楽演習Ⅰ	1	
器楽演習Ⅱ	1	
器楽演習Ⅲ	1	
器楽演習Ⅳ	1	
図画工作	1	○
体育	1	○
家庭基礎	1	
保育・教職入門	2	○
教育原理	2	○
学習・発達論	2	○
特別支援教育・保育概論	2	
こども家庭支援の心理学	2	
カリキュラム論	2	○
保育内容総論	2	
こどもと健康Ⅰ	1	○
こどもと人間関係Ⅰ	1	○
こどもと環境Ⅰ	1	○
こどもと言葉Ⅰ	1	○
こどもと表現Ⅰ	1	○
こどもと健康Ⅱ(指導法)	1	
こどもと人間関係Ⅱ(指導法)	1	
こどもと環境Ⅱ(指導法)	1	
こどもと言葉Ⅱ(指導法)	1	
こどもと表現Ⅱ(指導法)	1	
国語科教育法	2	
社会科教育法	1	
算数科教育法	2	
理科教育法	1	
生活科教育法	2	
音楽科教育法	1	
図工科教育法	1	
家庭科教育法	1	
体育科教育法	1	
英語科教育法	1	
道徳教育の理論と方法	1	
総合的な学習の時間の指導法	1	
特別活動の指導法	1	
保育教育相談支援	1	
教育方法の理論と実践	1	○
進路指導の理論と方法	1	
生徒指導の理論と方法	1	
保育・教職実践演習	2	
教育とICT活用	1	
社会福祉	2	

5 3
科 教
目 科
の 目
う 選
ち 択
必 必
修 修

こども家庭福祉	2	
保育原理	2	
社会的養護Ⅰ	2	
社会的養護Ⅱ	1	
こどもの理解と援助	2	○
こどもの保健	2	
こどもの健康と安全	1	
こどもの食と栄養	2	
こどもの家庭支援論	2	
乳児保育Ⅰ	2	
乳児保育Ⅱ	1	
在宅保育論	2	
子育て支援と多職種連携	1	
総合演習	2	
ゼミナールⅠ	2	
ゼミナールⅡ	2	
教育実習指導	1	
教育実習	4	
保育実習Ⅰ（保育所）	2	
保育実習Ⅱ（施設）	2	
保育実習指導Ⅰ	2	
保育実習Ⅱ	2	
保育実習指導Ⅱ	1	
保育実習Ⅲ	2	
保育実習指導Ⅲ	1	

別表Ⅱ

授業料等

入学検定料	30,000円
入学金（入学年度のみ）	200,000円
授業料（年額）	1,060,000円

備考

学外実習に関する費用は別に定める。

別表Ⅱの2

長期履修学生の授業料等

長期履修期間	3年	4年
入学検定料	30,000円	30,000円
入学金（入学年度のみ）	200,000円	200,000円
授業料（年額）	716,000円	542,000円

備考

学外実習に関する費用は別に定める。

別表Ⅲ

日本語教育別科

科目	単位数	備考
日本語Ⅰa	2	
日本語Ⅰb	2	
日本語Ⅱa	2	
日本語Ⅱb	2	
日本語Ⅲa	2	
日本語Ⅲb	2	
日本語Ⅳa	2	
日本語Ⅳb	2	
日本語Ⅴa	2	
日本語Ⅴb	2	
日本語Ⅵa	2	
日本語Ⅵb	2	
日本語Ⅶa	2	
日本語Ⅶb	2	
日本語Ⅷa	2	
日本語Ⅷb	2	
日本語Ⅸa	2	
日本語Ⅸb	2	
実用日本語ゼミナールⅠa	2	
実用日本語ゼミナールⅠb	2	
実用日本語ゼミナールⅡa	2	
実用日本語ゼミナールⅡb	2	
実用日本語ゼミナールⅢa	2	
実用日本語ゼミナールⅢb	2	
日本語・日本事情Ⅰa	1	

日本語・日本事情Ⅰb	1
日本語・日本事情Ⅱa	1
日本語・日本事情Ⅱb	1
試験対策Ⅰa	2
試験対策Ⅰb	2
試験対策Ⅱa	2
試験対策Ⅱb	2
日本の文化と歴史 a	1
日本の文化と歴史 b	1

別表Ⅳ

日本語教育別科授業料等

入学検定料	10,000円
入 学 金	100,000円
授 業 料 (年額)	600,000円

奈良佐保短期大学学位規程

制 定：平成17年11月19日

最近改正：令和 2年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び奈良佐保短期大学学則（以下「学則」という。）第27条の2の規定に基づき、奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

生活福祉、食物栄養、ビジネスキャリア、保育・初等教育

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第27条の規定に基づき、本学を卒業したものに授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を審議したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を参酌し、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「奈良佐保短期大学」と付記するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行し、施行日に在籍する学生から適用する。

奈良佐保短期大学履修規程

制 定：昭和40年4月1日

最近改正：令和 3年4月1日

第1章 教育課程・履修基準・開講

第1条 奈良佐保短期大学学則第19条に基づき、奈良佐保短期大学における教育課程及び履修方法等に関する規程を定める。

第2条 教育課程を基礎教養科目及び専門教育科目に大別する。それぞれの授業科目を必修科目、選択科目に分けて編成し、各年次に配当する。

第3条 基礎教養科目は、必修科目及び選択科目を合わせて12単位以上履修しなければならない。

第4条 教育職員免許法の規定に基づき教育職員免許状の取得を希望する者で、小学校教諭二種免許状を取得する者は、地域こども学科小学校教諭履修細則、幼稚園教諭二種免許状を取得する者は、地域こども学科幼稚園教諭履修細則に定める必修科目及び単位数をそれぞれ履修しなければならない。

第5条 社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき介護福祉士資格の取得を希望する者は、生活未来科生活福祉コース介護福祉士履修細則に定める必修科目及び単位数を履修しなければならない。

第6条 栄養士法の規定に基づき栄養士免許証の取得を希望する者は、生活未来科食物栄養コース栄養士履修細則に定める必修科目及び単位数を履修しなければならない。

第7条 児童福祉法の規定に基づき保育士資格の取得を希望する者は、地域こども学科保育士履修細則に定める必修科目及び単位数を履修しなければならない。

第8条 1学期における授業回数は15回を原則とする。

2 通年の学科目の授業回数は30回を原則とする。

第2章 履修登録

第9条 学生は自ら履修計画を立て、卒業及び資格取得に必要な履修科目を、指定日までに所定の手続きにより教育支援センターへ届け出なければならない。

2 届け出た履修科目の変更又は取消をしようとする場合は、指定された期間内に届け出て許可を得なければならない。最終確認日を過ぎての変更又は取消は認めない。

3 履修登録は、履修登録名簿に記載されて完了する。登録が完了していない授業については単位を認定しない。

4 免許・資格取得のための学外実習の履修に当たっては、学生は各学科各コースにおいて定められた条件を満たしていなければならない。

第10条 学生が特定の科目について聴講を希望する場合は、当該授業担当教員の許可を得なければならない。ただし、この場合は試験を受けても単位は修得できない。

第11条 学生は、所属する課程以外の学科で開講されている専門教育科目を「課程外選択科目」として履修することができる。

2 学科は、課程外選択科目として履修できる科目を決定し、あらかじめ明示しておくものとする。

- 3 課程外選択科目として修得した単位は、第4条乃至第7条に規定する免許・資格の取得に必要な単位に含めない。
- 4 課程外選択科目の履修に関しては、別に定める。

第3章 成績評価・試験・単位認定

第12条 成績評価は、その科目を修了したとき行う。ただし、1学期を越えて連続する科目の場合、学期毎に成績評価を行うことができる。

- 2 前項の評価は、特に定める場合を除いて、授業すべき時数の3分の2以上出席した者について行うものとする。

第13条 評価は原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

第14条 前期・後期それぞれの所定の期間に定期試験を行う。

- 2 授業料等が期日までに納入されていない場合は、受験停止を命ずることがある。
- 3 公認欠席に関しては、別に規程を定める。
- 4 定期試験等の受験に際しては、学生証を提示しなければならない。

第15条 成績評価は、A⁺、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格として単位を認定し、Dを不合格として単位を認定しない。A⁺、A、B、Cの評価を得た者には、それぞれの科目について定められた単位が与えられる。

- 2 学生の修得した評価は、成績原簿に記録する。

第16条 病気その他、正当な理由により定期試験等を受けることができなかった者は、指定の期間内にその理由を明記して追試験願を提出し、その理由が認められれば追試験を受けることができる。

- 2 追試験の成績評価は、原則としてA以下とする。
- 3 公認欠席による追試験の場合は前項を適用しない。

第16条の2 追試験を受験しようとするものは、別表に定める追試験手数料を納付しなければならない。

- 2 追試験受験の際は、追試験受験票を呈示しなければならない。
- 3 追試験がレポート提出の場合は、レポートに追試験受験票を添付しなければならない。

第17条 成績評価がDであった者に対し、再試験を実施することができる。再試験を受けようとする者は指定の期間内に再試験願を提出しなければならない。

- 2 再試験の成績評価は原則としてC以下とする。

第17条の2 再試験を受験しようとするものは、別表に定める再試験手数料を納付しなければならない。

- 2 再試験受験の際は、再試験受験票を呈示しなければならない。
- 3 再試験がレポート提出の場合は、レポートに再試験受験票を添付しなければならない。

第18条 試験に際し、不正行為をした学生については当該科目の成績をDとし、再試験を認めない。不正行為の認定については、別に定める。

第19条 休学したものは、その学期の試験を受けることができない。

第20条 大学又は短期大学卒業者の単位認定については、既修得単位認定に関する取扱要領による。

第21条 学長は、単位互換の実施に当たっては、相手の短期大学又は大学と事前の協議を行い、教授会の議を経て協定を定めるものとする。

2 協議内容は、履修できる授業科目の範囲、履修期間、対象学生数、履修の手続き、単位の認定方法、学生の身分、授業料等とする。

第4章 卒業・規程の改定

第22条 卒業延期となった学生が、その次年度（留年している年度）前期に未修単位を修得し卒業要件を充足した場合は、留年している年度の前期末（9月末日）付で卒業を認める。

第23条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

受験手数料

種別	手数料
追試験	1000円
再試験	1000円

生活未来科 生活福祉コース 介護福祉士履修細則

制 定：平成12年4月1日

最近改正：令和6年4月1日

第1条 学則第28条第3項及び履修規程第5条に基づき、生活未来科生活福祉コース介護福祉士履修細則（以下「本細則」という。）を定める。

第2条 生活未来科生活福祉コース（以下「本コース」という。）は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定する介護福祉士学校とする。

2 本コースは、介護福祉士の養成を目的とする。

第3条 本コースの在籍者で、介護福祉士資格を得ようとする者は、本コースにおいて修業年限2年以上を必要とするものとする。

第4条 本コースの在籍者で、介護福祉士資格を得ようとする者は、学則第26条の規定によるほか、本細則別表に掲げる社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第三号に基づき本学が定めた学科目について、必修82単位選択6単位以上を履修しなければならない。

第5条 本コース履修の認定は、所定時間についての出席（介護実習については5分の4以上、それ以外の学科目については3分の2以上の出席）、試験、報告書（介護実習については実習評価）その他による成績審査に合格した者とする。

第6条 学則第43条の規定に係らず、本コースにおいては科目等履修生を認めない。

第7条 本コースの入学定員は40名とし、1学年1学級とする。

附 則 この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第三号により定める学科目

科目名	講義 演習 実習	時間 数	単位数		科目名	講義 演習 実習	時間 数	単位数	
			必 修	選 択				必 修	選 択
人権と差別	講義	30	2		介護過程Ⅰ	講義	30	2	
コミュニケーション演習	演習	30	1		介護過程Ⅱ	演習	30	1	
チームマネジメント	講義	30	2		介護過程Ⅲ	演習	30	1	
社会の理解Ⅰ	講義	30	2		介護過程Ⅳ	演習	60	2	
社会の理解Ⅱ	講義	30	2		介護総合演習Ⅰ	演習	30	1	
情報リテラシー	講義	30		2	介護総合演習Ⅱ	演習	30	1	
グリーンプランニング	講義	30		2	介護総合演習Ⅲ	演習	30	1	
社会学	講義	30		2	介護総合演習Ⅳ	演習	30	1	
こども家庭福祉	講義	30		2	介護実習Ⅰ	実習	120	3	
経営学	講義	30		2	介護実習Ⅱ	実習	160	4	
奈良の自然と文化Ⅰ	講義	30		2	介護実習Ⅲ	実習	172	4	
奈良の自然と文化Ⅱ	講義	30		2	発達と老化の理解Ⅰ	講義	30	2	
介護の基本Ⅰ	講義	30	2		発達と老化の理解Ⅱ	講義	30	2	
介護の基本Ⅱ	講義	30	2		認知症の理解Ⅰ	講義	30	2	
高齢者に対する支援と介護保険制度	講義	30	2		認知症の理解Ⅱ	講義	30	2	
生活レクリエーション	講義	30	2		障害の理解Ⅰ	講義	30	2	
介護予防	講義	30	2		障害の理解Ⅱ	講義	30	2	
防災・災害福祉	講義	30	2		心理学	講義	30	2	
コミュニケーション技術Ⅰ	講義	30	2		解剖生理学	講義	30	2	
コミュニケーション技術Ⅱ	演習	30	1		生活援助方法論	講義	30	2	
生活支援技術Ⅰ	演習	60	2		嚥下と口腔衛生	講義	30	2	
生活支援技術Ⅱ	演習	60	2		医療的ケアⅠ	講義 演習	60	3	
生活支援技術Ⅲ	演習	60	2		医療的ケアⅡ	講義 演習	60	3	
生活経営・管理の技法	講義	15	1						
居住環境整備の技法	演習	30	1						
家事支援の技法Ⅰ・被服	演習	30	1						
家事支援の技法Ⅱ・栄養	講義	15	1						
家事支援の技法Ⅲ・調理	演習	30	1						

生活未来科食物栄養コース 栄養士履修細則

制 定：昭和42年4月 1日
最近改正：令和 5年4月 1日

第1条 学則第28条第4項及び履修規程第6条に基づき、生活未来科食物栄養コース栄養士履修細則（以下「本細則」という。）を定める。

第2条 生活未来科食物栄養コース（以下「本コース」という。）は、厚生労働大臣の指定する栄養士養成施設とする。

2 本コースは栄養士の養成を目的とする。

第3条 本コースの在籍者で、栄養士免許証を得ようとする者は、本コースにおいて修業年限2年以上を必要とするものとする。ただし、学則第13条の規定により、本コースに転学を志望する者で、栄養士養成施設のある他の大学に在籍し、栄養士法施行規則に規定されている所要の学科目の残余を本コースにおいて履修することが可能であると認められた者に限り、転学を許可することがある。

第4条 本コースの在籍者で、栄養士免許証を得ようとする者は、学則第26条の規定によるほか、本細則別表に掲げる栄養士法施行規則第9条第一号に基づき本学が定めた必修52単位を修得しなければならない。

第5条 本コース履修の認定は、所定時間についての出席、試験、報告書、実験、実習、その他による成績審査に合格した者とする。

第6条 本コースの入学定員は40名とし、1学年1学級とする。

附 則 この細則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表 栄養士法施行規則第9条第一号により定める必修科目及び単位数

科目名	講義 演習 実習	時 間 数	単位数		科目名	講義 演習 実習	時 間 数	単位数	
			必 修	選 択				必 修	選 択
《法規定科目》					食事療法論	講義	30	2	
社会福祉概論	講義	30	2		食事療法実習	実習	45	1	
公衆衛生学	講義	30	2		公衆栄養学	講義	30	2	
人体の構造と機能Ⅰ	講義	30	2		給食実務論	講義	30	2	
人体の構造と機能Ⅱ	講義	30	2		給食計画論	講義	30	2	
生理学実習	実習	45	1		給食管理実習	実習	90	2	
運動生理学	講義	30	2		学外実習Ⅰ	実習	40	1	
生化学	講義	30	2		学外実習Ⅱ	実習	40		1
生化学実験	実習	45	1		食品衛生学	講義	30	2	
食品科学	講義	30	2		食品衛生学実習	実習	45	1	
食品材料学(加工学を含む)	講義	30	2		調理学	講義	30	2	
食品学実験	実習	45	1		調理実習Ⅰ	実習	45	1	
基礎栄養学	講義	30	2		調理実習Ⅱ	実習	45	1	
応用栄養学	講義	30	2		調理実習Ⅲ	実習	45	1	
応用栄養学実習	実習	45	1		《その他の専門科目》				
栄養指導論Ⅰ	講義	30	2		食料経済	講義	30		2
栄養指導論Ⅱ	講義	30	2		食品微生物学	講義	30		2
栄養指導論実習Ⅰ	実習	30	1		ゼミナールⅠ	演習	60		2
栄養指導論実習Ⅱ	実習	30	1		ゼミナールⅡ	演習	60		2
臨床栄養学	講義	30	2						

地域こども学科 小学校教諭履修細則

制 定：平成26年3月3日

最近改正：令和6年4月1日

第1条 学則28条第2項及び履修規程第4条に基づき、地域こども学科小学校教諭履修細則（以下「本細則」という。）を定める。

第2条 学則第2条に規定する本学地域こども学科（以下「本学科」という。）は、小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。

第3条 本学科の在籍者で、小学校教諭二種免許状を得ようとする者は、短期大学士の学位を取得しなければならない。

第4条 本学科の在籍者で、小学校教諭二種免許状を得ようとする者は、学則第26条の規定によるほか、学則別表I基礎教養科目のうち日本の憲法2単位、健康・スポーツ論1単位、健康・スポーツ実習1単位、外国語2単位、数理、データ活用及び人口知能に関する科目2単位を含む12単位以上及び本細則別表に掲げる教育職員免許法第5条別表第一及び同法施行規則第3条、第6条の規定に基づき本学が定めた学科目について、必修45単位を修得しなければならない。

第5条 本学科の履修の認定は、所定時間についての出席、試験、実習、その他による成績審査に合格した者とする。

第6条 教育実習については、40時間の実習をもって1単位とする。

附 則 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表 教育職員免許法施行規則第3条及び第6条の規定により定める学科目

科目名	講義 演習 実習	単位数	科目名	講義 演習 実習	単位数
		必修			必修
国語基礎	講義	1	英語科教育法	講義	1
算数基礎	講義	1	教育原理	講義	2
生活基礎	講義	1	保育・教職入門	講義	2
音楽I	演習	1	学習・発達論	講義	2
図画工作	演習	1	特別支援教育・保育概論	講義	2
体育	演習	1	カリキュラム論	講義	2
英語基礎	講義	1	道德教育の理論と方法	講義	1
国語科教育法	講義	2	総合的な学習の時間の指導法	講義	1
社会科教育法	講義	1	特別活動の指導法	講義	1
算数科教育法	講義	2	教育方法の理論と実践	講義	1
理科教育法	講義	1	教育とICT活用	講義	1
生活科教育法	講義	2	生徒指導の理論と方法	講義	1
音楽科教育法	講義	1	保育教育相談支援	演習	1
図工科教育法	講義	1	進路指導の理論と方法	講義	1
家庭科教育法	講義	1	教育実習指導	演習	1
体育科教育法	講義	1	教育実習	実習	4
			保育・教職実践演習	演習	2

地域こども学科 幼稚園教諭履修細則

制 定：平成14年4月1日

最近改正：令和6年4月1日

第1条 学則28条第2項及び履修規程第4条に基づき、地域こども学科幼稚園教諭履修細則（以下「本細則」という。）を定める。

第2条 学則第2条に規定する本学地域こども学科（以下「本学科」という。）は、小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。

第3条 本学科の在籍者で、幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、短期大学士の学位を取得しなければならない。

第4条 本学科の在籍者で、幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、学則第26条の規定によるほか、学則別表Ⅰ基礎教養科目のうち日本の憲法2単位、健康・スポーツ論1単位、健康・スポーツ実習1単位、外国語2単位、数理、データ活用及び人口知能に関する科目2単位を含む12単位以上及び本細則別表に掲げる教育職員免許法第5条別表第一及び同法施行規則第2条、第6条の規定に基づき本学が定めた学科目について、必修33単位以上を修得しなければならない。

第5条 本学科の履修の認定は、所定時間についての出席、試験、実習、その他による成績審査に合格した者とする。

第6条 教育実習については、40時間の実習をもって1単位とする。

附 則 この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表 教育職員免許法施行規則第2条及び第6条の規定により定める学科目

目 名	講義 演習 実習	単位数
		必修
こどもと健康Ⅰ	演習	1
こどもと人間関係Ⅰ	演習	1
こどもと環境Ⅰ	演習	1
こどもと言葉Ⅰ	演習	1
こどもと表現Ⅰ	演習	1
保育内容総論	演習	2
こどもと健康Ⅱ（指導法）	演習	1
こどもと人間関係Ⅱ（指導法）	演習	1
こどもと環境Ⅱ（指導法）	演習	1
こどもと言葉Ⅱ（指導法）	演習	1
こどもと表現Ⅱ（指導法）	演習	1
教育原理	講義	2
保育・教職入門	講義	2
学習・発達論	講義	2
特別支援教育・保育概論	講義	2
カリキュラム論	講義	2
教育方法の理論と実践	講義	1
こどもの理解と援助	演習	2
保育教育相談支援	演習	1
保育・教職実践演習	演習	2
教育実習指導	演習	1
教育実習Ⅰ	実習	2
教育実習Ⅱ	実習	2

地域こども学科 保育士履修細則

制 定：平成13年3月15日
最近改正：令和3年4月1日

- 第1条 学則第28条第5項及び履修規程第7条の規定に基づき、地域こども学科保育士履修細則（以下「本細則」という。）を定める。
- 第2条 学則第2条に規定する本学地域こども学科（以下「本学科」という。）は、厚生労働大臣の指定する指定保育士養成施設とする。
- 2 本学科は小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。
- 第3条 本学科の在籍者で、保育士資格を得ようとする者は、本学科において修業年限2年以上を必要とするものとする。
- 第4条 本学科の在籍者で、保育士資格を得ようとする者は、学則第26条の規定のほか、学則別表Ⅰ基礎教養科目のうち外国語2単位、健康・スポーツ論1単位、健康・スポーツ実習1単位を含め12単位以上及び本細則別表に掲げる児童福祉法施行規則第6条の2第1項第三号の規定に基づき本学が定めた学科目について、必修54単位、選択9単位以上を修得しなければならない。
- 第5条 本学科履修の認定は、所定時間についての出席、試験、実習、その他による成績審査に合格した者とする。
- 第6条 保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについては、40時間の実習をもって1単位とする。

附 則 この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

別表 児童福祉法施行規則第6条の2の2第1項第三号の規定により定める学科目

科目名	講義 演習 実習	単位数		科目名	講義 演習 実習	単位数	
		必修	選択			必修	選択
保育原理	講義	2		こどもの健康と安全	演習		1
教育原理	講義	2		特別支援教育・保育概論	講義		2
こども家庭福祉	講義	2		社会的養護Ⅱ	演習		1
社会福祉	講義	2		保育教育相談支援	演習	1	
こども家庭支援論	講義	2		保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2	
社会的養護Ⅰ	講義	2		保育実習Ⅰ（施設）	実習	2	
保育・教職入門	講義	2		保育実習指導Ⅰ	演習	2	
学習・発達論	講義	2		保育・教職実践演習	演習	2	
こども家庭支援の心理学	講義	2		音楽Ⅰ	演習		1
こどもの理解と援助	演習	2		音楽Ⅱ	演習		1
こどもの保健	講義	2		図画工作	演習		1
こどもの食と栄養	演習	2		体育	演習		1
カリキュラム論	講義	2		器楽演習Ⅰ	演習		1
保育内容総論	演習	2		器楽演習Ⅱ	演習		1
こどもと健康Ⅰ	演習	1		器楽演習Ⅲ	演習		1
こどもと人間関係Ⅰ	演習	1		器楽演習Ⅳ	演習		1
こどもと環境Ⅰ	演習	1		在宅保育論	講義		2
こどもと言葉Ⅰ	演習	1		ゼミナールⅠ	演習		2
こどもと表現Ⅰ	演習	1		ゼミナールⅡ	演習		2
こどもと健康Ⅱ（指導法）	演習	1		総合演習	演習		2
こどもと人間関係Ⅱ（指導法）	演習	1		保育実習Ⅱ	実習		2
こどもと環境Ⅱ（指導法）	演習	1		保育実習Ⅲ	実習		2
こどもと言葉Ⅱ（指導法）	演習	1		保育実習指導Ⅱ	演習		1
こどもと表現Ⅱ（指導法）	演習	1		保育実習指導Ⅲ	演習		1
乳児保育Ⅰ	講義	2					
乳児保育Ⅱ	演習	1					

} 2単位
選択必修
} 1単位
選択必修

奈良佐保短期大学学外実習に関する内規

制 定：令和 3年 2月18日

最近改正：令和 5年 4月 1日

(目的)

第1条 奈良佐保短期大学履修規程第9条第4項にいう免許・資格取得のための学外実習の履修にあたって必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 前条の取得に係る免許・資格は、次のものとする。

- 一 介護福祉士資格
- 二 栄養士免許証
- 三 秘書士資格
- 四 ビジネス実務士資格
- 五 小学校教諭二種免許状
- 六 幼稚園教諭二種免許状
- 七 保育士資格

(履修の要件)

第3条 履修希望者は、本学が定める学外実習の履修要件内規に定める要件を充たしていること。

- 2 前項の履修要件を充たしていない履修希望者は、学外実習を履修することができない。

(改廃)

第4条 この内規の改廃は、学科・コース及び教務委員会並びに教授会の議を経て学長が行う。

(規程の準用)

第5条 学外実習の履修に関し、この内規に規定されていない事項については、学則及び履修規程を準用する。

附 則

この内規は、令和3年2月18日に制定し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

生活未来科生活福祉コース ＜介護実習履修要件内規＞

介護福祉士の資格取得のためには2年間のうちに実施される介護実習に行く必要がある。
その事前事後学習として以下に定める実習関連科目を履修し、単位を取得しておく必要がある。

1. 介護実習と実習関連科目の履修について

(1) 1回生の各学期に履修が必要な科目

- 1) 「介護実習Ⅰ」に行くには、前期に「介護の基本Ⅰ」「介護過程Ⅰ」「生活支援技術Ⅰ」「介護総合演習Ⅰ」を履修すること。
- 2) 「介護実習Ⅱ」に行くには、後期に「介護の基本Ⅱ」「介護過程Ⅱ」「生活支援技術Ⅱ」「介護総合演習Ⅱ」を履修すること。

(2) 2回生の各学期に履修が必要な科目

- 1) 「介護実習Ⅲ」に行くには、前期に「介護過程Ⅲ」「生活支援技術Ⅲ」「介護総合演習Ⅲ」を履修すること。
- 2) 後期に「介護過程Ⅳ」「介護総合演習Ⅳ」を履修すること。

2. 実習関連科目の単位取得と実習について

- 1) 「介護総合演習Ⅰ～Ⅳ」については、それぞれ関連する「介護実習Ⅰ～Ⅲ」についての事前事後学習であるため、実習の成績と合わせて単位取得ができる。どちらか片方だけの単位取得はできない。
- 2) 実習関連科目不合格における実習の中止について
各学期の最終成績評価が確定し、実習関連科目の単位取得ができないと分かった段階において、それが実習期間中であっても翌日からの介護実習は中止とする。

3. GPAについて

1回生の最終成績においてGPAが2.0以下の場合は、2回生の「介護実習Ⅲ」及び「介護総合演習Ⅲ」の履修について、クラス担当教員との面談にて履修可能と判断した場合にのみ履修できる。

4. その他の注意事項

- 1) 普段の学生生活で介護福祉士としてふさわしくない行為が認められ、指導を受けても改善が見込めない場合は、実習に行くことができない。
- 2) 実習課題の提出や実習までの準備については、配付する「奈良佐保短期大学 介護実習要綱」の定めを守ること。

5. 長期履修学生について

長期履修学生については、介護実習を1年目から履修するのが望ましい。その際には、介護関連科目を介護実習と同学期に組合わせて履修すること。

生活未来科食物栄養コース ＜学外実習履修要件内規＞

「学外実習Ⅰ」「学外実習Ⅱ」の履修条件は以下のとおりとする。
履修前年度（1回生）GPA 平均値と履修年度（2回生）前期のGPAが2.0以上であること。

「学外実習Ⅰ」の履修要件

1. 学外実習に関連する「栄養指導論Ⅰ」「栄養指導論実習Ⅰ」「栄養指導論実習Ⅱ」「給食実務論」「給食管理実習」「給食計画論」「ゼミナールⅡ」を履修していること。
2. 履修年度に栄養士資格取得見込みがあること。
3. 上記条件を満たしていない場合、担当教員と面談し、学習状況等を確認のうえ履修を認めることもある。
4. その他以下の項目に該当する場合は履修を取り消すこととする。
 - 1) 普段の学生生活で学生として、栄養士としてふさわしくない行為が認められ、指導を受けても改善がみられない場合。
 - 2) 学外実習に関する課題や糞便検査の検体を期日までに提出していない場合。
 - 3) 学外実習にむけての準備を怠った場合。

「学外実習Ⅱ」の履修要件

1. 学外実習に関連する「栄養指導論Ⅰ」「栄養指導論実習Ⅰ」「栄養指導論実習Ⅱ」「給食実務論」「給食管理実習」「給食計画論」「ゼミナールⅡ」「学外実習Ⅰ」を履修していること。
2. 履修年度に栄養士資格取得見込みがあること。
3. その他以下の項目に該当する場合は履修を取り消すこととする。
 - 1) 普段の学生生活で学生として、栄養士としてふさわしくない行為が認められ、指導を受けても改善がみられない場合。
 - 2) 学外実習に関する課題や糞便検査の検体を期日までに提出していない場合。
 - 3) 学外実習にむけての準備を怠った場合。

生活未来科ビジネスキャリアコース

<インターンシップ履修要件内規>

「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」の履修条件は以下のとおりとする。

「インターンシップⅠ」の履修要件

1. インターンシップに関連する「基礎ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅠ」を履修中であること。
2. その他以下の項目に該当する場合は履修を取り消すこととする。
 - 1) 普段の学生生活で学生としてふさわしくない行為が認められ、指導を受けても改善が見込めない場合。
 - 2) インターンシップに関する課題提出等、インターンシップに向けての準備を怠った場合。
 - 3) その他「奈良佐保短期大学 生活未来科ビジネスキャリアコース インターンシップ実習手引」の定めを遵守しない場合。

「インターンシップⅡ」の履修要件

1. インターンシップに関連する「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」「ゼミナールⅠ」「インターンシップⅠ」「ビジネス文書」「経営学」を履修済み、もしくは履修中であること。
2. その他以下の項目に該当する場合は履修を取り消すこととする。
 - 1) 普段の学生生活で学生としてふさわしくない行為が認められ、指導を受けても改善が見込めない場合。
 - 2) インターンシップに関する課題提出等、インターンシップに向けての準備を怠った場合。
 - 3) その他「奈良佐保短期大学 生活未来科ビジネスキャリアコース インターンシップ実習手引」の定めを遵守しない場合。

地域こども学科

<教育実習・保育実習 履修要件内規>

全ての実習において、実習に参加する前年度のGPAが2.0以上であることを原則とする。
また、出席及び実習課題提出の規定については「地域こども学科 実習ハンドブック」の定めに従うこと。

【教育実習（小学校）履修要件】

1. 小学校実習に臨む前期までに「カリキュラム論」「学習・発達論」「保育・教職入門」「算数基礎」の4科目を修得済みであること。

【教育実習（幼稚園）履修要件】

1. 教育実習Ⅱに臨む前期までに、「カリキュラム論」「学習・発達論」「保育・教職入門」の3科目を修得済みであること。
2. 「こどもと言葉Ⅰ」もしくは「こどもと人間関係Ⅰ」を含む専門教育科目24単位以上を修得済みであること。
3. 「器楽演習Ⅰ」を修得済みであること。

【保育実習Ⅰ（保育所）履修要件】

1. 保育実習Ⅰ（保育所）に臨む前期までに「学習・発達論」「保育原理」「社会福祉」「乳児保育Ⅰ」の4科目を修得済み、もしくは履修中であること。
2. 「器楽演習Ⅰ」を修得済み、もしくは履修中であること。

【保育実習Ⅰ（施設）履修要件】

1. 保育実習Ⅰ（施設）に臨む前期までに「学習・発達論」「保育原理」「社会福祉」「乳児保育Ⅰ」の4科目を修得済み、もしくは履修中であること。
2. 「器楽演習Ⅰ」を修得済み、もしくは履修中であること。

【保育実習Ⅱ（保育所）履修要件】

1. 保育実習Ⅰ（保育所）及び保育実習Ⅰ（施設）の単位を修得済みであること。
2. 保育実習Ⅱに臨む前期までに、「こどもと言葉Ⅰ」もしくは「こどもと人間関係Ⅰ」を含む専門教育科目24単位以上を修得済みであること。
3. 「器楽演習Ⅰ」及び「器楽演習Ⅱ」を修得済み、もしくは履修中であること。

【保育実習Ⅲ（施設）履修要件】

1. 保育実習Ⅰ（保育所）及び保育実習Ⅰ（施設）の単位を修得済みであること。
2. 保育実習Ⅲに臨む前期までに、「こどもと言葉Ⅰ」もしくは「こどもと人間関係Ⅰ」を含む専門教育科目24単位以上を修得済みであること。
3. 「器楽演習Ⅰ」及び「器楽演習Ⅱ」を修得済み、もしくは履修中であること。

既修得単位に関する取扱要領

制 定：平成13年7月9日

最近改正：平成30年4月1日

- 1 奈良佐保短期大学学則（昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。）第25条第4項による既修得単位の認定に関する事項は、この取扱要領の定めるところによる。
- 2 既修得単位の認定条件は、学則第25条の範囲内で同一授業科目又は授業内容が同一のものである場合に限り、本学で開設されている授業科目の単位数で認定する。ただし、他の大学又は短期大学で修得した単位数がそれに満たない場合は認定しない。
- 3 既修得単位の単位認定を受けるには、次の書類を、入学する月の前月末日までに、教育支援センターに提出しなければならない。
 - (1) 既修得単位認定願（別紙様式1）
 - (2) 成績・単位証明書
 - (3) 在学期間証明書(上記(2)に在学期間の記載がある場合は省略可)
- 4 既修得単位として認定が適当と認められた科目について、教育支援センターは「既修得単位の認定通知書」により通知する。受講登録をした科目があれば、変更期間中に取消の手續を完了すること。期間内に取消の手續がされないときは、受講登録が有効となる。
- 5 既修得単位の認定にかかる審議は、教務委員会が行う。
授業科目の判定については、当該授業科目を担当する教員に意見を求めることができる。
- 6 科目の認定は次の順に行う。
 - (1) 基礎教養科目の内の必修科目
 - (2) 基礎教養科目の内の選択科目
 - (3) 専門教育科目の内の必修科目
 - (4) 専門教育科目の内の選択科目
- 7 既修得単位が認定された科目の学籍簿の取扱いは、認定された授業科目の成績欄に「認定」と記入し、学期は入学年の前期とする。
- 8 この取扱要領により、既修得単位を認定された者は、認定された単位に換えて他の授業科目等の履修をし、学習内容の豊富化を図るものとする。

附 則

この取扱要領は、平成30年4月1日から施行する。

放送大学の特別聴講学生となるための手続き取扱要領

制 定：平成14年2月18日

最近改正：平成30年4月 1日

- 1 放送大学と奈良佐保短期大学との間における単位互換に関する協定書（1998年5月22日締結。）第6条及び同協定書についての覚書による特別聴講学生の受入れ手続は、この取扱要領による。
- 2 教育支援センターはオリエンテーション期間に放送大学との単位互換について説明会を開く。
放送大学の特別聴講学生となろうとする学生（以下「特別聴講学生希望者」という。）は、1回生前期の履修登録の際に放送大学の授業科目を登録すること。但し特例として、1回生後期に追加登録を認めることもある。
(成績通知時期の関係で2回生は登録できない)
- 3 特別聴講学生希望者は、履修登録した科目について、後期に受講する場合は5月の、次年度前期に受講する場合は11月の決められた期日までに、出願予定を教育支援センターに申し出ること。
- 4 教育支援センターは、特別聴講学生希望者に対し、出願の意志を確認した後、特別聴講学生出願予定表を放送大学に送付する。
- 5 教育支援センターは、放送大学から送付された集団入学出願総括表及び出願表に必要事項を記入し、放送大学に返送する。
- 6 特別聴講学生希望者は、出願確認の際に、受講科目分の放送大学授業料を総務部に納入する。総務部は取りまとめた授業料を学費振込依頼書により納付する。
- 7 印刷教材・学生証は教育支援センターが一括して受け取る。
- 8 特別聴講学生が出願確認の際に納入した授業料は、当該学生が単位認定試験に合格した場合は奈良佐保短期大学が負担することとし、特別聴講学生に全額を返還する。不合格又は途中放棄の場合は本人負担とするので返還しない。
- 9 教育支援センターは放送大学より通知された成績を学籍簿に記載する。

附 則

この取扱要領は、平成30年4月1日から施行する。

所属課程以外の専門教育科目履修に関する内規

制 定：平成16年11月8日

最近改正：平成28年4月 1日

(目的)

第1条 奈良佐保短期大学(以下「本学」という。)は、本学履修規程第11条に基づき、学生の修学の幅を広げ、より豊かな勉学の機会を提供するため、その学生が所属する課程以外の学科で開講されている専門教育科目の履修を認める。

2 前項の履修に関することは、この内規による。

(科目の設定)

第2条 学科は、本学履修規程第11条の2第2項に基づき、その課程以外の学生に履修を認める専門教育科目を、「課程外選択科目」として決定し、学生に明示する。

(受講条件の設定)

第3条 学科は、課程外選択科目の履修に関し、学修上必要と認められる範囲内で受講条件等を設定することができる。

(単位の扱い)

第4条 課程外選択科目として修得した単位は、30単位を限度として、卒業要件に必要な単位とすることができる。

2 課程外選択科目として修得した単位は、次の各号の免許・資格に必要な単位に含めることができない。

- 一 介護福祉士資格
- 二 栄養士免許証
- 三 幼稚園教諭二種免許状
- 四 保育士資格

(履修登録)

第5条 課程外選択科目の履修登録は、通常の履修登録と同じとする。

(学籍簿)

第6条 課程外選択科目として修得した科目の単位数及び成績評価は、学籍簿に課程外選択科目の欄を設け、記載する。

2 備考欄に、その科目を開講した学科名を記入する。

(成績証明)

第7条 課程外選択科目として修得した科目の単位数及び成績評価は、単位修得証明書に課程外選択科目の欄を設け、記載する。

2 備考欄に、その科目を開講した学科名を記入する。

3 第1項の規定にかかわらず、成績証明が第4条第2項の各号の免許・資格取得にかかわる場合は、課程外選択科目について記載しない。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、学長が行う。

(規程の準用)

第9条 課程外選択科目の履修に関し、この内規に規定されていない事項については、学則及び履修規程を準用する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

緊急時における授業等の取扱要領

制 定：平成26年2月6日

最近改定：平成30年4月1日

（目的）

1. この要領は、警報発令時等緊急時における授業等の取扱いについて定める。

（警報）

2. 奈良市に、「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が発令された場合の授業等の取扱は次のとおりとする。
 - (1) 午前7時までに解除された場合は、平常通り授業を行う。
 - (2) 午前7時現在発令されている場合は、午前の授業は休講とする。
 - (3) 午前7時を経過し午前11時までに解除された場合は、午後の授業のみ行う。
 - (4) 午前11時現在も発令されている場合は、全日休講とする。
 - (5) 午前11時以降の授業時間中に発令された場合は、当該授業終了後は全て休講とする。
 - (6) その他授業を行うことが困難あるいは危険と判断した場合は休講とすることがある。

（緊急事態）

3. 緊急事態が発生し授業等の実施に支障があると予想される場合は、学長が休講等の措置を決定する。

（学外実習）

4. 学外実習やインターンシップの場合は、原則として実習先指導者の指示に従うものとする。

（休講等措置の周知方法）

5. 休講等の措置の周知方法は、次のとおりとする。
 - (1) 学生及び教員は、マスメディア等により発令状況を確認する。
 - (2) 非常勤講師については、当該関係部署において対応する。
 - (3) 教育支援センターは、各学科へ連絡すると同時に、掲示等により速やかに周知する。
 - (4) 授業等時間中の発令状況については、必要に応じて教育支援センターが学内放送等で周知する。

附 則

この取扱要領は、平成30年4月1日から施行する。

公認欠席に関する内規

制 定：平成13年11月12日

最近改正：平成30年 4月 1日

(目的)

第1条 奈良佐保短期大学履修規程第14条第3項による公認欠席に関するものは、この内規による。

(適用)

第2条 次に該当する場合は公認欠席として認定する。

- 一 学校感染症（別表）
- 二 忌引

(手続)

第3条 前条第一号の手続は、次のとおりとする。

- 一 教育支援センターへ電話等により連絡する。
- 二 完治後1週間以内に、診断書及び公認欠席願を教育支援センターに提出する。
- 三 認定されたものについて、本人が教科担当教員に申し出る。
- 四 診断書は教育支援センターで保管する。

2 前条第二号の手続は、次のとおりとする。

- 一 教育支援センターへ電話等により連絡する。
- 二 第4条各号に定める期間終了後1週間以内に、所定の書類を添えて公認欠席願を教育支援センターに提出する。
- 三 認定されたものについて、本人が教科担当教員に申し出る。
- 四 第二号の書類は教育支援センターで保管する。

(期間)

第4条 公認欠席の期間を次のとおり定める。

- | | | |
|---------|---------------|----|
| 一 学校感染症 | 診断書に記載されている期間 | |
| 二 忌引 | 父母・配偶者・子 | 7日 |
| | 祖父母・兄弟姉妹 | 3日 |
| | 伯叔父母・曾祖父母 | 1日 |
| | 同居の親族 | 1日 |

(試験の取扱)

第5条 公認欠席に係る試験の取扱いは、次のとおりとする。

- 一 公認欠席に該当する事情により定期試験を欠席した場合は、第3条に規定する手続を行うものとする。
- 二 公認欠席に該当する事情により追試験及び再試験を欠席した場合の願い出は、第3条各項の規定にかかわらず、第4条各号に定める期間終了後3日以内とする。
- 2 前項の提出をした者について、別途追試験及び再試験を実施する。
- 3 公認欠席に該当する事情により試験を欠席した場合は、追試験手数料を徴収しない。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

別表

学校感染症の種類及び出席停止期間の基準

	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。） ・中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第3項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号において同じ。） ・新型インフルエンザ等感染症※1 ・指定感染症※1 新感染症※1 	治癒するまで
第二種	・ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
	・ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・ 麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
	・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・ 風しん（ふうしん、三日はしか）	発しんが消失するまで
	・ 水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	・ 咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過するまで
	・ 結核	感染の恐れがないと医師が認めるまで
	・ 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	<ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス ・ 流行性角結膜炎（ものもらい） ・ 急性出血性結膜炎 	伝染の恐れがないと医師が認めるまで
	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の感染症 <li style="padding-left: 20px;">溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 <li style="padding-left: 20px;">伝染性紅斑 ヘルパンギーナ <li style="padding-left: 20px;">マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 	状況によっては、出席停止などの措置が必要になりうる感染症の例
<p>※ 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第6条第7項 から第9項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。</p> <p>※ 2 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p>		

（学校保健安全法施行規則第十八―十九条：最終改正平成28年3月22日）

グレード・ポイント・アベレージ制度及び履修登録単位数の上限制度等に関する内規

制 定：平成31年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）における成績評定平均値グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）に基づく履修登録上限単位数について必要な事項を定め、学生の学修意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目の5段階の成績評価に対応して4.0～0.0の評点を付与して算出するものである。

(対象授業科目)

第3条 GPAの算出の対象授業科目は、学則第22条の成績評価に則って、5段階評価を受けた授業科目とし、本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目は、GPAの算出の対象授業科目としない。

(成績評価及びGP)

第4条 本学の定める成績評価及び成績評定（以下「GP」という。）は、次のとおりとする。

判定	評価名称	評価点の範囲	GP
合格	A ^o	90点以上	4.0
	A	89～80点	3.0
	B	79～70点	2.0
	C	69～60点	1.0
不合格	D	59点以下	0.0
評価なし			
GPA算出対象外	認定	単位認定科目	—

2 各学期の成績評価の分布状況は、教職員及び学生に公表する。

(GPAの種類及び算出方法)

第5条 GPAは、当該学期ごとに算出する学期GPA、当該年度ごとに算出する年度GPA及び在学中の各学期を通算して算出する通年GPAの3種類とする。

2 GPAの算出は、学期ごとに定められた日（以下「GPA算出基準日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

3 GPA算出基準日は、原則として前期にあつては9月15日、後期にあつては2月20日とする。

4 学期GPA、年度GPA及び通年GPAの算出方法は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は四捨五入する。

一 学期GPA

$$GPA = \frac{\text{（当該学期に履修登録した教科科目の単位} \times \text{成績値）の合計}}{\text{当該学期に履修登録した科目の単位合計}}$$

二 年度GPA

$$GPA = \frac{\text{（当該年度に履修登録した教科科目の単位} \times \text{成績値）の合計}}{\text{当該年度に履修登録した科目の単位合計}}$$

三 通年GPA

$$GPA = \frac{\text{（入学時以後に履修登録した教科科目の単位} \times \text{成績値）の合計}}{\text{入学時以後に履修登録した科目の単位合計}}$$

$$GPA = [(A^{\circ} \text{の科目の総単位数}) \times 4 + (A \text{の科目の総単位数}) \times 3 + (B \text{の科目の総単位数}) \times 2 + (C \text{の科目の総単位数}) \times 1 + (D \text{の科目の総単位数}) \times 0] \div (A^{\circ} \cdot A \cdot B \cdot C \cdot D \text{ (評価なしを含む) の総単位数})$$

(履修の取消し)

- 第6条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。
- 2 履修の取消しは、各学期の授業開始後7週目の期間に行うことができる。ただし、履修取消し期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価並びにGPA算出の対象となり、GPAは0とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取消し期間以降においても履修を取り消すことができる。

(履修登録単位数の上限)

- 第7条 単位修得に必要な学修時間を確保し、勉学の質を維持するため、各学科の学生が、1年間に登録できる単位数は、基礎教養科目及び専門教育科目との合計単位数で、履修単位数上限は50単位を超えないものとする。
- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
 - 3 年度GPAが1.0未満の者は、次年度の履修上限単位数は45単位以下とする。

(GPAの活用)

- 第8条 算出されたGPAは、次のとおり活用する。
- (1) 井田康子賞等、優秀学生の候補者選定や学内における各種奨学生の選考の基準を、各学科コースの上位25%までを目安にするものとする。
 - (2) 大学編入等の選考の基準を、学業成績が優秀で、1回生までの成績が各学科コースの上位30%以内かつ、GPAが2.0以上あり意欲がある者とする。

(学修指導計画)

- 第9条 各学科は、GPAに基づく学修指導の計画を策定し、学期ごとに学生の学修指導を行うものとする。
- 2 面談等の指導対象者の基準は、GPA2.0ポイント以下とし、学修指導の要否について学科会議で検討する。
 - 3 連続する2学期において、各学期のGPAが共に1.0未満であった学生は、学科長から厳重注意を行う。
 - 4 連続する3学期において、各学期のGPAが共に0.75未満であった学生は、学長から退学を勧告する。ただし、本人及び担任の意見を聞いた上で、成業の可能性があるとは判断されれば、この限りではない。
 - 5 各学科は、学修指導を行った結果を教務委員会に報告する。

(GPAの通知)

- 第10条 学生及び保証人へのGPAの通知は、成績通知書に学期GPA及び年度GPAを表示することにより行う。

(GPAデータの提供)

- 第11条 教務委員会は、本学の組織が教育活動の改善のために必要なGPAのデータを、委員会の承認を得て、当該組織に提供することができる。

(改廃)

- 第12条 この内規の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成27年7月27日制定の グレード・ポイント・アベレージ (GPA) に関する申し合わせは廃止する。

不正行為等防止に関する内規

制 定：平成26年 5月29日

最近改正：平成30年 4月 1日

(目的)

第1条 この内規は、履修規程第13条にいう試験を公正に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(事前指導)

第2条 学級担任（以下「担任」という。）は、ホームルームにおいて以下のことについて事前指導を行う。

- 一 受験の際は、不正行為及び不正行為と見なされる態度を取らないこと。
- 二 不正行為を行うと、その科目は単位不認定となること。
- 三 不正行為を行った科目が必修科目の場合は、再履修しなければならない。科目によっては卒業時に資格等が取得できない場合があり、卒業延期となることもあること。

(試験監督者の義務)

第3条 試験監督者（以下「監督者」という。）は、試験において以下のことに留意する。

- 一 「定期試験監督要領」により厳正に実施する。
- 二 学生証による本人確認と、履修登録名簿による出欠席のチェックを確実に行う。
- 三 机間巡回等により、不正行為をさせないように努める。
- 四 答案の回収漏れのないよう注意する。

(定義)

第4条 次の各号を不正行為とする。

- 一 受験者本人に代わって他人が試験を受験した場合
 - 二 言語、動作等によって試験に関する内容をやり取りした場合
 - 三 許可されていない物品を机に置いていた場合
 - 四 筆記用具、持込み許可物品を貸し借りした場合
 - 五 試験内容に関する事項を記したものを所持、又は身体、衣服、机上、筆記用具等へ書き込みを行った場合
 - 六 解答用紙を他人に見せ、又は他人の解答用紙を見た場合
 - 七 携帯電話等の送受信機の通信手段を用いた場合、又は電子機器類を使用した場合
 - 八 上記一～七と紛らわしい行為、及びその他試験の公正を欠くと見なされる行為
- *四、六の場合、当該行為に関わりのある全員を不正行為を行ったものとする。

(行為発覚後の処置)

第5条 不正行為が発覚し、本人がそれを認めた場合、又は明確な証拠品がある場合は、以下の各号

の順により処置する。

- 一 監督者は直ちに答案及び証拠品を押収し、試験終了後当該学生を教育支援センターへ連れて行く。なお、学生が続けて他の科目を受験する場合は、それらの終了後に教育支援センターに行かせるようにする。
- 二 教育支援センター長が監督者及び当該学生の双方から事情を聴取し、事実関係を確定する。
- 三 監督者は、教育支援センター長からの事情聴取後、報告書を教育支援センターへ提出する。
- 四 教育支援センター長は、当該学生が未成年又はそれに近い場合、学生に対し、自分が不正行為をしたことを帰宅の後保証人に報告するよう指導する。
- 五 教育支援センター長は、直ちに当該学科長・コース長、科目担当教員、担任に連絡し、速やかに事後指導について協議する。

(事後措置)

第6条 不正行為の事後措置は、以下のとおりとする。

- 一 担任は、経過と結果を保証人に伝えることを原則とする。
- 二 担任は、教育支援センターと十分連絡を取り合って当該学生の指導に努める。
- 三 担任は、当該学生に対し、学科長・コース長、教育支援センター長立会いの下に厳重に訓戒する。
- 四 教育支援センター長は、不正行為をした学生の氏名を学長及び教授会に報告する。

(試験科目の成績評価)

第7条 当該科目の成績はDとし、再試験は認めない。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

定期試験等における不正行為に関する申し合わせ

制 定：令和3年9月16日

不正行為等防止に関する内規第4条第1項第七号に規定する電子機器類については、科目担当者が試験実施にあたり使用を指定した電子機器類を除くものとする。

奈良佐保短期大学長期履修学生規程

制 定：平成28年 4月 1日

最近改正：令和 3年 4月 1日

(目的)

第1条 奈良佐保短期大学学則(昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。)第41条の4に基づき、長期履修学生に関する規程を定める。

(対象)

第2条 長期履修学生を希望することができる者は、次の各号のいずれかに該当するために修業年限2年(以下「標準修業年限」という。)で卒業することが困難な者とする。

- 一 職業を有している者
- 二 家事・育児・介護等の従事者
- 三 その他やむを得ない事情を有すると本学が認めた者

(長期履修期間と在学年限)

第3条 長期履修学生として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間(以下「長期履修期間」という。)は年度単位とし、3年又は4年とする。

- 2 休学期間は長期履修期間には算入しない。
- 3 在学年限は4年を超えることはできない。

(履修の制限)

第4条 長期履修学生が登録できる単位数は年度あたり30単位を限度とする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

(出願手続)

第5条 学則第11条に基づき長期履修学生を希望する者は、履修計画とそれに基づく長期履修学生としての受け入れの可否について、出願前に面談を受けなければならない。

- 2 前項の面談により許可を得た者が、長期履修学生として出願できるものとする。

(許可)

第6条 長期履修学生の入学許可は、入試委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

(本人への通知)

第7条 学長は、長期履修学生の受け入れについて出願者に通知するものとする。

(履修計画の変更)

第8条 標準修業年限で入学した者(以下「一般学生」という。)の長期履修学生への変更、長期履修学生の長期履修期間の変更は、同一人について1回限りとする。

- 2 次に該当する長期履修期間の延長は年度ごととし、許可されている長期履修期間満了の1年前までに願い出るものとする。ただし、資格取得が困難となったことを理由に一般学生から長期履修学生への変更や長期履修期間の延長を願い出ることはできない。
 - 一 一般学生が3年又は4年の長期履修学生へ変更する場合

- 二 長期履修学生が長期履修期間を延長する場合
- 3 次に該当する長期履修期間の短縮は学期ごととし、変更を希望する長期履修期間満了の半年前までに願い出るものとする。
 - 一 長期履修期間を4年から3年に変更する場合
 - 二 長期履修期間を3年又は4年から一般学生に変更する場合
- 4 長期履修学生は、転科を志願することはできない。

(履修計画の変更の手続)

- 第9条 前条の各号に該当する変更の願い出は、前期は7月末まで後期は1月末までに次の書類に学生証再発行の手数料を添えて学長に願い出なければならない。
- 2 前条第2項第一号及び第3項第二号の願い出をしようとする者は、学籍異動願を提出しなければならない。
 - 3 前条第2項第二号及び第3項第一号の願い出をしようとする者は、長期履修期間変更願を提出しなければならない。

(履修計画の変更の選考)

- 第10条 履修計画の変更を申し出た場合は、学科の選考ののち教務委員会で検討後、教授会において審議し学長が許可する。
- 2 入学試験合格後入学までの間に、やむを得ない理由により、履修計画の変更を申し出た場合は、この規程を準用する。

(履修計画の変更の授業料)

- 第11条 授業料の総額は、履修計画変更後の許可を受けた長期履修期間に応じた授業料の総額とする。
- 2 長期履修学生が卒業要件を満たさなかったことにより長期履修期間を超えた場合の授業料は、一般学生と同様の授業料を適用する。
 - 3 変更を許可された者は、指定された期日までに別途必要な授業料等納入金を納めなければならない。

(改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、入試委員会及び教務委員会並びに教授会の議を経て学長が行う。

(雑則)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

奈良佐保短期大学転科規程

制 定：平成26年2月6日

最近改正：平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良佐保短期大学学則第15条の2第2項(転学科)に基づき、転科に関して必要な事項を定める。

(転科の時期)

第2条 転科の時期は4月1日とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、教授会の議を経て、転科の時期を後期の始めとすることができる。

(転科の年次)

第3条 転科により所属することとなる学科の年次は、在学期間により決定する。

2 前項の規定にかかわらず、新たに所属することとなる学科で学則第28条に規定する資格の取得を目指す場合は、1年次とする。

(転科の出願)

第4条 転科を出願する者は、転科を希望する時期の1か月前までに、転科願(別紙様式)を学長に提出しなければならない。

(転科の審査)

第5条 教務委員会は、次の事項及び受入れの可否について審査する。

- 一 学科における欠員の状況及び教育上の支障の有無
- 二 出願の理由
- 三 在籍年次までの履修成績と転科後の履修可能性

(転科の許可)

第6条 転科の許可は、教授会の議を経て学長が行う。

(本人への通知)

第7条 学長は、転科の可否について出願者に通知するものとする。

(既修得単位の取扱)

第8条 転科を許可された者の本学における修得単位(他大学等で修得した単位で本学入学時に認定された単位を含む。)については、教務委員会の議を経て、その全部又は一部を卒業に必要な単位として認定することができる。

(事務)

第9条 転科に係る事務は、教育支援センターが行う。

(改正)

第10条 この規程の改正は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

奈良佐保短期大学卒業延期制度規程

制 定：平成20年3月10日

最近改正：令和 3年4月 1日

(目的)

第1条 奈良佐保短期大学学則(昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。)第26条第3項に基づき、卒業延期制度に関する規程を制定する。

第2条 学則第2条第1項に定める学科の学生で、同第26条第1項に定める卒業要件を満たす者が、次の各号の免許・資格の取得を目的として卒業延期を願い出る場合は、この規程によるものとする。

- 一 介護福祉士資格
- 二 栄養士免許証
- 三 小学校教諭二種免許状
- 四 幼稚園教諭二種免許状
- 五 保育士資格

2 学則第41条の2に定める長期履修学生及び同第41条の5に定める外国人留学生については、この制度を適用しない。

(適用条件)

第3条 学科の学生で前条第1項の願い出をする者は、次の各号すべてを満たしている者とする。

- 一 在学期間が2年以上であること。(2年終了見込を含む。)
- 二 学則第26条第1項に定める授業科目及び単位数を修得していること。(修得見込みを含む。)
- 三 当該年度の授業料等納付金を滞納していないこと。

2 卒業延期の期間を含めた在学年数が4年を超える場合は、願い出ることができない。

(期間)

第4条 卒業延期の期間は、6月又は1年とする。

- 2 特別の理由がある場合に限り、審議の上更に6月又は1年の延期を認めることがある。
- 3 前項の願い出をしようとする者は、改めて第5条に定める手続をしなければならない。
- 4 第2条第1項に定める資格の取得に必要な科目の履修が後期である場合は、卒業延期年前期の休学を認める。

(手続)

第5条 第2条第1項の願い出をしようとする者は、保証人が連署・捺印した「卒業延期願」(第1号様式)に担任の承認印を受領の上、前期の延期を希望する者は2月24日から3月4日、後期の延期を希望する者は8月24日から9月4日までの期間内に提出する。

第6条 卒業判定教授会において、卒業延期についての議を経て、学長は、これを許可するものとする。

- 2 許可された者について、「卒業延期許可通知」(第2号様式)を本人及び保証人に送付する。

(授業料等納付金)

第7条 卒業延期が許可された者は、授業料等納付金及び学外実習に関する費用を納入しなければならない。

2 前項の納付金については、学則第32条の規定にかかわらず、前期科目に関わる納付金は前年度の3月26日までに、後期科目に関わる納付金については当年度の9月26日までに納入するものとする。ただし、学外実習に関する費用で分割できないものは前期に併せて納入するものとする。

3 前項の期日までに納入しない者は、卒業延期許可を取り消し、本来卒業すべき期末日での卒業とする。(第3号様式)

第8条 授業料等納付金の額は、学則別表Ⅱに定める額の二分の一とする。ただし、延期が6月の場合は、学則別表Ⅱに定める額の四分の一とする。

2 第4条第4項の場合は、休学期間の授業料等納付金を徴収しない。

第9条 学外実習に関する費用については、減免を行わない。

(卒業延期の取消)

第10条 卒業延期が認められた者で、事情変更により本来卒業すべき期末での卒業を希望する場合は、所定の期限までに「卒業延期取消願」(第4号様式)を提出するものとする。

2 前項の願い出があった場合、学長は、教授会の議を経てこれを許可するものとする。(第5号様式)

3 卒業延期の取消が認められた場合は、第7条第1項の納付金の全額を返還する。

(卒業の時期)

第11条 卒業延期した学生の卒業の時期は、延長後の在学期間が終了する時とする。

(延期期間の短縮)

第12条 前条の規定にかかわらず、事情により卒業延期期間の短縮を願い出た者について、学長は教授会の議を経て、これを許可することができる。(第6号様式)(第7号様式)

2 第1項の短縮は、6月を単位期間とする。

3 短縮により在学しないこととなった期間の学外実習費については既に支出した額を減じた残余を返還する。

第13条 前条の短縮は、新しい学期が始まる1月前までに願い出るものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

奈良佐保短期大学科目等履修生規程

制 定：平成14年 6月10日

最近改正：令和 4年 4月 1日

(目的)

第1条 奈良佐保短期大学学則（昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。）第43条第3項に基づき、科目等履修生（以下「履修生」という。）に関する規程を定める。

(出願資格)

第2条 履修生として出願できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 保育士資格取得を目的とする履修生の出願資格は、厚生労働省の指定する指定保育士養成施設を卒業し、かつ卒業後1年以内であることとする。

(出願手続)

第3条 履修生を志願する者は、毎年3月1日から3月10日まで、及び9月1日から9月10日までの出願期間内に、次の書類に第8条第1項に定める入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

- 一 科目等履修生志願書（1号様式）
- 二 履歴書（写真添付）（2号様式）
- 三 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- 四 最終学校の成績証明書
- 五 勤務のあるものは所属長の承諾書

2 奈良佐保短期大学を卒業した者が履修生として出願する場合、前項第三号及び第四号の書類の提出は要しない。

3 履修生として入学を志願する者のうち、学校教育法150条及び学校教育法施行規則第164条に規定する特別課程（以下「履修証明プログラム」という。）の履修を希望する者は、前項の志願書により願い出るものとする。

4 前項の履修証明プログラムについては、別に定める。

(選考及び許可)

第4条 前条の手続により履修生を志望した者について、書類選考のほか、必要に応じて学力検査、実技検査及び面接を行うことがある。

2 前項の選考に合格した者について、学長は教授会の議を経て入学を許可する。

3 履修生として入学を許可された者には、科目等履修生証を発行する。

(入学手続及び入学の取消)

第5条 入学を許可された者は第8条及び第9条に定める費用の全額を、次に定める期限までに納入しなければならない。

一 前期科目 前期授業の始まる前日

二 後期科目 後期授業の始まる前日

2 期限までに授業料等の納付がない場合は、学長は教授会の議を経て入学を取り消す場合がある。

3 科目等履修生については、履修科等の免除及び徴収猶予の取扱いはしない。

4 入学を許可された者が、辞退する場合は前項の期限までに事情により科目等履修生入学辞退届(3号様式)を提出しなければならない。

(入学の時期)

第6条 履修生の入学は学年又は学期の始めとする。

(履修期間及び期間の延長)

第7条 履修生の履修期間は、原則として、6月又は1年とし2年を超えることができない。

2 入学を許可された期間内に新たに他の科目を履修しようとする者は、第3条第1項に定める期間内に、履修科目追加願(4号様式)を提出し、改めて許可を得なければならない。

3 第1項の履修期間終了後、なお引き続き履修生として他の科目を履修しようとする者は、科目等履修生履修期間延長願(5号様式)とともに履修科目追加願を提出し許可を得なければならない。

4 前2項の手続きは、第3条第1項に定める期間内に行うものとする。

第7条の2 単位認定されなかった履修科目について再履修を希望する者は、科目等履修生履修期間延長願とともに科目等履修生科目再履修願(6号様式)を第3条第1項に定める期間内に提出し、再履修について許可を得なければならない。

2 前項の願い出があった場合、学長は教授会の議を経てこれを許可することができる。

3 第1項によって再履修が認められた科目については、履修期間終了後1年以内に限り、期間が連続しない場合でも第8条第1項に定める入学検定料及び履修生登録料は新たに徴収しないものとする。

(履修料等)

第8条 入学検定料、履修生登録料及び履修料は、次のとおりとする。

- 一 入学検定料 5,000円
- 二 履修生登録料 10,000円
- 三 履修料 講義・演習 1単位につき 10,000円
実習 1単位につき 20,000円

- 2 一旦納入した入学検定料、履修生登録料及び履修料は原則として返還しない。
- 3 第7条第2項及び第3項により他の科目を履修する場合は、改めて履修料を徴収する。
- 4 第7条の2第1項及び第3項により再履修する科目については、改めて履修料を徴収する。

第9条 実験及び実習に関する費用は別に徴収する。

- 2 履修に要する特別の費用は、履修生の負担とする。

(退学)

第10条 退学する場合は、科目等履修生退学願(7号様式)を提出しなければならない。

(単位認定と証明書の交付)

第11条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、単位を与える。

- 2 学長は単位を与えた科目について単位修得証明書を発行する。

(履修科目の制限)

第12条 履修生が本学において履修できる科目の総単位数は、18単位以内とする。

ただし、学外実習の履修は原則として認めない。

第13条 前条の規定にかかわらず、保育士試験を受験のために履修生となる場合の総単位数は、40単位以内とする。

第14条 前条の履修生については、第7条第1項の規定にかかわらず、期間の延長を認めない。

- 2 前条の履修生については、第7条第3項の規定にかかわらず、科目の追加を認めない。
- 3 前条の履修生については、第7条の2第1項の規定にかかわらず、再履修を認めない。

(規程の準用)

第15条 この規程に定められていない事項については、学則及び履修規程を準用する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。平成7年4月1日施行の研究生・科目等履修生・特別聴講学生規程第2章は廃止する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

奈良佐保短期大学再入学に関する規程

制 定：平成27年2月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良佐保短期大学学則（以下「学則」という。）第14条第2項に基づき、再入学に関する事項を定めるものとする。

(志願)

第2条 再入学を志願できる者は、学則第14条の規定に該当する者とする。

第3条 中途退学となった日から3年を経過した者は、再入学を志願することができない。

(時期)

第4条 再入学の開始時期は学期の始めとする。

(制限)

第5条 再入学は、同一人において1回限りとする。

(出願手続)

第6条 再入学を志願する者は、希望する再入学時期の2か月前までに次の各号に掲げる書類に検定料20,000円を添えて、願い出るものとする。

- 一 再入学願（別記様式により、本人が作成したもの）
- 二 再入学後の在留資格が「留学」となる外国人は、在留資格認定申請の際に必要な経費支弁能力を証明できる書類
- 三 その他大学が必要とする書類

(審査・決定)

第7条 再入学志願者には、必要に応じて学力試験、面接を行うことがある。

2 再入学の可否決定は、学科における審査を踏まえ、教授会の議を経て学長が行う。

(在学期間等)

第8条 再入学した者の在学期間については、中途退学前に在学していた期間を学期単位で算入する。

2 再入学後の休学期間は、中途退学前の休学期間と合算して学則第16条第3項に規定する期間を超えることはできない。

(既修得単位の認定)

第9条 再入学した者が、中途退学となる前に本学において修得した単位は、再入学後の単位に算入することができる。

2 前項に係る単位認定は、各学期の完了した期までとする。

3 再入学後における履修計画については、学科長の指示するところによる。

(再入学の手続)

第10条 再入学の許可を受けた者は、所定の期日までに所定の書類に授業料等を添えて再入学の手続きを行うものとする。

(授業料等)

第11条 前条の授業料等の額は、再入学後に属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

奈良佐保短期大学復籍に関する規程

制 定：平成26年10月9日

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良佐保短期大学学則（以下「学則」という。）第18条の2第2項に基づき、復籍に関する規程を定めるものとする。

(志願)

第2条 復籍を志願できる者は、学則第18条第1項第三号の規定により除籍となった者とする。

第3条 授業料未納による除籍となった日から3年を経過した者は、復籍を志願することができない。
2 前項の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、平成27年度前期又は後期において復籍を認めることができる。

(時期)

第4条 復籍の開始時期は学期の始めとし、授業料未納による除籍となった年次・学期とする。

(制限)

第5条 復籍は、同一人において1回限りとする。

(出願手続)

第6条 復籍を志願する者は、希望する復籍時期の2か月前までに次の各号に掲げる書類に学則別表Ⅱに定める検定料を添えて、願い出るものとする。

- 一 復籍願（別記様式により、本人が作成したもの）
- 二 復籍後の在留資格が「留学」となる外国人は、在留資格認定申請の際に必要な経費支弁能力を証明できる書類
- 三 その他大学が必要とする書類

(審査・決定)

第7条 復籍志願者には、必要に応じて学力試験、面接を行うことがある。

2 復籍の可否決定は、学科における審査を踏まえ、教授会の議を経て行う。

(修業年限等)

第8条 復籍した者の修業年限は、学則第3条に定める修業年限から、授業料未納による除籍前の在学期間を学期単位で差し引いた期間とする。

2 復籍した者の在学年限は、学則第3条に定める在学年限から、授業料未納による除籍前に在学していた期間を学期単位で差し引いた期間とする。

3 復籍後の休学期間は、除籍前の在学期間中の休学期間と合算して学則第16条第3項に規定する期間を超えることはできない。

(既修得単位の認定)

第9条 復籍した者が、除籍となる前に本学において修得した単位は、復籍後の単元に算入することができる。

- 2 前項に係る単位認定は、授業料納付の完了した期までとする。
- 3 復籍後における履修計画については、学科長の指示するところによる。

(復籍の手続)

第10条 復籍の許可を受けた者は、所定の期日までに所定の書類に授業料等を添えて復籍の手続を行うものとする。

(授業料等)

第11条 前項の授業料等の額は、復籍後に属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(特別措置)

第12条 卒業要件を満たしている者で、学則第18条第1項第三号により除籍となった者については、除籍となった日の翌月末までに未納の授業料を納付することにより卒業を認めることができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、復籍に関し必要な事項は教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成26年10月9日から施行する。

奈良佐保短期大学外国人留学生規程

制 定：平成19年12月 3日

最近改正：令和 2年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良佐保短期大学学則（昭和40年4月1日制定。以下「学則」という。）第41条の7の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関して必要な事項を定める。

(種類)

第2条 前条の留学生は、学則第2条に規定する学生及び学則第43条に規定する科目等履修生の二種類とする。

2 留学生については、長期履修学生を認めない。

(入学資格)

第3条 奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）に留学生として入学することのできる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- 一 日本国籍を有しない者
- 二 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれと同等以上の資格を有する者
- 三 出入国管理及び難民認定法において、「留学」の在留資格を有する者、又はそれ以外の在留資格を有する者で入学後「留学」の在留資格に変更できる者
- 四 入学後の修学に必要な日本語能力を有する者

(入学書類・納付金)

第4条 入学を許可された者は、本学の定める様式によって宣誓し、かつ、本学所定の入学に関する書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

(在籍年数の制限)

第5条 2年の修業年限を経過した時、卒業に必要な単位数が20単位を超えて不足している者は、原則として以後の在籍を認めない。

2 留学生が2年の修業年限を越えて在籍できる期間は、学則第3条第1項ただし書きの規定に関わらず、原則として1年に限る。

(授業料等の減免)

第6条 学長は、学則第41条の6に基づき、留学生の授業料等納付金を減免することができる。

2 前項の減免については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(除籍)

第7条 留学生が在留資格を失った場合は、遅滞なくこれを除籍するものとする。

2 留学生が無届けで3か月以上欠席したときは、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

(学則等の適用)

第8条 留学生に関しては、この規程に定めるもののほか学則その他の規程を適用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、入試委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

奈良佐保短期大学派遣交換留学生規程

制 定：平成24年 7月12日

最近改正：平成27年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）と外国にある大学との間で結んだ交流協定に基づき派遣する交換留学生（以下「派遣学生」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(派遣学生の資格)

第2条 派遣学生の資格は6か月以上在学したものとし、学業成績が優秀な者とする。

(出願手続)

第3条 派遣留学を希望する学生は、指定された期日までに次に掲げる書類により学長に願い出なければならない。

- 一 派遣交換留学生応募願書（様式1）
- 二 履歴書・身上書（様式2）
- 三 派遣交換留学志願理由書（様式3）
- 四 語学能力を示す書類
- 五 誓約書（様式4）
- 六 健康診断書
- 七 成績証明書
- 八 その他特に指定する書類

(派遣学生の選考)

第4条 派遣学生の選考は、学生の所属する学科が行い、教授会の議を経て学長が決定する。

(派遣学生の決定)

第5条 派遣学生の決定は、派遣学生の選考書類に基づき協定大学が行う。

(派遣時期)

第6条 派遣学生の派遣時期は、毎学期の始めとする。

(派遣期間)

第7条 派遣学生の派遣期間は、6か月とする。ただし、学長は、教育上特に必要と認められるときは教授会の議を経て延長を許可することがある。

- 2 前項の派遣期間は在学年数に算入する。

(単位認定)

第8条 学生が協定大学において修得した授業科目及び単位数については、奈良佐保短期大学学則

第25条第1項に定めるところにより、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により本学における授業科目の履修とみなすことができる単位数は15単位とし、期間延長の場合は30単位を上限とする。
- 3 派遣学生の履修科目及び修得単位の取扱い並びに単位認定に関する諸手続については、別に定めるところによるものとする。

(派遣の取消)

第9条 派遣学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、協定大学と協議の上、派遣を取り消すことができる。

- 一 協定大学において成業の見込みがないとき。
- 二 本学に所定の授業料の納入を怠ったとき。
- 三 本人の事情により協定大学での修学が継続できなくなったとき。
- 四 派遣学生としてふさわしくない行為を行ったとき。

(履修報告書等の提出)

第10条 派遣学生は、留学期間が終了したときは、協定大学の成績確定後速やかに所定の履修報告書及び協定大学が交付する成績証明書を所属する学科の長に提出しなければならない。

2 学科長は、前項の履修報告書等の写しを添付し学長に報告するものとする。

(授業料等)

第11条 派遣学生は派遣期間中も正規の授業料を納入しなければならない。

2 協定大学における授業料その他の費用に関する取扱いは、協定大学との協議により定めるものとする。

(実施の細目)

第12条 この規程の実施に関する必要事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

奈良佐保短期大学派遣交流学生規程

制 定：平成26年12月11日

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）と外国にある大学との間で結んだ交流協定に基づき派遣する交流学生（以下「交流学生」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交流学生の資格)

第2条 交流学生の資格は3か月以上在学し、学業成績が優秀で、学科長から推薦が得られる者とする。

(出願手続)

第3条 派遣交流を希望する学生は、指定された期日までに次にあげる書類により学科長に願い出なければならない。

- 一 派遣交流学生個人票（様式1）
- 二 留学・研修等届（様式2）
- 三 推薦書（様式3）

(交流学生の選考)

第4条 交流学生の選考は、学生の所属する学科が行い、学長が決定する。

(交流学生の受入れ)

第5条 交流学生の受入れは、協定大学が行う。

(交流時期)

第6条 交流学生の交流時期は、長期休業中とし、本学の学業に支障のないようにする。

(交流期間)

第7条 交流学生の交流期間は、2週間以内とする。

(費用)

第8条 宿泊費用やその他の費用については自己負担とし、協定大学が定めたものとする。

(実施の細目)

第9条 この規程の実施に関する必要事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て留学生プロジェクトが行う。

附 則

この規程は、平成26年12月11日から施行する。

奈良佐保短期大学交換留学生規程

制 定：平成24年 3月 8日

最近改正：平成27年 4月 1日

(趣旨)

第1条 奈良佐保短期大学学則第43条の3の規定に基づき、この規程を定める。

(履修単位)

第2条 交換留学生の履修は、事前に指定された科目に限る。

(受入時期)

第3条 交換留学生の受入時期は、毎学期の始めとする。

(在学期間)

第4条 在学期間は1年以内とし、期間の延長を認めない。

(出願手続)

第5条 交換留学生を志願する者は、現に在学する大学（以下「在学大学」という。）を経由して、願書（様式1）を提出しなければならない。

2 前項の願書には、次の書類を添えなければならない。

- 一 個人調査書（様式2）
- 二 交換留学生受入れ依頼書（在学大学学部長等が作成した本学学長宛の推薦状）
- 三 履歴書（様式3）
- 四 在学大学の成績証明書
- 五 在学証明書
- 六 日本語能力試験成績証明書
- 七 留学計画書（様式4）
- 八 健康診断書（様式5）
- 九 経費支弁書（様式6）
- 十 その他特に指定する書類

(出願期日)

第6条 前条第1項の出願期日は、履修を希望する3月前までとする。

2 前条第2項の書類は、英語もしくは日本語によるものとする。ただし、原本に日本語を添えた場合は、これを可とする。

(選考)

第7条 交換留学生の選考は各学科が行い、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

(入学許可書の交付)

第8条 入学を許可した時は、在学大学を經由して入学許可書（様式7）を当該学生に交付する。

（履修手続）

第9条 交換留学生は、履修を許可された科目の履修願を指定する期日までに提出しなければならない。ただし、各期10科目以上の履修を必要とする。

（単位の認定）

第10条 交換留学生が履修した科目については、試験その他の方法によりその担当教員が判定した成績に基づき、学長が単位を認定する。

（単位修得証明書）

第11条 前条により単位を認定したときは、単位修得証明書を在学大学に交付する。

（聴講料）

第12条 協定覚書の受入れ人数を超える交換留学生（以下「枠外交換留学生」という。）については、以下の聴講料を徴収する。

講義・演習 1単位につき 10,000円

実習 1単位につき 20,000円

2 前項により徴収する聴講料の上限は各期280,000円とする。

（費用）

第13条 実験実習及び教材に係る特別の費用は、交換留学生（枠外交換留学生を含む。）の負担とする。

2 宿舎等に係る費用については、交換留学生に対しては一部補助を行うが、枠外交換留学生に対しては補助を行わない。

（準用）

第14条 奈良佐保短期大学学則における学生に関する規定は、交換留学生に準用する。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、教務委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。



NARA SAHO
COLLEGE